

2026 年 8 月 3 日

株式会社小学館 御中

調 査 報 告 書

(公表版)

第三者委員会

委員長 伊丹 俊彦

委 員 福原あゆみ

委 員 辺 誠祐

目 次

第 1	調査の概要	1
1	第三者委員会の設置経緯	1
2	本調査の目的及び対象	2
3	当委員会の構成及び体制	2
4	本調査の実施期間	3
5	本調査の実施方法	3
(1)	関係資料の確認	3
(2)	デジタルフォレンジック調査	3
(3)	関係者に対するヒアリング	3
(4)	ホットラインの設置	4
6	本調査に関する留保事項	4
第 2	小学館の概要	5
1	事業内容	5
2	組織体制の概要	5
(1)	全社組織	5
(2)	コミック局	11
(3)	ポスト・セブン局	15
3	漫画の連載に関する意思決定及び実務フロー	17
(1)	編集権と連載に関する意思決定	18
(2)	企画から連載に至るまでの実務フロー	19
(3)	その他部局の関与	20
第 3	小学館における人権コンプライアンスに関する取組	21
1	編集倫理及び出版物の表現内容に関する相談対応	21
2	コンプライアンス及び人権に関する研修	21
3	人権リスクを把握するための取組	22
(1)	社内関係者からの情報把握のための取組	23
(2)	社外関係者からの情報把握のための取組	24
4	人権侵害又はその懸念を把握した場合の対応	26
(1)	コンプライアンス委員会による対応	27
(2)	ハラスメント委員会による対応	28
(3)	重大事案発生時の危機管理に関する対応	30
第 4	本事案に関する調査結果	31
1	マンガワン第 1 事案	31
(1)	判明事実	31

(2) 評価	48
2 マンガワ第2事案	58
(1) 判明事実	58
(2) 評価	69
3 週刊ポスト事案	74
(1) 判明事実	74
(2) 評価	81
第5 本事案以外に確認された事象に関する調査結果.....	85
1 類似事案.....	85
2 本ホットラインに寄せられた情報	85
(1) 本ホットラインに寄せられた申告の取扱い	85
(2) 申告の概要	85
第6 原因分析及びガバナンス上の問題点	88
1 原因分析.....	88
(1) 人権リスクに対する意識及び感度の問題	88
(2) 編集部門における意思決定及びリスク検討の問題	89
(3) 管理部門による関与及び牽制の問題	91
(4) 取引先との関係性を踏まえた管理体制の問題	92
2 ガバナンス上の問題点	93
(1) 通報・相談窓口の整備の問題	93
(2) 人権リスクを含むコンプライアンス上の問題を把握した場合の組織体制の問題	94
(3) 問題事象に対する調査及び対応の問題	95
第7 当委員会による提言	97
1 人権方針の更なる実践	97
(1) 人権教育の拡充	98
(2) 人権デュー・ディリジェンスの実施	99
(3) 取引先による人権方針への理解及び協力の取得	99
2 編集事業に伴う重要リスクの管理体制の強化.....	100
(1) 重要リスクの組織的検討プロセスの整備	100
(2) 取引先との権力の不均衡が構造的に生じやすいことを踏まえた管理体制の強化	101
3 管理部門による関与及び牽制の強化	102
4 通報・相談窓口の見直し	103
5 人権リスクを含むコンプライアンス上の問題を把握した場合の組織体制の整備	104
6 問題事象に対する調査及び対応体制の強化.....	105

第 8 結語.....	106
-------------	-----

定義語リスト¹

定義語	正式名称/内容	定義箇所
小学館	株式会社小学館	第1の1
児童ポルノ禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第1の1
マンガワン第1事案	山本氏が高校の教員時代に同校の女子生徒に性的行為を行っていたことに加え、その後、児童ポルノ禁止法違反で罰金刑を受けたこと等を踏まえ、小学館が『墮天作戦』の連載を中止したにもかかわらず、その後、小学館が、マンガワン編集室の判断の下、「一路一」のペンネームで『常人仮面』の原作者として起用していた事案	第1の1
マンガワン第2事案	小学館が、マンガワン編集室の判断の下、2020年に強制わいせつ罪で有罪判決を受けたマツキ氏を「八ツ波樹」のペンネームで『星霜の心理士』の原作者として起用していた事案	第1の1
週刊ポスト事案	週刊ポスト編集部に所属していた小学館の元従業員A氏が、2018年に取引先の女性に性的行為を求め、2020年に当該行為が小学館内で発覚した後も、別の取引先の女性に同様の行為を繰り返していた事案	第1の1
本事案	マンガワン第1事案、マンガワン第2事案及び週刊ポスト事案	第1の1
当委員会	小学館が2026年3月19日に設置した第三者委員会	第1の1
役職員	小学館の役員及び従業員	第1の5(3)
社内向け ホットライン	当委員会が設置した社内関係者向け第三者委員会専用ホットライン	第1の5(4)
社外向け ホットライン	当委員会が設置した社外関係者向け第三者委員会専用ホットライン	第1の5(4)
本ホットライン	社内向けホットライン及び社外向けホットライン	第1の5(4)
現在	2026年8月3日	第1の6

¹ 定義語は、本報告書における初出順に掲載している。

定義語	正式名称/内容	定義箇所
コミック局統括 常務取締役	第一コミック局から第四コミック局までの4つの コミック局を統括する常務取締役	第2の2(1)イ (ア)
第一・第四コミック 局担当取締役	第一コミック局及び第四コミック局を担当する 取締役	第2の2(1)イ (ア)
第二・第三コミック 局担当取締役	第二コミック局及び第三コミック局を担当する 取締役	第2の2(1)イ (ア)
ポスト・セブン局 統括常務取締役	ポスト・セブン局等を統括する常務取締役	第2の2(1)イ (イ)
ポスト・セブン局 担当取締役	ポスト・セブン局を担当する取締役	第2の2(1)イ (イ)
管理部門 統括常務取締役	社長室及び編集総務局を含む管理部門を統括する 常務取締役	第2の2(1)イ (ウ)
社長室担当取締役	社長室を担当する取締役	第2の2(1)イ (ウ)
編集総務局 担当取締役	編集総務局を担当する取締役	第2の2(1)イ (ウ)
ネーム	漫画の台詞、作画及びコマ割りを検討するため に、初期的に作成するラフ画	第2の2(2)イ (イ)
人権方針	小学館が2026年3月19日に制定した「小学館 人権方針」	第3
人権 コンプライアンス	人権尊重に関連するコンプライアンス	第3
フリーランス法	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する 法律	第3の2
セクシー田中さん 事案	『セクシー田中さん』のテレビドラマ後に原作者 が亡くなり、小学館において調査が実施された事 案	第3の4(3)
被害女性	マンガワン第1事案における、山本氏が性的行為 等に及んだ女性、又はマンガワン第2事案におけ る、マツキ氏から痴漢行為を受けた2名の女性	第4の1(1)ア (ア)b、 第4の2(1)ア
連載再開協議参加者	立川氏、鳥光氏、C氏、H氏、I氏、丸澤氏、小室 氏、福田氏、及び三浦氏の合計9名	第4の1(1)ア (ア)d
被害女性側	マンガワン第1事案における、被害女性及びその 知人	第4の1(1)ア (イ)b

定義語	正式名称/内容	定義箇所
本件 LINE グループ	山本氏、G 氏及び被害女性側を参加者とする LINE グループ	第 4 の 1(1) ア (イ)b
本件民事訴訟	2022 年 7 月、被害女性が山本氏に対して損害賠償を求めて札幌地方裁判所に提起した訴訟	第 4 の 1(1) ア (ウ)
個人販売	出版社を通して書籍を販売するのではなく、作者自身が制作から販売までを一貫して行う出版・販売形式	第 4 の 1(1) ア (ウ)
指導原則	国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」	第 4 の 1(2) ア (ア)
人権尊重 ガイドライン	経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」	第 4 の 1(2) ア (ア)
本連載休止等対応	『墮天作戦』の連載休止・終了に係る小学館の対応	第 4 の 1(2) イ
本新連載開始対応	『常人仮面』の連載開始に係る小学館の対応	第 4 の 1(2) イ
本件性加害行為	マンガワン第 2 事案における、マツキ氏による 2 件の痴漢行為	第 4 の 2(1) ア
週刊ポスト第 1 事案	A 氏の e 氏に対する一連の不適切な性的行為等に係る事案	第 4 の 3(1) ア
週刊ポスト第 2 事案	A 氏の f 氏に対する一連の不適切な性的行為等に係る事案	第 4 の 3(1) ア
本匿名投稿	2025 年 8 月 9 日、小学館公式サイト「お問い合わせ」フォームに投稿された、問合せ対象の雑誌名を「週刊ポスト」とする匿名の投稿	第 4 の 3(1) ウ (ア)
人権デュー・ディリ ジェンス	企業が自らの事業活動に伴う人権への負の影響を特定・評価し、防止・軽減し、その実効性を検証し、必要に応じて説明・情報開示を行う継続的なプロセス	第 7 の 1

人物名一覧表²

定義語	氏名/属性・役職等	初出箇所
秋山氏	秋山修一郎氏（元ポスト・セブン局統括常務取締役）	第2の2(1)イ (イ)
岩重氏	岩重正文氏（管理部門統括常務取締役）	第2の2(1)イ (ウ)
海老原氏	海老原高明氏（専務取締役）	第2の2(1)イ (イ)
大村氏	大村信氏（社長室顧問）	第2の2(1)イ (ア)
加藤氏	加藤睦美氏（社長室担当取締役）	第2の2(1)イ (ウ)
小坂氏	小坂眞吾氏（文化事業局担当取締役、2025年ハラスメント委員会委員長）	第3の4(2)イ
小室氏	小室登志和氏（元社長室顧問）	第2の2(1)イ (ウ)
佐上氏	佐上靖之氏（児童学習局・コミック局統括常務取締役）	第2の2(1)イ (ア)
高橋氏	高橋敦氏（ポスト・セブン局統括常務取締役）	第2の2(1)イ (イ)
立川氏	立川義剛氏（株式会社小学館ナニング代表取締役）	第2の2(1)イ (ア)
鶴田氏	鶴田祐一氏（ポスト・セブン局担当取締役）	第2の2(1)イ (イ)
鳥光氏	鳥光裕氏（第一・第四コミック局担当取締役）	第2の2(1)イ (ア)
花塚氏	花塚久美子氏（専務取締役）	第2の2(1)イ (ウ)
福田氏	福田博章氏（社長室顧問）	第2の2(1)イ (ウ)
マツキ氏	ペンネーム：マツキタツヤ（『アクタージュ act-age』原作者、『星霜の心理士』原作者）	第1の1

² 人物の所属・役職は、原則として当委員会によるヒアリング実施時点のものである。

定義語	氏名/属性・役職等	初出箇所
丸澤氏	丸澤滋氏（教育事業・IP 事業担当常務取締役）	第 2 の 2(1)イ (ア)
三浦氏	三浦和也氏（社長室・総務局・編集総務局担当 取締役）	第 2 の 2(1)イ (ウ)
村山氏	村山広氏（第一・第二・第三・第四コミック局 担当取締役）	第 2 の 2(1)イ (ア)
森氏	森万紀子氏（監査役）	第 2 の 2(1)イ (イ)
山本氏	ペンネーム：山本章一（『墮天作戦』作者、『常 人仮面』原作者）	第 1 の 1
A 氏	A 氏（元ポスト・セブン局週刊ポスト編集部デ スク、元 NEWS ポストセブン編集室）	第 1 の 1
B 氏	B 氏（第四コミック局チーフプロデューサー、 同局マンガワン戦略室長、同局マンガワン編集 室長）	第 2 の 2(2)ア (イ)
C 氏	C 氏（ユニバーサルメディア事業局プロデュー サー、同局 XR 事業推進室長、第四コミック局 マンガワン戦略室、クロスメディア事業局国際 事業センター）	第 2 の 2(2)イ (イ)
D 氏	D 氏（元第四コミック局マンガワン編集室編集 長）	第 2 の 2(2)イ (イ)
E 氏	E 氏（第四コミック局マンガワン編集室編集 長）	第 2 の 2(2)イ (イ)
F 氏	F 氏（社長室シニアマネージャー、ハラスメン ト委員会委員）	第 3 の 4(2)イ
G 氏	G 氏（第四コミック局マンガワン編集室編集 者）	第 4 の 1(1)ア (ア)a
H 氏	H 氏（社長室エキスパートマネージャー）	第 4 の 1(1)ア (ア)c
I 氏	I 氏（社長室顧問）	第 4 の 1(1)ア (ア)c
J 氏	J 氏（編集総務局シニアマネージャー、同局法 務室長、同局社長室リスクマネジメント室）	第 4 の 1(1)ア (ウ)
K 氏	K 氏（第四コミック局マンガワン編集室副編集 長）	第 4 の 1(1)イ (イ)a

定義語	氏名/属性・役職等	初出箇所
L 氏	L 氏（第四コミック局マンガワン編集室副編集長）	第 4 の 1(1)イ (イ)a
M 氏	M 氏（編集総務局ゼネラルマネージャー、社長室リスクマネジメント室）	第 4 の 1(1)ウ
N 氏	N 氏（社長室ゼネラルマネージャー、同室リスクマネジメント室長）	第 4 の 1(1)ウ
O 氏	O 氏（社長室シニアマネージャー、同室広報室長、同室リスクマネジメント室）	第 4 の 1(1)ウ
P 氏	P 氏（第四コミック局マンガワン編集室編集者（フリーランス））	第 4 の 2(1)ウ (ア)
Q 氏	Q 氏（第四コミック局ガガガ文庫編集部編集者（フリーランス））	第 4 の 2(1)ウ (オ)
R 氏	R 氏（第四コミック局マンガワン編集室編集者）	第 4 の 2(1)オ
S 氏	S 氏（ポスト・セブン局 IP コンテンツ開発室長、同局エキスパートエディター、ユニバーサルメディア局 XR 事業推進室）	第 4 の 3(1)イ (イ)
T 氏	T 氏（ポスト・セブン局チーフプロデューサー）	第 4 の 3(1)イ (イ)
U 氏	U 氏（元ポスト・セブン局チーフプロデューサー）	第 4 の 3(1)イ (イ)
V 氏	V 氏（ポスト・セブン局週刊ポスト編集部編集長）	第 4 の 3(1)ウ (ア)
W 氏	W 氏（ポスト・セブン局チーフプロデューサー）	第 4 の 3(1)ウ (ア)
X 氏	X 氏（総務局ゼネラルマネージャー）	第 4 の 3(1)ウ (ウ)a
Y 氏	Y 氏（総務局シニアマネージャー）	第 4 の 3(1)ウ (ウ)a
a 氏	a 氏（『常人仮面』作画担当者）	第 4 の 1(1)イ (イ)b
b 氏	b 氏（臨床心理士）	第 4 の 2(1)イ
c 氏	c 氏（『星霜の心理士』作画担当者）	第 4 の 2(1)エ (イ)

定義語	氏名/属性・役職等	初出箇所
d 氏	d 氏（「マンガワン」連載漫画の原作者）	第 4 の 2(1) オ
e 氏	e 氏（週刊ポスト第 1 事案において A 氏から不適切な性的行為等を受けた女性）	第 4 の 3(1) ア
f 氏	f 氏（週刊ポスト第 2 事案において A 氏から不適切な性的行為等を受けた女性）	第 4 の 3(1) ア

第1 調査の概要

1 第三者委員会の設置経緯

株式会社小学館（以下「**小学館**」という。）は、2015年2月20日から2022年10月31日まで、ウェブコミック配信アプリ「マンガワン」等にて、ペンネーム「山本章一」（以下「**山本氏**」という。）を作者とする漫画『墮天作戦』を連載していた。もっとも、山本氏が、高校の教員時代に同校の女子生徒に性的行為を行っていたことに加え、その後、児童ポルノ禁止法³違反で罰金刑を受けたこと等を踏まえ、小学館は、同作品の連載を休止・終了したものの、マンガワン編集室の判断の下、ペンネームを「一路一」に変えて漫画『常人仮面』の原作者として起用していた。しかし、山本氏が、当該女性から、上記性的行為について民事訴訟を提起されて損害賠償責任が認められたことを受けて、SNS上で、『墮天作戦』と『常人仮面』の原作者は同じ山本氏ではないかとの第三者の投稿が拡散され、これを受け、小学館は、2026年2月28日、上記事実関係を認める旨を公表し謝罪した（以下「**マンガワン第1事案**」という。）。

また、小学館は、2025年8月6日から「マンガワン」で漫画『星霜の心理士』を連載していたところ、同作品の原作者「ハツ波樹」が、かつて株式会社集英社の「週刊少年ジャンプ」で連載されていた漫画『アクタージュ act-age』の原作者で、2020年に強制わいせつ罪で有罪判決を受けたペンネーム「マツキタツヤ」（以下「**マツキ氏**」という。）と同一人物ではないかとの投稿がSNS上で拡散され、2026年3月2日、週刊誌でも報道されることとなった。そこで、小学館は、同日、マツキ氏を『星霜の心理士』の原作者として起用していたことを公表し、その理由について説明した（以下「**マンガワン第2事案**」という。）。

さらに、2026年3月11日、週刊誌において、2018年に、当時週刊ポスト編集部に所属していた元従業員⁴（以下「**A氏**」という。）が、取引先の女性に性的行為を求め、2020年に小学館内で当該行為が発覚した後も別の取引先の女性に同様の行為を繰り返していたこと等が報道された。これを受け、小学館は、同日、当該事案に係る説明と共に、当該元従業員については2025年にも同様の行為が発覚して既に退職したこと等を公表した（以下「**週刊ポスト事案**」といい、マンガワン第1事案及びマンガワン第2事案と合わせて「**本事案**」という。）。

こうした経緯を踏まえ、小学館は、2026年3月19日、本事案及びその他の類似事案について、事実関係の解明と原因を究明し、再発防止に向けた提言を得るため、客観性及び公正性を確保した調査が必要と判断し、第三者委員会（以下「**当委員会**」という。）の設置を決議した。これを受け、当委員会は、同日以降、本調査を開始した。

³ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律を指す。以下同じ。

⁴ 下記第4の3(1)ウ(ウ)cのとおり、A氏は、2025年9月30日付けで小学館を退職している。

2 本調査の目的及び対象

当委員会は、次の事項を本調査の目的及び対象とした。

- (1) 本事案に関する事実関係の解明
- (2) その他の類似事案に関する事実関係の解明
- (3) 上記各事案が発生した原因の分析及び再発防止に向けた提言
- (4) その他当委員会が必要と認めた事項

3 当委員会の構成及び体制

当委員会は、小学館と利害関係を有していない以下の3名の委員により構成される⁵。

委員長 伊丹 俊彦 (WIN 法律事務所 弁護士、元大阪高等検察庁 検事長)

委員 福原あゆみ (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)

委員 辺 誠祐 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)

また、当委員会は、調査補助者として WIN 法律事務所の弁護士2名(西岡環及び伊丹郁人)並びに長島・大野・常松法律事務所の弁護士6名(井上皓子、湯浅諭、薄実穂、初馬真人、山下もも子⁶、及び平林菜摘)を起用し、調査業務に従事させた。いずれの調査補助者についても、小学館との間に利害関係はない。

さらに、当委員会は、デジタルフォレンジック専門業者として KLDISCOVERY Ontrack 株式会社を起用し、デジタルデータの保全・解析業務等に従事させた。

⁵ 当委員会は、日本弁護士連合会が2010年7月15日に策定し、同年12月17日に改訂した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に原則として準拠し、独立性・中立性を保持しながら本調査を実施した。なお、同ガイドライン第2部第2の3「調査報告書の事前非開示」との関係では、新たな類似事案が判明した場合における二次被害の防止、被害者の救済、人権侵害に係る状況の是正及び再発防止策の実現可能性の確認等のため、当委員会は、小学館に対し、必要な範囲で調査の進捗、判明した事実関係及び再発防止策に関する情報共有を行った。ただし、当該情報共有は上記目的に必要な範囲に限られており、本調査における事実認定、評価、原因分析及び提言は、当委員会の独立かつ中立的な判断に基づくものである。

⁶ 同人は、2026年5月22日まで調査補助者として調査に関与した。

4 本調査の実施期間

本調査の実施期間は、2026 年 3 月 19 日から同年 8 月 3 日までである。

5 本調査の実施方法

(1) 関係資料の確認

当委員会は、本調査において、小学館から以下の関連資料の提供を受け、その内容を精査した。

- ・ 小学館の組織図、定款、就業規則、取締役会規程、業務分掌規程その他の社内規程、役員及び会議体に関する資料、並びにマンガワン編集室及び週刊ポスト編集部的人员配置表や各作品の担当者一覧等
- ・ 本事案及び類似事案に関する発行回議録、社内報告資料、出版等許諾契約、関係者間の電子メール、Slack 及び LINE でのやり取り等
- ・ 小学館におけるコンプライアンス及び人権・ハラスメント対応体制に関する、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス教育・研修に関する資料、ハラスメント防止規程、内部通報制度に関する規程及び運用資料その他当委員会が必要と認めた資料

(2) デジタルフォレンジック調査

当委員会は、本調査の目的及び対象に関連する範囲の電子メール及び Slack の電子データ、その他の電子ファイル等を収集・保全し、これらの電子データ等に対してデータベース化の処理を施した上で、当委員会の設定したキーワードによる絞込みをかけた 14,183 件を対象として精査を行った。

(3) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、上記 4 の調査期間中、小学館の役員及び従業員（以下「**役職員**」という。）並びに退職者その他の社外関係者合計 48 名を対象に、延べ 62 回のヒアリングを実施した⁷。

⁷ なお、マンガワン第 1 事案の被害女性に対しては、質問事項を記載した書面を送付し、回答を得た。ま

(4) ホットラインの設置

当委員会は、本調査において、本事案に関する事実関係の解明に加え、その他の類似事案の有無を確認するため、2026 年 4 月 17 日から同年 5 月 1 日までの期間⁸、小学館及び同社の関係会社⁹に在籍する全役職員（出向社員・契約社員等を含む。）を対象として、「社内関係者向け第三者委員会専用ホットライン」（以下「**社内向けホットライン**」という。）を設置した。

また、当委員会は、本調査の対象とする事案の性質上、フリーランスを含む取引先や元役職員等のみが認識している情報が存在する可能性があることを考慮し、上記と同様の期間、小学館及び同社の関係会社¹⁰の元役職員及び取引先（フリーランスを含む。）その他の関係者を対象として、「社外関係者向け第三者委員会専用ホットライン」（以下「**社外向けホットライン**」といい、社内向けホットラインと合わせて「**本ホットライン**」という。）を設置した。

当委員会は、本ホットラインを通じて、①本事案に関する事実関係及び意見、②類似事案に関する事実関係及び意見、並びに③本事案及び類似事案が発生した原因に関する意見について情報の提供を求めた。

その結果、本ホットラインには合計 44 件（社内向けホットライン 15 件、社外向けホットライン 29 件）の申告が寄せられた。

6 本調査に関する留保事項

本調査は、法的強制力を伴わず、小学館及び関係者の任意の協力に基づき、限られた時間及び条件の下で実施されたものである。本報告書は、現在¹¹までに当委員会が収集した資料及び情報等に基づいて報告するものであり、それ以外の事項について報告するものではない。本調査において当委員会がアクセスできなかった重要な関係資料又は情報等の存在や、小学館から提供を受けた関係資料又は従業員へのヒアリング等により得られた供述等に誤り等が存在する場合には、本報告書の内容を修正・変更すべき場合がある。

また、本報告書の内容は、裁判所、監督官庁等による将来の事実認定・法的評価等に係る判断の結果を保証するものではない。

た、週刊ポスト事案の各被害女性からは、当時の事実経緯や当委員会に対する意見等が記載された書面を受領した。

⁸ ただし、設置期間後に受領した申告についても当委員会において検討を実施した。

⁹ 当委員会は、小学館と協議の上、ホットラインの利用対象となる小学館の「関係会社」として、定期的開催される連絡会等を通じて小学館がグループとして一体的な管理運営を行うとともに、本事案に類似する問題事象が発生し得る出版関連業務を営んでいるとの観点から、合計 26 社を選定した。

¹⁰ 社内向けホットラインの対象として選定した合計 26 社である。

¹¹ 本報告書作成時点である 2026 年 8 月 3 日を指す。以下同じ。

第2 小学館の概要

1 事業内容

小学館は、1922年に創業された総合出版社であり、雑誌、書籍、コミックその他の出版物の編集及び発行を主たる事業としている。

同社は、「週刊少年サンデー」、「週刊ビッグコミックスピリッツ」等の雑誌及びコミックレーベルを展開しており、多数の漫画家、作家その他のクリエイターとの協働を通じて作品・コンテンツの制作及び発信を行っている。また、近年は、紙媒体による出版事業に加え、ウェブコミック配信アプリ「マンガワン」をはじめとするデジタル配信事業、ライセンスビジネス、映像化事業その他のコンテンツビジネスを展開しており、多数の漫画作品及び知的財産を管理している。

2 組織体制の概要

(1) 全社組織

ア 概要

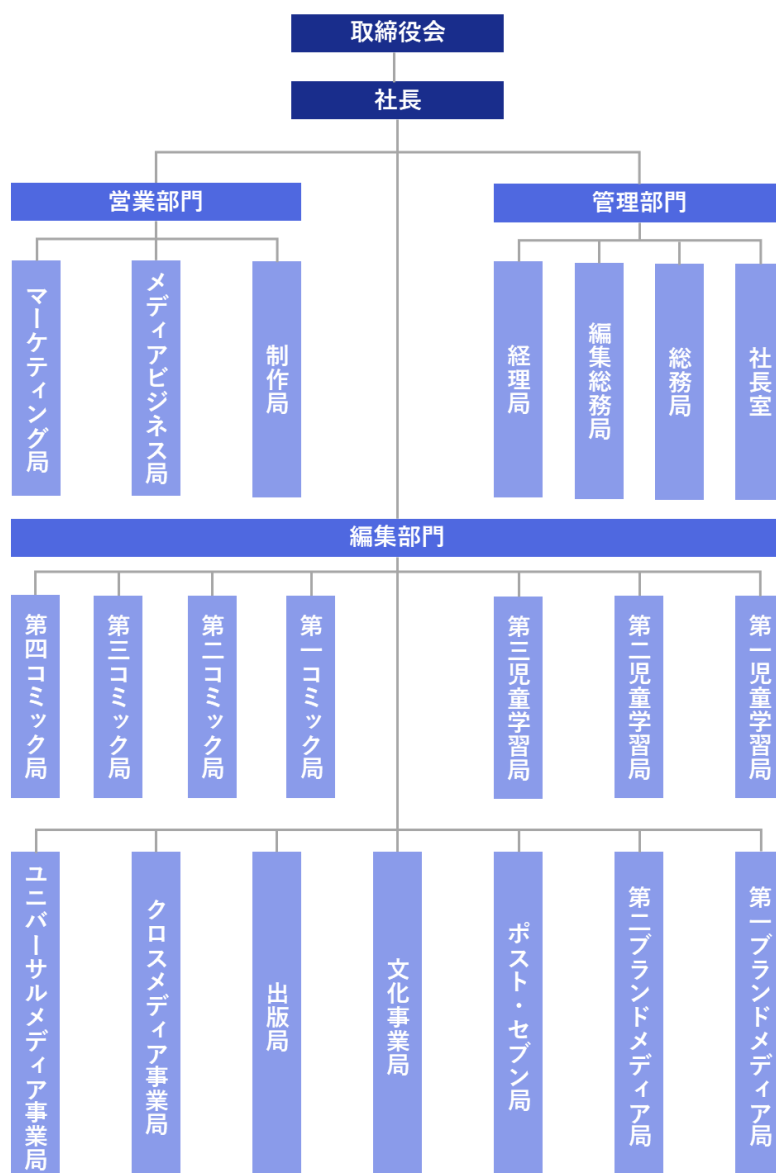
小学館は、図1のとおり、取締役会及び代表取締役社長の下に、①編集部門、②営業部門及び③管理部門を配置している。

このうち、①編集部門には、コミック局、児童学習局、ブランドメディア局、ポスト・セブン局その他の編集組織が、②営業部門には、マーケティング局、メディアビジネス局及び制作局が、③管理部門には、社長室、総務局、編集総務局及び経理局が、それぞれ置かれている。

本調査の目的及び対象との関係では、マンガワン編集室を所管する第四コミック局を含む各コミック局及び週刊ポスト編集部を所管するポスト・セブン局に加え、社長室及び編集総務局が重要な役割を担っている。社長室は、対外折衝事項や社内及び関係会社における横断的な懸案事項への対応、経営情報の管理等を所管しているほか、広報室を通じてメディア対応及び緊急時の広報対応を担っており、2025年10月以降は、リスクマネジメント室を通じて重大事案発生時の危機管理に関する対応を行っている。また、編集総務局には法務室が設置されており、同室において法務、コンプライアンス、危機管理、編集倫理に関する助言及び情報収集、社内研修セミナーの実施等を所管している。

なお、本調査の目的及び対象との関係で特に重要となる第四コミック局及びポスト・セブン局の体制については、下記(2)及び(3)においてそれぞれ詳述する。

図 1：小学館の組織図（2026 年 8 月 3 日現在）



イ 役員構成

本調査開始時点における小学館の役員は、取締役会長 1 名及び代表取締役社長 1 名のほか、2 名の専務取締役、6 名の常務取締役、15 名の取締役、並びに 3 名の監査役である¹²。

本調査の目的及び対象との関係では、主にマンガワン編集室を所管する第四コ

¹² 2026 年 5 月 21 日、当時の取締役会長が退任し相談役に就任しており、同日以降、取締役会長は不在である。

ミック局を含む各コミック局及び週刊ポスト編集部を含むポスト・セブン局並びに社長室及び編集総務局の統括体制が問題になり得ることから、当該各部門を所管する役員の構成及び変遷について、以下のとおり概説する。

(ア) コミック局

小学館の編集部門には、第一コミック局から第四コミック局までの 4 つのコミック局が配置されており、これらのコミック局を統括する常務取締役（以下「**コミック局統括常務取締役**」という。）が置かれている。また、その下に、第一コミック局及び第四コミック局を担当する取締役（以下「**第一・第四コミック局担当取締役**」という。）、並びに第二コミック局及び第三コミック局を担当する取締役（以下「**第二・第三コミック局担当取締役**」という。）が置かれている¹³。

コミック局統括常務取締役については、2019 年 5 月 23 日から 2025 年 5 月 21 日までは丸澤滋氏（以下「**丸澤氏**」という。）が、同月 22 日以降は佐上靖之氏（以下「**佐上氏**」という。）が、これを務めている。

第一・第四コミック局担当取締役については、2019 年 5 月 23 日¹⁴から 2023 年 5 月 24 日までは立川義剛氏（以下「**立川氏**」という。）が、同月 25 日から 2025 年 5 月 21 日までは大村信氏（以下「**大村氏**」という。）が、同月 22 日以降は鳥光裕氏（以下「**鳥光氏**」という。）が、これを務めている。

第二・第三コミック局担当取締役については、2019 年 5 月 23 日¹⁵から 2025 年 5 月 21 日までは大村氏が、同月 22 日以降は村山広氏（以下「**村山氏**」という。）が、これを務めている。

なお、2026 年 5 月 21 日付けの役員人事により、鳥光氏及び村山氏は、いずれも第一コミック局から第四コミック局までの全 4 局を担当する取締役となっている。

以上の変遷を整理すると、表 1 のとおりとなる。

¹³ なお、コミック局以外の担当を兼ねている取締役も存在する。

¹⁴ ただし、第一コミック局については 2020 年 5 月 21 日から担当となった。同月 20 日までは、佐上氏が第一コミック局の担当を務めていた。

¹⁵ ただし、第二コミック局については 2020 年 5 月 21 日から担当となった。同月 20 日まで、佐上氏が、第二コミック局担当を務めていた。

表 1：コミック局を所管する役員

時期	コミック局 統括常務取締役	第一・第四コミック 局担当取締役	第二・第三コミック 局担当取締役
2020 年 5 月 21 日～	丸澤滋氏	立川義剛氏	大村信氏
2023 年 5 月 25 日～	丸澤滋氏	大村信氏	大村信氏
2025 年 5 月 22 日～	佐上靖之氏	鳥光裕氏	村山広氏
2026 年 5 月 21 日～	佐上靖之氏	鳥光裕氏、村山広氏	

(イ) ポスト・セブン局

小学館の編集部門には、ポスト・セブン局も配置されており、同局等を統括する常務取締役（以下「**ポスト・セブン局統括常務取締役**」という。）が置かれている。また、その下に、ポスト・セブン局を担当する取締役（以下「**ポスト・セブン局担当取締役**」という。）が置かれている。

ポスト・セブン局統括常務取締役については、2014 年 5 月 22 日から 2022 年 5 月 25 日までは秋山修一郎氏（以下「**秋山氏**」という。）が、同月 26 日から 2023 年 5 月 24 日までは海老原高明氏（以下「**海老原氏**」という。）が、2025 年 5 月 22 日以降は高橋敦氏（以下「**高橋氏**」という。）がこれを務めている¹⁶。

ポスト・セブン局担当取締役については、2014 年 5 月 22 日から 2019 年 5 月 22 日までは海老原氏が、同月 23 日から 2024 年 5 月 22 日までは森万紀子氏（以下「**森氏**」という。）が、同月 23 日以降は鶴田祐一氏（以下「**鶴田氏**」という。）が、これを務めている。

以上の変遷を整理すると、表 2 のとおりとなる。

表 2：ポスト・セブン局を所管する役員

時期	ポスト・セブン局 統括常務取締役	ポスト・セブン局 担当取締役
2014 年 5 月 22 日～	秋山修一郎氏	海老原高明氏
2019 年 5 月 23 日～	秋山修一郎氏	森万紀子氏
2022 年 5 月 26 日～	海老原高明氏	森万紀子氏
2023 年 5 月 25 日～	—	森万紀子氏
2024 年 5 月 23 日～	—	鶴田祐一氏
2025 年 5 月 22 日～	高橋敦氏	鶴田祐一氏

¹⁶ 海老原氏は、2023 年 5 月 25 日に専務取締役に就任した。同日から 2025 年 5 月 21 日まで、ポスト・セブン局統括常務取締役は不在であったが、海老原氏がその役割を果たしていた。

(ウ) 社長室及び編集総務局

社長室及び編集総務局を含む管理部門についても、同部門を統括する常務取締役（以下「**管理部門統括常務取締役**」という。）の下、社長室を担当する取締役（以下「**社長室担当取締役**」という。）、及び編集総務局を担当する取締役（以下「**編集総務局担当取締役**」という。）が置かれている¹⁷。

管理部門統括常務取締役については、2018年5月24日から2022年5月25日までは小室登志和氏（以下「**小室氏**」という。）が、2021年5月20日から2025年5月21日までは福田博章氏（以下「**福田氏**」という。）が¹⁸、同月22日以降は岩重正文氏（以下「**岩重氏**」という。）がこれを務めている。

社長室担当取締役及び編集総務局担当取締役については、2019年5月23日以降、福田氏及び岩重氏が務めていたほか、その後、花塚氏、加藤睦美氏（以下「**加藤氏**」という。）及び三浦和也氏（以下「**三浦氏**」という。）が加わるなど、一部期間においては複数名が同時に担当していた。

以上の変遷を整理すると、表3のとおりである。

表3：社長室及び編集総務局を所管する役員

時期	管理部門 統括常務取締役	社長室 担当取締役	編集総務局 担当取締役
2018年5月24日～	小室登志和氏	—	—
2019年5月23日～	小室登志和氏	福田博章氏	福田博章氏
2021年5月20日～	小室登志和氏 福田博章氏	岩重正文氏	—
2022年5月26日～	福田博章氏	花塚久美子氏 岩重正文氏	岩重正文氏
2023年5月25日～	福田博章氏 花塚久美子氏	岩重正文氏	岩重正文氏
2024年5月23日～	福田博章氏 花塚久美子氏	岩重正文氏 加藤睦美氏	岩重正文氏
2025年5月22日～	岩重正文氏	加藤睦美氏 三浦和也氏	三浦和也氏

¹⁷ なお、社長室及び編集総務局以外の担当を兼ねている取締役も存在する。

¹⁸ 2023年5月25日から2025年5月21日までの間は、常務取締役であった花塚久美子氏（以下「**花塚氏**」という。）も、「関係会社統括補佐」を担当するとともに、社長室の担当も務めていた。

ウ 主要な会議体

小学館では、経営上又は業務上の重要事項を共有・審議するため、複数の会議体が設けられている。このうち、本調査の目的及び対象との関係で重要と考えられる局横断的な会議体は、以下のとおりである。

なお、各局、各室等において開催されている定例会議については、下記(2)及び(3)で述べる。

(ア) 取締役会

会社法上の機関として、会社の業務執行に関する重要事項を決定する機関であり、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役、取締役及び監査役が出席し、原則として月1回開催されている。

(イ) 常務会議

会社経営に関する重要事項を審議する会議体であり、代表取締役社長、専務取締役及び常務取締役が出席し、原則として月2回開催されている。同会議において結論が得られた事項については、必要に応じて取締役会に付議されている。

(ウ) 全社連絡会

各局における販売売上、広告売上、メディア化情報その他の重要事項を共有するための会議体であり、取締役、ゼネラルマネージャー及びチーフプロデューサーが出席している。同会議で共有された内容は、会議後に各職制を通じて従業員に周知される運用となっている。原則として月1回開催されている。

(エ) 編集連絡会

編集業務における留意事項、出版業界における事案、訴訟その他編集部門に関連する事項を共有することを目的とする会議体であり、取締役、ゼネラルマネージャー、シニアマネージャー、エキスパートマネージャー、チーフプロデューサー、プロデューサー及びエキスパートプロデューサーが出席している。原則として月1回開催されている。

(2) コミック局

ア コミック局全体

(ア) 概要

上記(1)イ(ア)のとおり、小学館の編集部門には第一コミック局から第四コミック局までの4つのコミック局が設置されており、各コミック局が漫画作品の企画、編集、連載管理、単行本化、ライセンス展開等のコミック事業を担っている。

各コミック局の下には、漫画雑誌の編集組織、デジタルコミックの編集組織及び関連事業組織が配置されており、その概要は図2のとおりである。

図2：コミック局の体制（2026年8月3日現在）

第一コミック局	第二コミック局	第三コミック局	第四コミック局
・ ちゃお事業室 ・ ぷっちぐみ事業室 ・ Sho-Comi編集室 ・ ベツコミ編集室 ・ Cheesel編集室 ・ プチコミック編集室 ・ flowers編集室 ・ デジタルメディア企画室 ・ ジュニア文庫編集室	・ コロコロコミック ・ コロコロイチバン! ・ コロコロ企画室 ・ 少年サンデー ・ サンデー企画室 ・ サンデーGX ・ ゲッサン ・ てれびくん ・ コナンルーム	・ ビッグコミックスピリッツ ・ ビッグコミックスペリオール ・ ビッグコミックオリジナル ・ ビッグコミック ・ ビッグ企画室 ・ やわらかスピリッツ ・ コミックR&D室 ・ ゴルゴ13 ルーム ・ ライツIPマネジメント室	・ ガガガ文庫 ・ デジタルコミック企画室 ・ コミックス企画室 ・ マンガワン編集室 ・ マンガワン戦略室 ・ コミックアライアンス事業室

(イ) 人員体制

上記(1)イ(ア)のとおり、小学館では、コミック局統括常務取締役及び担当取締役が置かれているほか、各コミック局にはチーフプロデューサー及びプロデューサーが配置され、その下に連なる複数の編集室等の監督を担っている。

本調査の目的及び対象に関係する第三コミック局及び第四コミック局のチーフプロデューサー及びプロデューサーの変遷は、表4のとおりである。

表4：第三・第四コミック局におけるチーフプロデューサー
及びプロデューサーの変遷

時期	第三コミック局		第四コミック局	
	チーフ プロデューサー	プロデューサー	チーフ プロデューサー	プロデューサー
2019年7月～	大村信氏	従業員2名	立川義剛氏	鳥光裕氏 村山広氏 ほか従業員1名
2020年8月～	村山広氏	従業員2名	鳥光裕氏	従業員1名
2020年10月～	村山広氏	従業員2名	鳥光裕氏	B氏
2021年10月～	村山広氏	従業員2名	鳥光裕氏	B氏 ほか従業員1名
2024年7月～	村山広氏	従業員3名	鳥光裕氏	B氏
2024年10月～	村山広氏	従業員4名	鳥光裕氏	B氏
2025年7月～	従業員1名	従業員3名	B氏	従業員1名
2025年10月～	従業員1名	従業員4名	B氏	従業員2名

(ウ) 主要な会議体

a 編集長会議

各コミック局においては、編集長会議が定期的開催されている。

編集長会議には、各編集部又は編集室の編集長及び担当取締役等が参加し、各媒体の運営状況、編集上の課題、業界動向その他編集部門に関する事項について情報共有及び意見交換が行われている。

b 運営会議

各コミック局においては、チーフプロデューサー、プロデューサー及び担当取締役等による運営会議も開催されている。

運営会議では、コミック局全体の運営方針、人事、予算、業界団体への対応、コンプライアンス上の課題その他管理運営上の事項について協議が行われ、個別作品に関する問題や作家対応に関する情報が共有されることもあり、コミック局の幹部間の主要な情報共有の場として機能している。

イ マンガワン編集室

(ア) 概要

マンガワン編集室¹⁹は、「マンガワン」に掲載する漫画作品の企画、編集及び掲載を担当する部署であり、第四コミック局に属している。

「マンガワン」は、小学館が2014年2月4日に開始したデジタルコミック配信サービスであり、スマートフォン向けアプリとして提供されているほか、「マンガワン」公式サイト上でも閲覧することができる。同サービスでは、ウェブコミック配信サイト「裏サンデー」の掲載作品や、小学館が発行する漫画雑誌の掲載作品等に加え、同サービスのオリジナル作品も配信されている。上記第1の1のとおり、マンガワン第1事案の対象作品である『墮天作戦』及び『常人仮面』、並びにマンガワン第2事案の対象作品である『星霜の心理士』は、いずれも「マンガワン」で連載されていた。

(イ) 人員体制

マンガワン編集室には、室長の下に編集長が置かれ、その下に副編集長及び編集者が配置されている。

室長は、マンガワン編集室全体を統括する立場にあり、2021年10月13日以降は、チーフプロデューサーであるB氏がこれを務めている。

編集長は、「マンガワン」に掲載する作品の企画、原作者・作画家の起用、連載開始及び継続等に関する最終的な判断を行う立場にある。なお、小学館においては、このような編集上の決定権限について、社内規程等に基づく明確な定めや全社的なルールは存在せず、基本的には各編集室等の運用に委ねられている。実際に、他の漫画や雑誌の編集室においては、連載会議等の合議体において連載の可否が決定される場合もあるが、マンガワン編集室にはそのような定例の連載会議は存在せず、担当編集者が個別に企画を提出し、編集長の承認を得ることで連載が決定される運用が採られていた。

マンガワン編集室の編集長は、2019年7月11日から2022年10月12日までにはC氏が、同月13日から2025年2月18日まではD氏が、それぞれ務めていた。

なお、D氏は2025年2月に退職し、これを機に同月19日から同年10月15日まで

¹⁹ マンガワン編集室の前身は、2016年に第四コミック局の新設に伴って設置されたマンガワン事業室である。マンガワン事業室は、漫画編集機能とアプリ運営機能を併せ持つ組織として運営されていたが、2022年10月13日付けで、編集機能を担うマンガワン編集室と、アプリ運営等を担うマンガワン戦略室に分離された。なお、本報告書では、便宜上、マンガワン事業室についても、2022年10月13日以降の組織名称である「マンガワン編集室」と記載することとする。

での間は編集長が不在となったが、室長である B 氏が実質的に編集長の役割を担っていた。その後、同年 10 月 16 日以降は E 氏が編集長を務めている。

また、小学館においては、次期編集長候補として編集長代理という肩書の役職が設けられることがあり、マンガワン編集室においても、2021 年 10 月 13 日から 2022 年 10 月 12 日まで、D 氏が編集長代理を務めていた。

マンガワン編集室における室長、編集長及び編集長代理の変遷は、表 5 のとおりである。

表 5：マンガワン編集室における室長、編集長及び編集長代理の変遷

時期	室長	編集長	編集長代理
2016 年 7 月 14 日～	従業員 1 名	従業員 1 名	—
2017 年 7 月 13 日～	村山広氏	—	—
2018 年 7 月 12 日～	村山広氏	—	C 氏
2019 年 7 月 11 日～	鳥光裕氏	C 氏	—
2021 年 10 月 13 日～	B 氏	C 氏	D 氏
2022 年 10 月 13 日～	B 氏	D 氏	—
2025 年 2 月 19 日～	B 氏	—	—
2025 年 10 月 16 日～	B 氏	E 氏	—

副編集長は、編集長の下に配置され、編集者から提出された企画やネーム²⁰の確認、助言等を行う立場にある。もっとも、連載可否を決定する権限は有しておらず、上記のとおり、最終的な判断は編集長が行っていた。

なお、マンガワン編集室では、室の拡大に伴い、2020 年頃から編集長の下に班長を配置する班制度が導入された²¹。班長は、担当編集者から企画やネームについて提出を受けることがあるが、副編集長と同様、あくまで企画やネームの内容に対して助言を行う立場にあり、連載可否を決定する権限は有しておらず、最終的な判断は編集長が行うこととされている。もっとも、マンガワン編集室においては、班制度導入後も編集者から副編集長又は編集長への直接の報告が行われることがあり、レポートラインは必ずしも一律に運用されていなかった。

²⁰ ネームとは、漫画の台詞、作画及びコマ割りを検討するために、初期的に作成するラフ画のことを指す。以下同じ。

²¹ なお、マンガワン編集室員の中には、正式な班体制が構築されたのは 2023 年頃であり、それまでは勉強会のまとまりを「班」と称していた旨を供述している者も存在し、班制度に関する認識は同室員の間でもばらつきがあったことが窺われる。

(ウ) 主要な会議体

マンガワン編集室においては、編集会議が定期的に行われている。編集会議では、新連載企画や編集部運営に関する事項が共有されるほか、編集長から編集者に対する業務上の指示等が行われている。ただし、上記(イ)のとおり、マンガワン編集室には、他の漫画雑誌編集部で開催されるような定例の連載会議は存在せず、担当編集者が編集長の承認を得ることで連載が決定される運用が採られていた。

また、「マンガワン」はアプリ媒体であることから、アプリ運営会社との間で、作品掲載時期、バナー制作、販促施策その他アプリ運営に関する打合せが継続的に行われている。新連載作品についても、掲載時期や告知方法等に関して同社との調整が行われている。

(3) ポスト・セブン局

ア ポスト・セブン局全体

(ア) 概要

ポスト・セブン局は、小学館において、主にニュース、言論等の分野を取り扱っており、2018年当時は、週刊ポスト編集部、女性セブン編集部、SAPIO編集部、NEWS ポストセブン編集部、新書・書籍編集部及びアドバトリアル室から構成されていた。その後、SAPIO編集部は廃止され、現在は、週刊ポスト編集部、女性セブン編集部、NEWS ポストセブン編集部、新書・書籍編集部、アドバトリアル室及びIPコンテンツ開発室の2部4室体制となっている。

週刊ポスト編集部は、主に男性の読者層を対象とする総合週刊誌「週刊ポスト」の制作及び編集を行っており、女性セブン編集部は、女性の関心事に特化した週刊誌「女性セブン」の制作及び編集を行っている。また、NEWS ポストセブン編集部は、「NEWS ポストセブン」、「マネーポストWEB」、「女性セブンプラス」、「介護ポストセブン」の4つの公式サイト運営及び編集を行っている。これらに加え、新書・書籍編集部は、新書・単行本の企画・編集を、アドバトリアル室は、ポスト・セブン局内の広告案件に関連する編集部と広告主との間の調整を、IPコンテンツ開発室は、知的財産の活用、デジタル写真集の編集等を、それぞれ担っている。

(イ) 人員体制

上記(1)イ(イ)のとおり、ポスト・セブン局には、担当常務取締役及び担当取締役が置かれているほか、局全体の運営及び担当編集部・室を総括するチーフプロデューサー及びプロデューサーが配置され、その下に連なる複数の編集部及び室の運営・総括を行っている。

(ウ) 主要な会議体

a 全体会議

ポスト・セブン局においては、所属役職員全員が参加し、連絡事項等を伝達する全体会議が定期的に行われている。

b CP 会議

ポスト・セブン局においては、担当常務取締役、担当取締役、チーフプロデューサーが参加し、ポスト・セブン局の運営について検討する CP 会議が定期的に行われている。

c CPP 会議

ポスト・セブン局においては、担当取締役、チーフプロデューサー、プロデューサーが参加し（担当常務取締役も参加することがあるが、参加しないことが多い）、ポスト・セブン局の運営について、CP 会議よりも個別詳細な事案を検討する CPP 会議が行われている。

イ 週刊ポスト編集部

(ア) 概要

週刊ポスト編集部は、「週刊ポスト」の制作・編集を担当する部署であり、ポスト・セブン局に属している。

週刊ポストは、主に男性ライフスタイル誌の読者層をターゲットとする総合

週刊誌であり、政治・経済・社会問題から芸能等の情報に関する特集記事、グラビア、小説やエッセイ等が掲載されている。

(イ) 人員体制

週刊ポスト編集部では、編集長が置かれ、その下に副編集長、デスク及び編集者が配置されている。

編集長は、週刊ポスト編集部全体を統括する立場にあり、週刊ポストにおける記事の掲載、週刊ポスト編集部内の担当替え等について最終的に決定を行う立場にある。なお、上記(2)イ(イ)と同様、小学館においては、週刊ポストの編集長の権限について、社内規程等に基づく明確な定めは存在せず、記事の掲載の決定方針等は、編集長の運用に委ねられている。

副編集長は、週刊ポスト編集部内の班を統括し、その下でデスクが補佐をしている。編集者は、記事の企画から取材、進行管理等を行っている。

週刊ポスト編集部では、政治・経済・社会問題から芸能等の情報まで幅広く取材・企画・制作をする特集班、グラビアページを企画・制作するグラビア班、小説やエッセイ等の連載ページを担当する連載班の3つの班に分かれている。記事の掲載の決定方針については、上記のとおり、編集長の運用に委ねられており、各班によっても運用が異なっている。

(ウ) 主要な会議体

上記(イ)のとおり、編集部の運営は編集長に任せられているため、特集班、グラビア班及び連載班の各班に設置された担当副編集長が取りまとめて、企画ごとに都度、必要な会議を開いているが、決められた定例会議として開催されているものは存在しない。

3 漫画の連載に関する意思決定及び実務フロー

本調査の目的及び対象においては、作家等の起用及び漫画の連載の可否に関する意思決定の在り方が重要な論点となる。

そこで、以下では、本事案及び類似事案の事実関係及び原因分析の前提として、小学館における編集権と連載に関する意思決定の在り方について説明した上で、漫画の連載開始に至るまでの実務上のフロー及び管理部門等の関与について、本調査の目的及び対象に関連する範囲で概説する。

(1) 編集権と連載に関する意思決定

一般に、出版社においては、掲載する作品の内容、編集方針、作家又は原作者の起用等について、編集部門、特に各媒体の編集長が主体的な判断権限を有しており、このような権限は「編集権」として理解されている。

編集権が編集部門に委ねられているのは、作品の価値、表現内容の当否、作家の創作上の特性及び媒体との適合性等に関する判断が、編集に関する専門的知見及び経験を要するものであるとともに、表現の自由及び出版活動の独立性を確保する必要があるためである。そのため、出版社においては、個別作品に関する編集上の判断について、編集長の専門的判断が広く尊重される傾向にある。

小学館においても、掲載する作品の内容、作家又は原作者の起用、連載開始及び連載継続の可否等に関する意思決定は、編集権の問題として、基本的には各媒体の編集長が行うべきものと理解されている。そして、このような編集権は強く尊重されるべきものと考えられており、編集長が編集権に基づいて行った判断については、他の編集部門、管理部門又は上位役職者であっても、これを尊重するとの考え方が広く共有されている。また、少なくともマンガワン編集室では、前任の編集長が行った連載開始又は連載継続に関する判断について、後任の編集長もこれを尊重し、特段の事情がない限り維持すべきものと認識されていた。

また、連載に関する意思決定の方法についても、基本的には各編集長に委ねられている。具体的な運用は編集室ごとに異なり、上記 2(2)イ(イ)で述べたマンガワン編集室のように、担当編集者が企画を提出し、編集長の承認を得ることで意思決定を行う運用もあれば、編集室内での合議を経て意思決定を行う運用も存在するが、いずれの場合も、最終的な判断権限は、基本的には編集長にあるものと理解されている。

他方で、出版社は、作品の編集を行う主体であると同時に、自らの名において作品を発行し、その内容及び発行に伴う結果について社会的及び法的責任を負う立場にある。こうした発行責任者は一般に「発行人」と呼ばれ、紙媒体の出版物では、発行に関する責任の所在を示すため、奥付に出版社名又は当該出版社における特定の役職者等の個人名が「発行人」として記載されることがある。発行人は、出版物を社会に送り出す主体として、当該出版物の発行について責任を負う立場にある。

小学館においても、少なくとも紙媒体の出版物については発行人が設けられており、書籍等の奥付にも発行人としての個人名が記載されている。一方で、マンガワン第 1 事案及びマンガワン第 2 事案の対象作品が連載されていた「マンガワン」はウェブコミック配信サービスであり、紙媒体の出版物のように発行人を明示する運用は採られていない。

(2) 企画から連載に至るまでの実務フロー

上記(1)のとおり、小学館においては、連載に関する具体的な運用や意思決定の方法は編集室ごとに異なるものの、漫画の企画から連載に至るまでの基本的な流れは、概ね以下のとおりである。

① 作品の構想：

作家と担当編集者がやり取りを重ねながら、連載候補となる作品の構想を練る。場合によっては、具体的な企画として提出する前に、編集長を含む他の編集者へ相談し、その意見を踏まえながら構想を具体化し、ネームを作成する。

② 企画の提出及び連載可否の判断：

担当編集者は、上記過程を経て完成したネームを編集長に提出する。編集室によっては、ネームに加えて企画書を作成する場合もあり、その際には3話分程度のネームの提出が求められることもある。編集長は、提出された企画について、作品の内容、完成度、媒体の編集方針との適合性等を踏まえ、連載の可否を判断する。その過程で、編集長から企画又はネームの修正を求められ、当該修正を経た上で改めて判断が行われる場合もある。また、上記(1)のとおり、編集室内での合議を経る場合もある。

③ 連載スケジュールの決定等：

連載決定後、具体的な連載スケジュールを決定し、その後、作家との間で出版等許諾契約を締結するとともに、作品登録その他の社内手続を行う。

④ 入稿・校正・校了：

作家が完成させた漫画の原稿について、編集部において入稿作業²²を行う。その後、製版会社と編集部において校正作業²³を行い、校正終了（校了）後²⁴、完成した作品のデータを製版会社へ納品する。

⑤ 連載：

校了した原稿について、紙媒体での連載であれば印刷及び販売を行い、電子媒体での連載であれば校了データを各種アプリケーション上で配信することで、連載が開始される。

²² 入稿作業とは、漫画のセリフをどのように活字にするかを指定するなど、原稿に必要な指示を添えて原稿を製版会社へ渡すことを指す。

²³ 校正作業とは、活字にした台詞等に誤りや体裁の不一致がないか等を確認する作業のことを指す。

²⁴ 校了とは、校正作業を完了させることを指す。なお、訂正箇所が少ない場合等には、製版会社の責任で訂正し校了する責任校了（責了）という対応で済ませる場合もある。

(3) その他部局の関与

上記(1)及び(2)のとおり、作品の企画から連載に至るまでの業務は、編集長の判断の下、基本的に各編集部門のみで進められる。もっとも、その過程において法務、契約又は広報上の検討が必要となる場合には、関係部局との間で個別に連携が行われることがある。

具体的には、差別的表現や残酷表現その他表現の適否について検討が必要となる場合には、各編集室から編集総務局法務室に相談がなされる。また、作家との契約締結に当たり、契約書のレビューが必要となる場合には、各編集室の判断により編集総務局知財・契約室に相談がなされる²⁵。その他、作品の連載等に関し何らかの広報対応が必要と判断された場合には、社長室下に設置されている広報室と連携して対応を検討することとなっている。

一方、このような編集部門と管理部門とのやり取りは、あくまで個別の相談ベースで行われることが基本であった。

さらに、上記 2(1)ウのとおり、小学館には、営業部門を含む一定の役職者以上が参加する定例の会議体が設けられているが、編集部門と管理部門が、個別作品に関する法務・コンプライアンス上の課題を定期的に共有し、協議する定例の会議体は設けられていない。

²⁵ 小学館では、2021 年 10 月 12 日までは、法務機能を法務・契約室という単一の部署が担っていたが、デジタル領域の業務拡大を背景に、契約書レビューに関する相談が増加するなどしていたことを踏まえ、同月 13 日以降、表現に関係する法律相談を受け付ける法務室と、出版等許諾契約の管理等を主に行う知財・契約室に分化した。

第3 小学館における人権コンプライアンスに関する取組

小学館は、本事案の発覚を契機として、2026年3月19日に「小学館 人権方針」（以下「**人権方針**」という。）を制定したほか、当委員会の設置及び本ホットラインの開設を踏まえ、コンプライアンス窓口の利用対象を取引先等の社外関係者にも拡大するなど、人権尊重に関連するコンプライアンス（以下「**人権コンプライアンス**」という。）上の取組を進めている。そこで、以下では、小学館における人権コンプライアンスに関連するこれまでの取組の概要を、本事案の発覚後に新たに実施され、又は運用が変更されたものも含めて述べることとする。

1 編集倫理及び出版物の表現内容に関する相談対応

本事案の発覚前から、編集総務局法務室は、契約内容その他の法務上の事項の検討を主たる業務としつつ、編集部門から個別に相談を受けた場合には、出版物の表現内容に関するリスクについても一定の対応を行っている。具体的には、編集部門から相談があれば、出版物について編集倫理上問題がないか、作品中の表現が差別的又は不適切なものに当たらないか等を確認し、必要に応じて編集部門に助言等を行うことがある。

一方で、現在、本事案及び類似事案で問題となったような、作家の起用を含む編集事業に伴う人権リスクについて、組織的に議論し、又は検討する仕組みは設けられていない。また、個別の出版・連載企画や出版物の内容の適切性等について、編集部門と管理部門が定期的に共有し、協議する会議体その他の仕組みも確認されなかった。

2 コンプライアンス及び人権に関する研修

小学館では、人権方針の制定前から、ハラスメント防止を含むコンプライアンスや人権に配慮した表現等に関する研修を実施していた。具体的には、以下のものが挙げられる。

- ・ 社長室及び編集総務局法務室が主催する、全従業員及び取締役を対象としたコンプライアンスに関する研修及びセミナー
- ・ 下記4(2)で詳述するハラスメント委員会が公益財団法人に委託して年に1回実施する、全役職員を対象としたハラスメント防止研修。なお、小学館では、漫画家、原作者その他のクリエイターに加え、編集業務についてもフリーランス等に委託することが多いことから、ハラスメント委員会は、同研修の案内を、アルバイトや派遣社員のほか、フリーランス及び業務委託先の関係者にも周知するよ

う役職員に求めている²⁶。

- ・ 総務局人事・人材課等が主催する、新任管理職を対象とした部下のマネジメントやメンタルヘルスケアに関する研修
- ・ 社長室、法務室、人事・人材課等が主催する、全従業員を対象とした最新の法令²⁷、名誉毀損、性的マイノリティ等をめぐる表現等についての研修
- ・ 人事・人材課が主催する、新入社員を対象とした「不快表現と人権問題」についての研修。主に、差別表現や放送・出版において不適切とされる用語等を題材として、人権に配慮した表現について学ぶ機会となっている。

また、小学館は、本事案の発覚を受け、2026年3月19日に人権方針を制定した上、現在までに、同方針の内容を役職員に周知し、人権尊重の重要性について理解を深めることを目的とする人権セミナーを合計3回実施している。

一方で、これらの取組が開始される前には、人権リスクを体系的に取り上げる研修等は取締役向けの一部のセミナーを除き実施されておらず、作家又は従業員等による性加害の発生を防止し、又はその疑いを把握した場合に適切に対応するための研修等が実施されたことも確認されていない。

3 人権リスクを把握するための取組

小学館では、本事案の発覚を踏まえ、取引先等の社外関係者からの通報・相談も受け付けることができるよう、後述するコンプライアンス窓口の運用を見直した。これにより、現在は、取引先等の社外関係者が小学館との関係で人権侵害に当たり得る事象を認識した場合に、同窓口への通報・相談を通じて、小学館が当該事象を把握することが可能となっている。

これに対し、本事案の発覚前には、社内関係者についてはコンプライアンス窓口、ハラスメント窓口及びハラスメントアンケート等を、社外関係者についてはハラスメント窓口等を通じて、人権リスクを把握し得る仕組みが一定程度存在していたが、人権リスクの把握を直接の目的とする社外関係者向けの窓口は設けられていなかった。

²⁶ 上記研修を案内する電子メールは小学館の役職員宛に送付されているが、当該電子メールには「アルバイトや派遣社員の方々、フリーランス、業務委託の方々へもご案内ください」と記載されている。また、当該電子メールに記載された研修視聴用リンクは、役職員以外の者も視聴可能な設定となっている。

²⁷ 例えば、いわゆるフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律を指す。以下同じ。）、取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律を指す。）、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律を指す。）等が取り扱われている。

(1) 社内関係者からの情報把握のための取組

ア コンプライアンス窓口

小学館は、法令違反行為又はそのおそれのある行為²⁸に関する通報・相談を受け付ける窓口として、「コンプライアンス窓口」を設置している。コンプライアンス窓口には、下記 4(1)で詳述するコンプライアンス委員会が通報・相談を受け付ける内部窓口と、社外の法律事務所が受け付ける外部窓口がある²⁹。内部通報規程上、コンプライアンス窓口の利用対象者は、「会社従業員等（役員、従業員、特別嘱託、臨時雇用、派遣社員を含む、会社の業務に従事するすべての者をいう。）および 1 年以内にそれらであった者」とされており、役職員等は、同窓口を通じて、法令違反行為又はそのおそれのある行為について通報・相談を行うことができる。したがって、これらに該当する行為であれば、人権侵害に当たり得る行為も通報・相談の対象となる。

当該窓口については、内部窓口・外部窓口のいずれも、社内イントラネットを通じて役職員に周知されている。もっとも、本調査においては、本事案の発覚以前に内部窓口又は外部窓口に対してなされた通報・相談の存在は確認できなかった³⁰。

イ ハラスメント窓口

コンプライアンス窓口とは別に、小学館は、本事案の発覚以前から、ハラスメント窓口を設置し、ハラスメントに係る通報・相談を受け付けており、ハラスメント委員会が通報・相談を受け付ける内部窓口と、公益財団法人が通報・相談を受け付ける外部窓口が設けられている。役職員は、内部窓口・外部窓口のいずれも利用することが可能である。

これらの窓口についても、社内イントラネットを通じて周知されているほか、ハラスメント委員会が開催するセミナーやアンケート等の案内時にも周知が行われている。

²⁸ 具体的には、①「法令に違反する行為（ただし、努力義務にかかるものを除く）」、②「就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満および努力義務にかかるものを除く）」、③「会社従業員等、取引先、消費者、その他利害関係者の安全、健康、財産に対して危険な行為または危険をおよぼすおそれのある行為」、並びにこれらの行為の「隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により、会社の名誉または社会的信用を毀損するおそれのある行為」と定められている（内部通報規程第 2 条第 1 項）。

²⁹ 内部通報規程第 5 条第 1 項、第 2 項。なお、外部窓口は 2022 年に設置された。

³⁰ コンプライアンス委員会事務局長によれば本事案の発覚前に行われた通報・相談は存在したとのことだが、その件数も含め確認できる記録は残されておらず、その件数及び内容を確認することができなかった。なお、本事案の発覚後には、内部窓口に対して 1 件、外部窓口に対して 5 件の通報・相談が行われた。

ウ ハラスメントアンケートの実施

ハラスメント委員会は、毎年１回、第一次的には役職員のハラスメント意識の向上と全体の傾向の把握を目的として、小学館の全役職員を対象にハラスメントアンケート³¹を実施しており、回答を集計した上で、その結果を社内に公表している。

しかし、ハラスメント委員会は、個々のアンケート回答を個別に検討し、これを契機として積極的に調査を開始するとの運用までは行っていなかった。

なお、ハラスメントアンケートにおいて、ハラスメント又はこれに類する行為を受けたことがある旨の回答及びハラスメントを目撃し、又は相談を受けたことがある旨の回答の推移は、表６のとおりである。

表６：ハラスメントアンケート結果の推移（2019年～2025年）

年	対象者概数 ³²	回答数	最近１年間にハラスメントを受けたことがありますか		最近１年間にハラスメントを目撃したり相談を受けたことがありますか
			ある	ハラスメントに近い行為はある	ある
2019	745名	343名	32名	30名	87名
2020	739名	361名	26名	35名	89名
2021	737名	303名	20名	23名	62名
2022	740名	180名	14名	22名	41名
2023	738名	174名	15名	24名	42名
2024	745名	176名	19名	25名	47名
2025	754名	163名	20名	33名	71名

(2) 社外関係者からの情報把握のための取組

ア コンプライアンス窓口

上記(1)アのとおり、小学館は、法令違反行為又はそのおそれのある行為に関する通報・相談を受け付ける窓口として、「コンプライアンス窓口」を設置している。

内部通報規程上、コンプライアンス窓口の利用対象者は、「会社従業員等（役員、

³¹ 自由記述欄も含まれている。

³² ハラスメントアンケートは、小学館の全役職員に対し一括して送信されている。ここでは「対象者概数」として各年４月１日時点の役職員の合計人数を記載しており、アンケート展開時の在籍人数との間には若干名の誤差が生じ得る。

従業員、特別嘱託、臨時雇用、派遣社員を含む、会社の業務に従事するすべての者をいう。) および1年以内にそれらであった者」とされており、従前、これらの者に該当しない社外関係者が当該窓口を利用することは想定されていなかった。

そのため、コンプライアンス窓口は、社外関係者が小学館との関係で人権侵害に当たり得る行為を受け、又はその疑いを把握した場合に、その情報を小学館が組織的に把握するための機能は十分に果たせていなかった³³。

もっとも、上記のとおり、小学館は、本事案の発覚後、当委員会の設置及び当委員会によるホットラインの開設を契機として、コンプライアンス窓口の利用対象者の範囲を見直し、内部窓口・外部窓口を問わず、関係会社の従業員並びに小学館及び関係会社と取引を行うフリーランス等の社外関係者からの通報・相談も受け付ける運用へと変更した³⁴。

イ ハラスメント窓口

上記(1)イのとおり、小学館は、ハラスメントに係る通報・相談を受け付けるためのハラスメント窓口を設置している。

ハラスメント窓口については、その利用対象等について規定された社内規程が存在せず、社外関係者への周知もなされていなかったため、遅くとも2024年11月までは、社外関係者が同窓口を利用することは困難であった。もっとも、2024年11月のフリーランス法施行に伴い、内部窓口・外部窓口を問わず、小学館と取引のあるフリーランスを利用対象に含める運用が開始され、それ以降には、関係会社と取引のあるフリーランスも、順次、当該窓口を利用できるようになっている。また、フリーランスに対しては、業務委託契約書において、ハラスメント窓口の設置に係る条項が設けられ、内部窓口及び外部窓口の連絡先が記載されることにより、周知されている。しかし、小学館と直接取引関係のない者、例えば、作家のアシスタント、取材対象者・取材協力者その他の社外関係者に対しては、ハラスメント窓口は周知されていない。

なお、ハラスメント窓口の通報・相談の対象を定める明確な規程は存在しない。もっとも、小学館の就業規則では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントその他のハラスメン

³³ ただし、小学館は、公式サイト上に一般的な問い合わせフォームを設けており、当委員会設置前に、同フォームを通じて社外関係者から人権侵害又はその懸念に関する情報が寄せられたことがあった。

³⁴ 2026年7月31日に小学館公式サイトに掲載された。

なお、小学館コミック局は、本事案の発覚後である2026年3月9日付けで、「小学館にご寄稿いただいている執筆者の皆様へ」と題する書面を作家向けに送付し、本事案の経緯や第三者委員会の設置等を説明するとともに、懸念や要望を受け付ける専用メールアドレスを案内した。同メールアドレスは、社内規程等に基づく正式な通報・相談窓口として設置されたものではないが、人権侵害又はその懸念に関して、作家が小学館に情報や意見を伝える手段となり得るものであった。

トが禁止されており、これらの禁止されるハラスメントの解説も含む「ハラスメントのない職場づくりを！」と題する書面も社内イントラネットに掲示されているため、これらに該当する事象が「ハラスメント」として、ハラスメント窓口の通報・相談の対象となるものと理解される。

また、ハラスメント委員会では、内部窓口への相談記録を体系的に保存する運用は採られておらず、過去の相談に関する資料等についても、個人情報保護への配慮及び機密保持の観点から、ハラスメント委員が交代する際には調査継続中のものを除いて引き継がれず破棄することが慣行となっていた。そのため、本調査では、過去の内部窓口に対する通報・相談の件数について正確な件数及び内容を確認することはできなかった。

他方、外部窓口については、外部窓口を担う公益財団法人からハラスメント委員会に対し定期的に件数報告が行われており、2022年7月以降、現在までに合計20件の通報・相談があったことが確認された³⁵。もっとも、本調査で確認できた資料からは、外部窓口を利用した通報・相談者の属性が明らかではなく、上記20件のうちフリーランスその他の社外関係者から寄せられた相談件数を特定することはできなかった。

4 人権侵害又はその懸念を把握した場合の対応

小学館においては、人権侵害又はその懸念が、法令違反行為等としてコンプライアンス窓口に通報・相談された場合にはコンプライアンス委員会が、ハラスメント行為としてハラスメント窓口に通報・相談された場合にはハラスメント委員会が、それぞれ対応することが想定されている。また、重大事案が発生した場合には、別途設置されたリスクマネジメント室が、危機管理に関する対応に当たることとされている。

他方で、現在、人権侵害又はその懸念が生じた場合に、事実関係を調査し、人権への負の影響³⁶を評価・検証した上で対応方針を検討することを専門的に担う部署等は設けられていない。

³⁵ なお、2022年6月以前の相談については、当委員会が調査を行った時点において小学館が公益財団法人から共有を受けていた紙媒体の資料が廃棄されており、その件数及び内容を確認することができなかった。

³⁶ 実際に生じている負の影響及び潜在的に生じ得る負の影響の双方を含み、本報告書では人権リスクと趣旨の概念として用いることがある。

(1) コンプライアンス委員会による対応

ア コンプライアンス委員会の役割

小学館は、社内におけるコンプライアンスに関わる体制の構築及び推進を目的とし、取締役会の直属の機関としてコンプライアンス委員会を設置している³⁷。同委員会は、常務取締役を委員長とし、7名の取締役及び2名のチーフプロデューサーによる委員で構成され、取締役が事務局長を務める事務局が設置されている。また、特別顧問として外部弁護士1名が起用されている。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する規程の立案、コンプライアンス教育・研修、コンプライアンスに関する指導・助言等に加え、コンプライアンス窓口のうち内部窓口に寄せられた法令違反行為等に係る事実関係の調査及び対応を担う³⁸。

イ 通報・相談事案の調査

コンプライアンス窓口のうち内部窓口に通報・相談された法令違反行為等については、コンプライアンス委員会事務局が調査を実施することとされている³⁹。外部窓口が通報・相談を受け付けた場合、原則として同事務局に対してその内容を報告した上で外部窓口において調査を実施することとされているが、通報者が自身に関する情報を同事務局に共有することについて同意した場合等には、同事務局が調査を実施することとされている⁴⁰。

コンプライアンス委員会事務局は、調査の終了後、同委員会に対し、経過と結果を報告し⁴¹、報告を受けた同委員会は、調査により法令違反行為等が明らかになった場合、取締役会に対して是正措置を勧告し、取締役会は速やかに是正措置を講じる必要がある⁴²。

もっとも、上記 3(1)アのとおり、本事案の発覚前にもコンプライアンス窓口に対する通報・相談及びこれに対する調査が行われたことがあったとのことだが、その記録は残されておらず、本調査ではその件数及び内容を確認することができなかった⁴³。

³⁷ コンプライアンス規程第7条

³⁸ コンプライアンス規程第8条

³⁹ 内部通報規程第7条第1項

⁴⁰ 内部通報規程第12条第1項、第2項

⁴¹ 内部通報規程第7条第3項

⁴² 内部通報規程第9条

⁴³ 三浦氏は、過去に調査が実施されたことがあったと記憶している旨を供述しているが、当該調査に関する記録は保存されていない。なお、本事案の発覚後には、内部窓口・外部窓口を合わせて6件の通報・相

(2) ハラスメント委員会による対応

ア ハラスメント委員会の役割

小学館は、ハラスメント事案の予防及び対応等を担う組織として、ハラスメント委員会を設置している。同委員会は、取締役が務める委員長 1 名及び委員 5 名の合計 6 名で構成されている。委員 5 名のうち、3 名は労働組合の執行委員から、1 名は取締役から、1 名は社長室所属の役職員から、それぞれ取締役会で選任される慣行となっている。各委員の任期は原則として 1 年間であり、多くの委員については、1 年から 3 年程度で改選される。また、取締役から選任される委員は、初回の選任後 1 年間委員として活動し、翌年は委員長として選任されることが慣行となっていた。

もっとも、小学館においては、ハラスメント委員会の設置、権限又は運営等に関する事項を定めた社内規程が存在しない。そのため、コンプライアンス委員会とは異なり、ハラスメント委員会の組織図上の位置付けは明確にされておらず、委員に取締役と労働組合執行役員の双方を含め、「会社からも組合からも独立した立ち位置」であるべきとの引継ぎが委員交代時に行われていたのみであった。

ハラスメント委員会は、上記 2 のとおり、公益財団法人へのハラスメント防止研修の委託及び研修テーマの選定を行っているほか、上記 3 のとおり、ハラスメントアンケートの実施、ハラスメント窓口のうち社内窓口の運営、並びにハラスメントに関する個別事案の調査及び対応を担っている。また、「ハラスメントのない職場づくりを！」と題する書面を社内イントラネットに掲示し、小学館が就業規則において禁止しているハラスメントやハラスメント窓口の存在、及び窓口への相談に対してハラスメント委員が対応すること等について周知している。

イ ハラスメント事案の調査

ハラスメント委員会は、ハラスメント窓口への連絡その他の経路を通じてハラスメントに関する通報・相談を受けた場合、その内容を踏まえて同委員会としての対応の要否及び程度を検討する。ただし、同委員会は、原則としてハラスメント窓口又は同委員会に対して持ち込まれた通報・相談を取り扱うこととしており、ハラスメントアンケートへの個別回答の精査や他部署との協議等、ハラスメント事案を積極的に探知し調査を開始するような取組は基本的に行っていなかった⁴⁴。

談があったが、いずれも外部窓口である外部法律事務所によって対応されており、コンプライアンス委員会は調査を実施していない。

⁴⁴ 2025 年のハラスメント委員会委員長の小坂眞吾氏（以下「小坂氏」という。2026 年 8 月 3 日をもって同職を退任している。）は、委員長在任当時の認識として、ハラスメント委員会は規程上の根拠が与えられて

ハラスメント委員会では、委員全員の協議の上で調査が必要であると判断した事案については、相談者の意向等を踏まえつつ、関係者に対するヒアリングその他必要な調査を実施し⁴⁵、当該調査により確認された事実関係に基づいて、対応を検討する。

もっとも、調査対象とする事案の選定基準、調査方法又はハラスメント該当性の判断手順等の詳細を定めた調査マニュアルまでは設けられていない⁴⁶。そのため、これらの事項は、事案ごとに委員間で協議して決定されている。また、調査の過程において、相談者と被申告者との接触を一時的に制限する措置その他相談者を保護するための暫定措置を制度として講ずる運用も採られていない。ただし、重大なハラスメントに該当し得る事案については、同委員会の特別委員として選任されている外部弁護士に対して相談を行うこともある。

さらに、ハラスメント委員会では、上記 3(1)イの通報・相談に係る記録と同様に、過去に調査を実施した事案についても、個人情報保護への配慮及び通報者の機密保持を理由として、議事録、調査記録又は調査報告書等を体系的に作成、保存又は承継しない運用が採られていた。そのため、各事案の検討に当たっては、過去事例などを参照することは行われておらず、その都度の検討が必要となっている。

結果として、ハラスメント委員会での対応において、実際にハラスメントに該当すると判断した上で対処した事案は多くなかった⁴⁷。

おらず、その権限が明確になっていないことから、積極的に調査等を実施することができる権限を有しているのかについても明らかではなく、そのため、そうした積極的な対応を取ることは困難であった旨を供述している。他方、三浦氏は、過去には、労働組合が実施したアンケート等を契機とする、相談窓口への相談・通報とは異なる経緯で認識した調査が実施されたこともあった旨を供述しているが、当該調査に係る記録等は残されていないため、本調査において具体的な内容等を確認することはできなかった。

⁴⁵ 社長室シニアマネージャーであり 2025 年のハラスメント委員である F 氏は、自身がハラスメント委員を務めていた 2019 年から 2022 年において、申告者以外の関係者や被申告者に対して行われたヒアリングは、1、2 件程度であった旨を供述している。

⁴⁶ ただし、検討に際し、公益財団法人が作成したハラスメント相談対応に係るリーフレットを参照していた旨を供述する者もいた。また、ハラスメント委員会内部では、相談・通報があった場合は委員会を招集し委員全員が対面で議論をすること、相談者に寄り添った対応をすること、女性の相談者に対しては原則として女性の委員も含めた体制で対応すること等の大きな対応方針については引継ぎの形で共有されていたが、いずれも公式に社内規程や運用指針として位置付けられたものではなく、それ以上の具体的な対応方針は都度協議して行われたことになっていた。

⁴⁷ 三浦氏は、自身がハラスメント委員を務めていた際には、ハラスメント委員会においてハラスメントを認定し人事・人材課と連携して対処した事例もあった旨を供述している（ただし、そのような事例に係る記録は残されておらず、本調査において、その内容等を確認することはできなかった。）。これに対し、小坂氏及び F 氏は、申告者が初期段階で「相談ができてよかった」と述べたり、申告の事実が明らかになることをおそれて被申告者へのヒアリング等の調査を望まなかったりする事案が多く、ハラスメント委員会として、ハラスメント該当性判断を行う必要に迫られる事案が少なかった旨を供述している。また、小坂氏は、自身がハラスメント委員会の委員長を務めた当時の認識として、同委員会の権限が規程上明確でなく、仮にハラスメントに該当すると判断しても、懲戒処分等を他部署に求める権限はないため、同委員会の委員長として、明確な結論を示すことへの躊躇があった旨を供述している。

(3) 重大事案発生時の危機管理に関する対応

小学館は、漫画『セクシー田中さん』のテレビドラマ後に原作者が亡くなり、小学館において調査が実施された事案（以下「**セクシー田中さん事案**」という。）⁴⁸の発生等を契機として、2025年10月16日、組織的な危機管理体制を強化し、重大事案発生時のレポートラインを一元化するため、社長室の下にリスクマネジメント室を新設した⁴⁹。

リスクマネジメント室は、重大事案が発生したとの報告を受領すると、当該事案に関するリスク評価を行い、対処方針を検討する。リスク評価の結果、当該事案が発生した部署において対処すべき重大なリスクであると判断された場合には、当該部署を管掌する常務取締役を委員長とする緊急対策委員会が組成され、リスクマネジメント室が同委員会の事務局を担う。これに対し、組織的な対応を要する特に重大なリスクであると判断された場合には、管理部門を管掌する常務取締役を委員長とする特別対策委員会が組成され、同委員会の下で事案対応が行われる。

もっとも、小学館では、こうした重大事案発生時の対応フロー、リスク区分の判断基準、リスクマネジメント室及び各対策委員会の役割分担、意思決定権限、情報共有並びに経営陣への報告等に関する規程又は運用ルールは、明文化されていない。また、各対策委員会における協議及び意思決定の過程について、議事録その他の記録を作成し、保存することに関する明確なルールも設けられていない。

⁴⁸ セクシー田中さん事案に関しては、2024年6月3日付けで特別調査委員会による「調査報告書」が公表されている（<https://doc.shogakukan.co.jp/20240603a.pdf>（最終アクセス日：2026年8月3日））。

⁴⁹ リスクマネジメント室が設置される前は、小学館におけるリスクマネジメント機能は社長室が担うこととされており、広報室や法務室への相談を別個に行う必要があるなど、事案発生時の報告先が一本化されていなかった。

第4 本事案に関する調査結果

1 マンガワン第1 事案

(1) 判明事実

ア 『墮天作戦』に関する判明事実

(ア) 連載開始から無期限連載停止に至るまでの経緯

a 『墮天作戦』の連載開始

小学館は、2013 年以降、同社が運営するウェブコミック配信サイト「裏サンデー」における連載作品を決定するため、一般読者の投票による「裏サンデー連載投稿トーナメント」を開催しており、2014 年 8 月から 11 月にかけて開催された第 3 回トーナメントでは、山本氏が作者である漫画『墮天作戦』が優勝作品に選定された。これを受けて、小学館は、2015 年 2 月 20 日、ウェブコミック配信アプリ「マンガワン」にて、月刊連載作品として『墮天作戦』の連載を開始し、同年 11 月 25 日、山本氏との間で、『墮天作戦』に関する出版等許諾契約を締結した。また、同年 12 月 11 日には、『墮天作戦』の紙コミックスが発売された。

『墮天作戦』については、当初、マンガワン編集室に所属するフリーランスの者が担当編集者を務めていたが、2018 年 4 月頃、同氏と小学館との契約が終了したことに伴い、当時フリーランスであった G 氏⁵⁰が担当を引き継いだ。

b 山本氏の逮捕及び起訴

2020 年 2 月 3 日、山本氏は、北海道警察により、北海道青少年健全育成条例違反の容疑で逮捕された。同日は『墮天作戦』の原稿提出予定日であり、山本氏と連絡が取れなくなった担当編集者の G 氏は、当時のマンガワン編集長である C 氏に対し、対応を相談した。

C 氏及び G 氏は、当初、山本氏が体調不良により連絡不能となっているものと考え、「マンガワン」上で山本氏の体調不良を理由とする『墮天作戦』の休載告知を行った上で⁵¹、翌月の連載予定日までの間に状況を確認することとした。

G 氏は、2020 年 2 月 20 日、山本氏と電話し、山本氏が北海道青少年健全育

⁵⁰ G 氏は、2023 年 2 月から小学館の従業員として採用された。

⁵¹ 当時、C 氏及び G 氏は、山本氏が実際には逮捕されていることを認識していなかった。

成条例違反で逮捕され、約 2 週間の身体拘束を受けた後、児童ポルノ禁止法違反で略式命令（罰金刑）を受けたことを認識した。同電話において、山本氏から、被害者は山本氏が半年前まで交際していた未成年の女性（以下、本 1 において「被害女性」という。）であり、交際中に撮影した同人の画像が山本氏のパソコン内に保存されていたことから児童ポルノ禁止法違反を問われたこと、また、精神的な負担が大きい状況にある旨の説明を受けた。

G 氏は、同じく 2020 年 2 月 20 日中に山本氏から聞いた上記内容を C 氏に対して共有した⁵²。これを受けた C 氏は、翌 21 日、山本氏へ自ら電話し、G 氏から報告を受けた事実関係について直接本人に確認するとともに、他に係属中の刑事事件が存在しないこと及び被害女性と連絡を取っていないこと等を確認した。

その後、C 氏は、当時の第四コミック局のチーフプロデューサーである鳥光氏に対し、山本氏から電話で説明を受けた内容を報告した。

c 連載再開告知と再度の連載延期

C 氏は、上記 b のとおり山本氏から説明を受けた事実関係を前提に、『墮天作戦』の連載を再開することに特段の問題はないと考え、連載再開の方針で準備を進め⁵³、連載再開の告知文を作成した。そして、2020 年 2 月 28 日、「マンガワン」において、同告知文を掲載した上、同年 3 月 4 日から『墮天作戦』の連載を再開する旨を告知した。

しかし、2020 年 3 月 3 日午前 10 時頃、被害女性を名乗る人物からマンガワン編集室に電話があり、小学館は山本氏が性犯罪で逮捕されたことを認識した上で処分もなく漫画の連載を継続しているのかを確認したい旨の問合せがあった^{54, 55}。これを受けた C 氏は、同日中に山本氏に電話し、上記電話で聴取した問合せ者の氏名が被害女性の氏名と一致することを確認した。

その後、G 氏は、同じく 2020 年 3 月 3 日、12 時半頃に被害女性に電話をしたところ、被害女性は、自身が山本氏による性加害の被害者である旨を述べた

⁵² G 氏は、山本氏から説明を受けた内容を C 氏に対して説明する Slack のメッセージに、「とりあえず無事ではありましたが、『前科者になりました』と言っていました…ただ、世間に出ることはない情報になるはずとのことでした。問題なければこのまま連載継続したいとは思っておりますが、ご判断お任せいたします…！」と記載していた。

⁵³ C 氏は、『墮天作戦』の連載再開については鳥光氏にも相談し、特段止められなかった旨を供述している。他方、鳥光氏は C 氏から相談を受けた記憶はない旨を供述しており、C 氏の供述を裏付ける客観証拠も確認できないことから、鳥光氏が連載再開の告知に関与した事実までは認められない。

⁵⁴ 当該電話は小学館により録音されており、当委員会は当該録音データを確認した。

⁵⁵ 当該電話で、被害女性を名乗る人物は、自身は山本氏が教師を務めていた学校の学生であったことを指摘していた。

上で、小学館が山本氏との取引を継続することに異議を示した。これに対し、G氏は、編集室は山本氏を処罰する立場にないと考えているが、自身には決定権限がないため、山本氏及び編集長と協議をした上で今後の対応を決定する旨を説明した。なお、この際、被害女性からは、自身がマンガワン編集室に連絡した事実を山本氏に伝えないでほしい旨の申出があった⁵⁶。

G氏から上記電話の内容について報告を受けたC氏は、同日の午後、当時の法務・契約室長であるH氏に対し、被害女性からの連絡内容を共有した上、対応を相談した。H氏は、これを当時の上司である編集総務局ゼネラルマネージャーのI氏に対して報告した。

その後、同じく2020年3月3日、C氏及びH氏は、山本氏に対して改めて電話で事実確認を行った。その際、山本氏は、被害女性とは交際関係にあり、同意に基づいて性的行為を行っていて、その点については警察にも理解してもらい、結果として児童ポルノ禁止法違反で起訴され罰金刑となったなどと自身の認識を説明した⁵⁷。

これらのやり取りを踏まえ、C氏は、I氏及びH氏、並びに当時の第一・第四コミック局担当取締役である立川氏に対し、『墮天作戦』の連載再開を延期する方針を採る旨を連絡した。同日夕刻、小学館は、「マンガワン」上において、『墮天作戦』の連載再開を再度延期する旨を告知した。

d 連載再開に関する社内の議論

2020年3月4日、立川氏、C氏、I氏及びH氏に加え、当時の第四コミック局プロデューサーである鳥光氏及び広報室長である三浦氏との間で、『墮天作戦』の連載再開の可否について協議が行われた。同協議においては、刑の執行を終えた者に対して再起の機会を与えるべきかという議論も行われたが、山本氏の罪が児童ポルノ禁止法違反であり、被害女性が未成年であることを踏まえると、連載再開は困難である旨の意見が示された。

翌5日、C氏は山本氏に電話し、改めて詳細に事実確認を行った。山本氏は、被害女性とは交際関係にあり、同意に基づかない性的行為には及んでいないことについて改めて説明を行うとともに、被害女性の生活面を支援していた

⁵⁶ なお、G氏を含め、小学館は、当該電話以外に、被害女性と1対1で直接連絡をとり、より詳細な事情の確認等を行っていなかった。その理由について、G氏は、今振り返ると、2020年3月の時点で被害女性からも事情を聴取すべきであったと考えるが、そのような対応をしてしまうと、小学館が捜査機関のような役割を担ってしまうのではないかと当時は考えており、その是非の判断がつかなかった旨を供述している。

⁵⁷ この点、被害女性は、山本氏が北海道青少年健全育成条例違反について不起訴になった理由は、被害女性の母が当時は被害の内容を充分認識しておらず、大事にしたいと警察に頼んだことが理由ではないかと理解している旨を供述している。

こと等を述べた⁵⁸。また、山本氏は、自身の行為により被害女性を傷つけたことについて謝罪するとともに、今後、被害女性との関係を整理したい旨を述べた。

さらに、山本氏は、2020年3月10日に小学館を訪問し、立川氏、鳥光氏、C氏、G氏及びH氏と面談した。同面談では、山本氏から刑事事件の内容等について説明を受けたほか、山本氏の今後の生活についても話し合われ、C氏から、連載休止となったため公開できないものの、将来の連載再開を見据えて『墮天作戦』の原稿執筆を継続すること及び当該原稿に対する報酬を小学館から支払うことを提案し、山本氏もこれを了承した。

こうした提案を行った理由について、C氏は、山本氏が「どんな処断になっても後悔はない」などと発言していたことから自殺のおそれがあると感じ、山本氏の生活費を確保する必要があると考えたためであり、山本氏が人気作家で「マンガワン」の売上の柱だからという理由ではなかった旨を供述している。この点、『墮天作戦』の売上が2019年のマンガワン全体の売上に占める割合は0.21%にとどまり、実際に『墮天作戦』の売上が「マンガワン」の中で大きな影響力を持つほどの水準になかったことに鑑みれば、小学館において、自社の経済的利益を追求して山本氏との取引の継続を試みたとは認められない。一方で、このとき、山本氏へ原稿料を支払うことの是非について、マンガワン編集室において議論がされたことはなかった。

その後、2020年3月11日、立川氏、鳥光氏、C氏、H氏及びI氏に加え、当時のコミック局統括常務取締役である丸澤氏、管理部門統括常務取締役である小室氏、編集総務局担当取締役である福田氏、及び広報室長である三浦氏の合計9名（以下「**連載再開協議参加者**」という。）により、改めて『墮天作戦』の連載再開の可否に係る協議が行われた。しかし、被害女性の意向に反する形で連載を再開することは困難である旨の意見が大勢を占めたことから、休載を継続することとなった。

e 連載の無期限停止

2020年8月25日、C氏は、連載再開協議参加者に対し、『墮天作戦』の休載開始から約半年が経過したことを踏まえ、休載の理由及び山本氏の更生機会を認め、反省と信頼回復への意思を踏まえて連載再開を決定したこと等を記載した告知文案を添付した上で、本件に対する社会的関心が一定程度落ち着くと考えられる同年10月以降に連載を再開することを検討したい旨の電子メ

⁵⁸ 一方、被害女性は、山本氏から生活面の支援を受けた事実はない旨を供述している。

ールを送信した。

2020年9月1日、連載再開協議参加者による会議が再び開催され、『墮天作戦』の連載再開の可否について協議が行われた。同会議では、管理部門の役員から連載再開は認められないとの意見が示され、編集部門側もこれを受け入れることとし、その結果、『墮天作戦』については、無期限に連載を停止する方針が決定された。

これを受けて、C氏は、2020年9月10日、山本氏を小学館に招き、『墮天作戦』の連載の再開は困難である旨を伝えた。そして、翌11日、連載再開協議参加者に対し、山本氏との協議も踏まえて作成したものとして、同氏が罰金刑を受けたことを踏まえた無期限連載停止の決定並びに読者への謝罪及び今後の情報提供方針を内容とする告知文案を電子メールで送信した。もっとも、当該告知文は公表されることはなかった⁵⁹。

(イ) 示談交渉の経緯

a 示談交渉の開始

2021年5月26日、山本氏は被害女性に対しLINEで連絡し、「君の状況なんとなくしかわからないけどお金なら出せる」、「編集部で連載中止の撤回をお願いしたい」とのメッセージを送信した。これを契機として、同日、両者の間では、LINE上で示談に向けた具体的な交渉が開始された⁶⁰。

両名の交渉の中では、山本氏が被害女性に対して行った性的行為について、その際の被害女性の同意の有無をめぐるやり取りも行われた。この点について、山本氏は被害女性の意向を確認した上で当該行為に及んだ旨を主張したのに対し、被害女性は、当時未成年であり、かつ山本氏の生徒という立場であったことから、そのような同意があったとはいえない旨を主張していた。

また、同日の交渉では、示談条件について両名の合意には至らなかったが、山本氏は被害女性に対し、被害女性が一定の条件で示談に応じる意向を示している旨をG氏に伝達したことを伝えた。これに対し、被害女性は、当該条件で示談に応じる意思を示したことはなく、山本氏の上記伝達内容は事実反

⁵⁹ 上記告知文が公表されなかった理由については、関係者の記憶が曖昧であり、本調査において具体的な事実関係を認定するに至らなかった。もっとも、立川氏は、読者への告知は山本氏と被害女性との間の示談交渉の結果を待ちたいというマンガワン編集室の意向があった旨を供述している。

⁶⁰ 山本氏は、X（旧Twitter）の投稿を通じて被害女性の状況を確認していたものの、当時は被害女性の反応が見込めないことや未成年であったこと等を踏まえ、自ら連絡を取ることは控えていた旨、その後、被害女性が経済的に困窮している様子をX（旧Twitter）の投稿等から認識したことに加え、被害女性との和解が成立すれば連載再開の可能性があると考え、金銭賠償を提案するメッセージを送信した旨を供述している。

する旨を主張した。そして、そのことをG氏にも確認してもらうため、山本氏と被害女性との間のLINEの全トーク履歴を山本氏からG氏に送信してほしい旨を伝えた。

こうしたやり取りを踏まえ、被害女性は、山本氏との間では話合いがまとまらないとして、山本氏に対し、第三者を交えた協議を提案するとともに、自らが作成するLINEグループにG氏と共に参加するよう求めた。

b G氏の示談交渉への参加

上記aの経緯を経て、2021年5月27日、山本氏は、G氏に対し、被害女性が一定の条件で示談に応じる意向を示していること、及び被害女性からG氏にも交渉に参加してほしいとの要望があった旨を伝えた。これを受けて、同日、G氏は、山本氏から、被害女性及びその知人（以下、本1において、被害女性及びその知人を合わせて「被害女性側」という。）並びに山本氏が参加するLINEグループ（以下「本件LINEグループ」という。）に招待され、同グループに参加した。

G氏は、本件LINEグループにおいて、まず、小学館は山本氏と被害女性との間の民事上の問題には介入できず、自らも当事者間の交通整理しかできないこと、示談が成立した場合でも『墮天作戦』の連載再開が確約されるものではないことを説明した。

もっとも、その後、G氏は、示談の成立に向けて当事者間で合意すべき事項として、「示談金総額」、「示談金の総支払い期限」及び「示談内容」を挙げた上で、示談金の支払方法や、その内容を公正証書にどのように記載するかについて検討すべきである旨を述べるなど、具体的な提案を行った。特に、支払方法については、「一括ですぐには難しいのではないかと考えております」、「いったん出せる額を支払い、月々返す形になるのかなと思います。しかし、示談がされた後、連載再開ができなかった場合は月々のお戻しも難しい気はします」などと述べ、山本氏による示談金の支払可能性と『墮天作戦』の連載再開の可否との関係に言及しつつ、分割払いを提案した。

これに対し、被害女性側及び山本氏から違約金や接触禁止等に関する追加の条件が提示されると、G氏は、示談金額及び支払期限に加え、被害女性による連載中止要求の撤回、本件に関する口外禁止、公正証書に定めた内容を超える要求の禁止及び当事者双方の接触禁止等を含む暫定的な示談条件を整理した⁶¹。

⁶¹ なお、その際、G氏は、「期限がある程度決まりましたら、この示談内容を法務部にも共有します。連載

こうしたやり取りを経て、2021年5月27日中には、示談金額、支払方法、公正証書の作成その他の示談条件について、当事者間で一定の認識共有がなされた。

c 法務室への相談及びその後の示談交渉の経過

同じく2021年5月27日、G氏は、本件LINEグループでのやり取りの後、C氏、I氏及びH氏に対し、山本氏と被害女性側との間の示談交渉に参加したこと、及びそこで整理された示談条件を電子メールで報告した。これに対し、I氏からは、小学館は示談交渉の当事者ではなく、山本氏個人において弁護士を選任して対応すべきであること、また、G氏による仲介行為は弁護士法上問題となる可能性があることを指摘する返信があった。これを受けて、G氏は、翌28日、本件LINEグループにおいて、被害女性側に対し、小学館は関係のない立場であるため何らかの行動を約束することはできず、弁護士を選任して連絡してほしい旨を改めて伝えた。これに対し、被害女性側からは、弁護士に依頼するまでの間は示談交渉を中断する旨の連絡があった。

もっとも、2021年6月2日には、本件LINEグループにおいて、被害女性側から、示談条件として、小学館が『墮天作戦』の連載を再開する場合には、読者に対し、山本氏の休載理由について事実に基づく説明を行うことを追加したい旨の連絡がなされた。これに対し、G氏は、示談は山本氏と被害女性との間の民事上の問題であり、小学館はその当事者ではないため、示談内容によって小学館の行動や公表内容を決定することはできない旨を再度説明した。その上で、『墮天作戦』の連載再開の可否及びその際の説明内容は小学館が独自に判断する事項であり、仮に連載を再開する場合には何らかの説明が行われる可能性はあるものの、その具体的内容については現時点で約束できない旨を伝えた。そこで、被害女性側は、山本氏に対し、X(旧Twitter)における山本氏個人のアカウントなど、山本氏が管理する媒体で休載理由を公表することを求めた。

これらのやり取りを受けて、翌3日、G氏は、C氏、I氏及びH氏に対し、状況の報告及び今後の対応についての相談を再度行った。これに対し、I氏及びH氏は、G氏が示談交渉へ関与することを止めるよう改めて注意したが、一方で、H氏は、「弁護士の報酬については、編集部対応も考えられると思いま

再開ができなかった場合は、山本氏から月々の支払いもできなくなってしまうので、そのことについては即時共有するようにいたします。そもそも公正証書は法的拘束力を持つので、内容に違反した際は、罰金などが発生することになります。また、小学館は示談金などを決められる場所ではないので、まだ明記しておりません」と発言していた。

す」として、山本氏の弁護士費用はマンガワン編集室で負担することがあり得るとの見解を伝えていた。

G氏は、翌4日、被害女性に対し、I氏及びH氏からの当該助言内容を伝えた。

d 弁護士による和解契約書の作成と交渉の決裂

山本氏は、2021年6月10日に自身の弁護士と面談し、公正証書ではなく和解契約書による示談をすることが現実的であるとのアドバイスを受けた旨を本件LINEグループに投稿した。その後、被害女性は同和解契約書による示談とすることにいったん同意したものの、同月14日に示談の条件をめぐり、被害女性と山本氏で口論のような状況となった。その過程で、山本氏は、被害女性から過去の性的行為の問題性を指摘されたのに対し、当該指摘を正面から受け止めることなく、不起訴処分がされたことを根拠に、自らの行為を加害行為として認識していないことを示す応答をしていた⁶²。これに対し、被害女性からは、山本氏に対し、自らが「加害者」であることを認識するよう求める旨の発言がなされていた。

山本氏は、2021年6月15日、上記弁護士との間で委任契約を締結し、同月17日、被害女性側に対し、当該弁護士が作成した「和解書」2通を送付した。当該和解書には、①山本氏が被害女性に対し、両者の「交際」及びこれから派生した一切の事項に関する解決金として一定金額を支払うこと、②山本氏が当該金員を支払った場合、被害女性は山本氏の執筆活動について連載中止等の制約を求めないこと、③当事者はいずれも、上記「交際」及びこれから派生した一切の事項並びに和解内容を第三者に口外しないこと、④山本氏が今後被害女性に接触しないこと等が記載されていたほか、清算条項も置かれていた。

一方、被害女性は、2021年7月5日、本件LINEグループにおいて、上記和解書について、被害届の取下げ及び山本氏の犯罪に関する今後の発言の制限につながる内容であると受け止めており、そのような条件を、提示された解決金の額で受け入れることはできないとして、同和解書には署名しない旨を伝えた。これに対し、G氏は、「山本氏に代わり、確認できますと幸いです」と述べた上で、当該和解書はもともと示談のために作成されたものであり、これまでのやり取りと和解書の内容が乖離しているようには見えない旨を返信した

⁶² 具体的には、山本氏は、過去の性的行為について、「そういう事実もあったのを調べた上での不起訴です。推して知るべし」、「関わりを求めないのは私も同じです、安心してください」などと返信していた。一方、G氏は、これらのやり取りを十分に確認していなかった旨を供述している。

上で、両者の認識に相違がある事項があれば指摘するよう求めた。

その後も、被害女性からは、上記和解書に記載された条件には応じられない旨のメッセージが送信されたが、G氏は、条件の変更等に関する交渉については弁護士に依頼することが望ましく、双方の代理人弁護士が決定すれば本件LINE グループを抜ける意向であることを伝え、その後も同様の発言を繰り返した。

2022年1月16日、G氏は、山本氏から、被害女性の弁護士から受任通知が届いたとの連絡を受けたため、本件LINE グループを抜ける旨のメッセージを残し、同LINE グループを退出した。最終的に、山本氏と被害女性との間の示談は成立しなかった。

(ウ) 出版等許諾契約の解除と連載終了

被害女性は、2022年7月、山本氏に対し、損害賠償を求めて札幌地方裁判所に訴訟（以下「**本件民事訴訟**」という。）を提起し、同年8月26日頃、山本氏に訴状が送達された。山本氏は、受領した訴状一式を撮影し、LINE でG氏へ共有した⁶³。

これを受け、G氏は、2022年8月30日、C氏及び当時マンガワン編集室で編集長代理を務めていたD氏に対し、Slack で当該訴状一式を共有するとともに、山本氏が被害女性から訴訟を提起されたことを伝えた。その際、G氏は、山本氏の資力が賠償請求額に満たないことを指摘した上で、『墮天作戦』の個人販売⁶⁴によって賠償原資が確保できる可能性に言及していた⁶⁵。

当該連絡を受け、C氏は、「とりあえず先生にはこちらでできることは善処します、落ち着くようにお伝えください」と返信した上で、『墮天作戦』の出版等許諾契約を解除するべく調整を進める方針であること、及び未発表分の原稿に対する報酬の清算等について山本氏に意向を確認してほしいことをG氏に伝えた⁶⁶。その上で、C氏は、本件民事訴訟の提起について、当時のチーフプロデュ

⁶³ その際、山本氏は、「裁判所から告訴状が届きました。勤め先だった学校と併せて（中略）請求です。内密の処理は無理のようです。私もメンタルは相当ですが、これは首を吊る案件かな...と。ひとまずご報告いたします」とG氏に連絡していた。

⁶⁴ 個人販売とは、一般に、出版社を通して書籍を販売するのではなく、作者自身が制作から販売までを一貫して行う出版・販売形式のことを指す。以下同じ。

⁶⁵ 具体的には、『墮天作戦』山本章一さんに、逮捕された時の件で、民事の訴訟が行われることになりました」、「現状、山本さんの手持ちの現金がそんなにはなく...このままだとまずい、と言う状況です」、「先日話した『墮天作戦』の個人販売の件など改めて相談できますでしょうか...?」、「世の中の的にはPN山本章一（中略）とは全く知られておりません」と記載していた。なお、G氏は、当時、訴額が記載された訴状の1枚目しか見ておらず、訴状に記載されていた山本氏による被害女性への行為内容については認識できていなかった旨を供述している。

⁶⁶ 一方、D氏は、当該連絡に対して契約解除の是非についての意見は述べず、和解金の交渉になるとの見込

ーサーである鳥光氏へ報告し、契約解除の対応を取る方針について確認した⁶⁷。

その後、鳥光氏は、2022年9月1日、丸澤氏、立川氏、福田氏、I氏及び三浦氏に対し、本件民事訴訟が提起され敗訴の可能性が高いことから、『墮天作戦』の連載再開を含め、山本氏の作品を小学館として発行することは難しく、山本氏との出版等許諾契約を解除することとした旨を電子メールで報告した。そして、同月9日、丸澤氏、立川氏、鳥光氏、C氏、福田氏、I氏、三浦氏、H氏及び当時法務室長に就任していたJ氏が参加して会議が行われ、『墮天作戦』の掲載終了に関する告知内容等について議論が行われた。

その結果、小学館は、2022年9月27日付けで『墮天作戦』の出版等許諾契約を合意解除した。その後、未発表となっていた受領済みの原稿に対し支払っていた報酬も、山本氏から小学館へ全額返還された。なお、連載休止期間中、既に公開していたエピソードについて、一般読者は引き続き閲覧、購入することができたところ、当該公開済みエピソードによる印税等は山本氏が受領していた。

小学館は、2022年10月1日、山本氏の「ご都合」を連載終了理由とする告知文を「マンガワン」で掲載した上で、同月末をもって「マンガワン」での『墮天作戦』の連載を終了し、『墮天作戦』のX(旧Twitter)の公式アカウントを山本氏へ譲渡した。

イ 『常人仮面』に関する判明事実

(ア) G氏からの新企画構想の提案

『墮天作戦』の連載につき、無期限停止の措置が行われていた2021年5月9日頃、G氏は、山本氏に対し、漫画家として『墮天作戦』の原稿を執筆するのではなく、原作者として関与する新たな作品の構想を進めないかと持ちかけた。山本氏はこれに応じ、後に『常人仮面』となる企画を含め、新企画の構想に着手することとなった⁶⁸。

当該時点では、新企画において、山本氏がペンネームを変更した上で原作者と

みを示すにとどまった。このような対応となった理由について、D氏は、『墮天作戦』の連載休止をめぐる対応は、あくまでC氏において対応すべき事項と認識していたからである旨を供述している。

⁶⁷ 当時の対応について、C氏は、『墮天作戦』に係る対応は次期編集長のD氏に引き継ぐことはできず、自身でけりをつけないといけないと考えていた旨を供述している。また、C氏は、D氏に対し、『墮天作戦』の対応は自身において行うのでD氏は対応しなくてよいこと、山本氏との契約を解除したので、編集部が対応しなければならない残務はないこと等を伝えたい旨を供述している。

⁶⁸ G氏は、社会に公表されない作品の制作を続けたとしても、当時フリーランスであった自身にとっては報酬の増加につながらないこともあり、『墮天作戦』の原稿作成作業に何らの意味を見いだすことができなかったため、新しい作品の制作を開始しないかと自ら山本氏へ提案した旨を供述している。また、G氏は、こうした提案を行った背景には、2020年8月に起きていた『アクターージュ act-age』の連載終了の件と比較して、本事案はそこまで悪質との認識を持っていなかったことも影響したと思う旨を供述している。

なることまでは明確に決まっていなかったものの、G氏は、2021年8月6日に、山本氏に対し、LINEで「別名義での原作、まだ消えてない話ですので！」とのメッセージを送信しており、少なくとも同日時点において、G氏は、新企画について山本氏が別のペンネームで原作者を務めることを想定していたことが認められる。また、G氏は、当時、山本氏が、元のペンネームのまま新規連載を行うと被害女性に気づかれる可能性を懸念していることを認識しており、そのような状況の下で、原作者への転身とペンネームの変更を受け入れていた⁶⁹。

一方で、G氏は、原作者への転身を山本氏へ提案した理由について、山本氏は作画スピードが遅く漫画家としての連載には向かないと考えていたにすぎない旨を供述している。また、ペンネームの変更については、作家の自由に委ねられるべき事項であり、編集者としては特段の問題がない限り作家の意向を尊重すべきものと考えていたことから受け入れたにすぎない旨を供述している。

この点、一般的に考えて、ペンネームを変更した上で原作者となることは、名前や絵柄から、被害女性を含む読者に特定されないようにすることを目的としていたようにも思える。実際、山本氏も、『常人仮面』を『墮天作戦』の作者ではない作品と見せるためには、ペンネームの変更は必須であり、作画も特徴的で絵柄から容易に特定される可能性が高い以上、原作者となるのは当然の前提と考えていた旨を供述している。しかしながら、G氏は、本調査において、原作者への転身やペンネームの変更について、山本氏による新規連載の事実を被害女性に気づかれないようにすることを積極的に企図していたことは否定しており、そのことを客観的に示すやり取りを確認するには至らなかった。

その後、2021年12月末頃に、『常人仮面』の構想が相当程度固まったことから、山本氏において、同作品のネームの作成に着手することとなった。もっとも、この段階で、G氏が当時のマンガワン編集室編集長であるC氏及び編集長代理であるD氏に対し、『常人仮面』の構想の存在を共有していた事実は確認されなかった。

なお、上記ア(イ)bのとおり、G氏は、2021年5月27日以降、山本氏と被害女性との間の示談交渉に参加し、両者が紛争状態にあることについて認識しており⁷⁰、また、2022年1月26日時点で被害女性が弁護士に委任したことも認識

⁶⁹ ペンネーム変更の経緯について、山本氏は、G氏から別名義での連載を明示的に求められたものではなく、黙示の条件であったと認識しているが、自らこれを提案した可能性も否定できない旨、もっとも、仮にそのような提案を行っていたとしても、当時の立場上これを強く主張できる状況にはなかった旨を供述している。他方で、G氏は、別名義の使用は企画段階において検討されたものであり、山本氏側の事情や意向も踏まえて決定された旨を供述している。本調査においては、いずれの供述についても裏付けとなり得る客観的資料等は確認されず、ペンネーム変更の発案者や決定の経緯について具体的な事実関係を認定するには至らなかった。

⁷⁰ なお、G氏は、過去に山本氏が被害女性に対して性的行為を行ったことは認識していたものの、当該行為については被害女性の同意の下で行われたものと認識しており、かつ、その行為の具体的な内容については認識していなかった旨を供述している。もっとも、G氏が示談交渉の際に参加していた本件LINEグループ

していた。さらに、遅くとも同年2月24日時点では、山本氏が被害女性の代理人弁護士から相当額の損害賠償請求を受け、民事訴訟が提起される可能性があることを認識していた。しかし、G氏は、これらの事情を理由として『常人仮面』の構想を中止し、又は見直すことをマンガワン編集室に提言するといった対応はとっていなかった⁷¹。

(イ) 『常人仮面』の企画提案と連載開始に向けた準備

a G氏によるD氏への企画提案と「マンガワン」での連載の決定

2022年4月15日、G氏は、D氏に対し、『常人仮面』のネーム第1話分を新連載企画ネームとしてSlackで提出した。その際、G氏は、D氏に対し、同作品の原作者が山本氏であること、及び山本氏は同作品においてペンネームを変更し、『墮天作戦』の件には触れずに連載する方針であることを伝えた。

当時、D氏は、山本氏が児童ポルノ禁止法違反により刑罰を受けたものの、刑の執行は終了していること、及び被害女性との間で和解交渉を行っていることを認識していた。もっとも、G氏は、D氏に対し、和解交渉の詳細な経緯等については共有していなかったことから、D氏は、山本氏が元交際相手と揉めている程度の認識しか有していなかった。

『常人仮面』のネームを確認したD氏は、主人公の性格設定について意見を述べてネームの一部を修正するよう求めつつも、連載について前向きな姿勢を示した⁷²。そのため、G氏は、当該時点で、『常人仮面』を「マンガワン」で連載できる可能性が高いと考え、D氏のコメントを山本氏へ伝えた上で、ネームの修正を依頼した。その後、G氏及び山本氏は、複数回にわたりネームの修正を行い、企画の具体化を進めた。

プでは、2021年6月14日に、山本氏による被害女性に対する人権侵害を窺わせる性的行為に関する発言がなされていた。この点につき、G氏は、示談がまとまれば、自らは本件LINEグループから退出できるといふ程度の認識しかなく、双方が感情的に応酬している状況で個々のやり取りの内容まで精査して読んでいなかった旨を供述している。

⁷¹ こうした対応をとらなかった理由について、G氏は、2020年9月10日に山本氏に対して『墮天作戦』の連載再開は困難である旨を告げた後、山本氏とC氏と共に3名で会食をした際、山本氏の次回作の話題が出たことから、C氏は別作品であれば山本氏を起用することについて問題ないとの考えを有していると認識したためである旨を供述している。一方、C氏は、当該会食の席で、山本氏の次回作のアイディアに対し肯定的なコメントをしたかもしれないが、それはあくまで飲食の席における社交辞令にすぎず、小学館として山本氏による新規連載を認める趣旨ではなかった旨を供述している。

⁷² この点について、D氏は、C氏からはネームだけ見てくれば良いなどと言われていたことから、既にC氏において連載を決定していたものと認識しており、その前提で、作品のクオリティを上げるとの観点からしかネームを確認していなかった旨を供述している。もっとも、本調査においては、C氏がD氏に対し、そのように伝えていた事実は確認できなかった。また、D氏は、作家がペンネームを変更することは珍しくなく、当時、山本氏がペンネームを変更するとの説明を受けても特段の違和感は覚えなかった旨を供述している。

G氏は、2022年5月13日頃、D氏から、『常人仮面』の第1話分のネームについて「概ねOK」とのコメントを受領したことから、この時点で、『常人仮面』の連載が決定したものと認識した。一方で、同日頃までの間に、C氏が『常人仮面』の第1話のネームを確認し、連載の可否等について意見を述べるなどしていた事実は確認されなかった⁷³。

なお、2022年4月頃のマンガワン編集室において、編集長であるC氏と編集長代理であるD氏のいずれが連載決定権限を有していたか、あるいはいずれも有していたかについては、C氏とD氏において認識が異なっているとともに⁷⁴、編集者によっても認識が異なっており⁷⁵、具体的な特定には至らなかった。もっとも、『常人仮面』については、第1話のネームについて、新連載の企画としてG氏から提案を受けたのはD氏のみであったことからすれば、『常人仮面』の連載は、D氏による承認が前提となって進められたものと認められる。

b 作画担当者の決定と企画の進行

G氏は、2022年5月15日頃、X（旧Twitter）のダイレクトメッセージを通じて、漫画家であるa氏に連絡をとり、『常人仮面』の作画担当者となることを依頼した。その後、同月18日には電話でやり取りを行い、同月20日、a氏は当該依頼を受諾した。

一方で、当該依頼の過程で、G氏からa氏に対し、山本氏が児童ポルノ禁止法違反により刑事罰を受けていたことや山本氏と被害女性との間で被害賠償をめぐる紛争が生じていることについての説明はなされていなかった⁷⁶。

a氏が作画担当として選定されて以降、『常人仮面』の第2話以降のネームの作成が進められた。G氏は、2022年6月13日、D氏に対し、第2話までの

⁷³ この点について、D氏は、『常人仮面』のネームをC氏に手渡しし、連載の可否につき確認を求めた旨を供述している。しかし、当該供述を裏付ける客観証拠の存在は確認されず、C氏も否認していることから、当該事実の存在を認定するには至らなかった。

⁷⁴ C氏は、2022年夏頃に開催された編集会議において、2022年秋以降に開始する新連載の企画についてはD氏に提出するよう口頭で伝えた旨を供述している。他方で、D氏は、編集長代理としてマンガワン編集室に在籍していた当時、自らの判断で連載の可否を決定した作品はなく、あくまでもC氏の判断により決定されていた旨を供述している。なお、編集会議の議事録では、C氏が上記のとおり発言したことは記録されていなかった。

⁷⁵ マンガワン編集室副編集長であるK氏は、D氏が編集長代理に就任してから最初の数か月間はC氏が企画の確認を行っていたが、その後はD氏が企画の確認を行っていた旨を供述している。一方、同室副編集長であるL氏は、当時、D氏は班長も兼任していたところ、班長は各班の企画を編集長であるC氏に直接提出していた旨を供述している。さらに、G氏は、D氏が連載決定権者であると認識していた一方で、新企画案をC氏とD氏のいずれかに提出するかは各編集者の判断による側面もあった旨を供述している。

⁷⁶ G氏は、山本氏が刑事罰を受けていたことや、被害女性から訴訟を提起される可能性があることについては、山本氏のプライバシーに関わる情報であり、共有すべきでないと考えた旨を供述している。

ネーム及び作品の設定を共有した。その後、D氏からのコメントを踏まえ、同月30日には修正後の第2話のネームを改めてD氏に共有している。この時点で、G氏は、『常人仮面』を2022年冬に連載開始とすることを想定していた。

c C氏によるネーム確認と被害女性による訴訟の提起

2022年7月19日、G氏は、D氏に対し、『常人仮面』の企画についてC氏に正式に伝えていないことから、第1話及び第2話のネームをC氏へ見せたいとの意向をSlackで伝えた。これに対し、D氏は、C氏には既にネームを見せたような記憶があるとの認識をG氏に伝えた上で、C氏に対しネームを回付した。C氏は、当該ネームを確認し、「良さそうですね」とコメントしたが、同作品の連載可否等に関するコメントはしていなかった⁷⁷。

なお、上記aのとおり、当時のマンガワン編集室における連載決定権限の所在については不明確な点があるものの、C氏は、D氏から上記ネームの共有を受ける前に『常人仮面』のネームを見たことはない旨を供述しており、本調査においても、当該共有前にC氏がネームの共有を受けていた事実は確認されなかった。

その後、2022年8月18日、G氏は、C氏及びD氏に対し、3名が参加しているSlackのダイレクトメッセージにおいて、山本氏が、『墮天作戦』を個人販売できるよう小学館との契約を解除したいとの意向を有していること、一方で、『常人仮面』については年末の新連載に向けて問題なく作業を継続しており、第4話のネームの修正と第5話のネームの作成を進めていること及びペンネームを変更する予定であることを連絡した。もっとも、当該連絡に対しては、C氏及びD氏のいずれからも特段の返信はなされなかった⁷⁸。

そして、上記ア(ウ)のとおり、2022年8月26日、G氏は、山本氏から、被害女性により本件民事訴訟を提起された旨の連絡を受領したため、同月30日、C氏及びD氏に対し、Slackでその旨を共有した。その後、『墮天作戦』に係る出版等許諾契約の解除に向けた社内調整等が進められたが、一方で、当該訴訟の提起や『墮天作戦』に係る出版等許諾契約の解除を踏まえ、『常人仮面』の連載の適否に関し、G氏、C氏及びD氏の間で検討又は議論が行われることは

⁷⁷ D氏からの上記連絡について、C氏は、当該連絡を受領した記憶はないとしつつも、ネームの受領時点では、『常人仮面』の原作者が山本氏であることは認識していなかった旨を供述するとともに、送付者がG氏でなかったため、自身に『常人仮面』の連載の承認を求める連絡が来たものではなく、単に感想を求められたにすぎないと考えたと思う旨を供述している。

⁷⁸ G氏からの上記連絡について、C氏は、当該連絡を受領した記憶はないとしつつも、契約解除の申出についてはその場で回答できるような内容ではなく、急ぎの用件でもないと考えたため、Slack上でコメントしなかったのだと思う旨を供述している。また、D氏は、『墮天作戦』の対応はC氏に任せていたため、特段の返信をしなかった旨を供述している。

なかった。また、構想着手から連載開始に至るまで、『常人仮面』の原作者が山本氏であることは管理部門には知らされておらず、連載可否に関する相談も一切なされていなかった。

『常人仮面』の連載を通し、山本氏との取引関係を継続することの適否について、G氏は、山本氏から聞いた話を前提に、山本氏と被害女性との間の問題はあくまで「交際トラブル」にとどまるとの認識であったため、それを理由として連載しないのは不自然であり、立ち止まることができなかった旨を供述している⁷⁹。この点、G氏は、被害女性が山本氏の勤務先であった学校の元生徒であり、被害当時未成年であったことを認識していた。そうであれば、G氏においても、山本氏と被害女性との関係が、少なくとも対等な成人男女間の私的な交際関係とは異なる性質を有することは理解していたものと考えられる。したがって、山本氏と被害女性との問題を単なる男女間の「交際トラブル」と捉えていたとのG氏の説明については、にわかに首肯し難い面がある。もっとも、本調査においては、G氏の上記説明を覆す客観証拠の存在までは確認されなかった。

G氏のこうした認識の一方で、C氏は、『常人仮面』の連載開始の適否について、『墮天作戦』への対応には注力していたものの、自身は2022年10月にマンガワン戦略室へ異動することとなっていたため、編集長在任中に連載を開始しない作品については管掌外との認識を有しており、『常人仮面』については連載開始を止める必要があるとの考えには至らなかった旨を供述している⁸⁰。さらに、D氏は、山本氏の処遇を含めた判断はC氏において行われているものと理解していたため、『常人仮面』の連載決定に異議を唱えるとの考えには至らなかった旨を供述している⁸¹。

⁷⁹ 上記のほか、G氏は、『墮天作戦』に係る出版等許諾契約の解除について、本件民事訴訟が提起されたこと自体を問題視したものではなく、公開されずに塩漬けとなっていた作品を個人販売に切り替えて資金化するための手続であると理解していたため、それによって『常人仮面』の連載まで停止すべきであるとは考えなかった旨を供述している。なお、実際には、『墮天作戦』に係る出版等許諾契約の解除は本件民事訴訟が提起されたことで連載継続が不可能と判断されたためであり、個人販売への切り替えを主目的としてなされたものではなかった。

⁸⁰ 上記のほか、C氏は、それまでの業務が極めて多忙であったことなどから、異動の半年ほど前から燃え尽きたような状態となっていた旨を供述している。また、『常人仮面』については、山本氏が被害女性とのトラブルからの再起を図るための企画であることまでは想像できておらず、連載開始を止めることができなかったのは自身の見落としであり、自らのミスであった旨を供述している。

⁸¹ 上記のほか、D氏は、2022年10月に自身が編集長に就任した後も、『常人仮面』の連載はC氏が法務部門と協議した上で決定したものであると認識しており、自らがその判断に疑義を差し挟む余地はないと考えていた旨を供述している。

(ウ) ペンネームの決定と連載開始

2022年9月16日、山本氏は、G氏に対し、『常人仮面』におけるペンネームを「一路一」とすることをLINEで伝えた。G氏は、同月20日、当該ペンネームをD氏に共有した。

その後、2022年12月26日、小学館は、山本氏との間で、『常人仮面』に係る出版等許諾契約書を締結し、同月28日から同作の連載を開始した。

(エ) 連載終了までのG氏と山本氏とのやり取り

『常人仮面』は2025年10月15日に完結し、連載を終了した。

G氏は、連載期間中、山本氏との間で、『常人仮面』のネームに関するやり取りを定期的に行っていた。一方で、その間に進行していた本件民事訴訟の経過や進捗について、詳細を確認することはなく、山本氏が被害女性に対し行っていた行為の内容を認識するに至っていなかった。

ウ 本件民事訴訟の判決後の小学館の対応

2026年2月20日、札幌地方裁判所は、本件民事訴訟において、山本氏から被害女性へ1,100万円の損害賠償の支払を命じる判決を下した。判決では、山本氏が被害女性に対し行った性的行為について、被害女性が未成年であったことや、両者の間に30歳の年齢差があったこと、山本氏が被害女性を指導する立場の教員であったこと等を踏まえ、山本氏が被害女性の判断能力の未熟さ等に乗じて優位な関係を形成し、その性的要求に応じさせていたとして、被害女性の性的自己決定権を侵害するものであったとの判断がなされていた。当該判決はYahoo!ニュース等の各種メディアで取り上げられた。

2026年2月24日、X(旧Twitter)で、あるアカウントが、本件民事訴訟の被告は山本氏であることを告発する内容の投稿を行った。当該投稿においては、G氏が山本氏と被害女性との間の示談交渉に参加していたことが記載されている判決文の一部を切り抜いたスクリーンショットを投稿していた。

2026年2月25日、マンガワン編集室編集長のE氏において、上記投稿について認識するに至り、当時リスクマネジメント室に所属していた編集総務局ゼネラルマネージャーのM氏、編集総務局シニアマネージャー兼法務室長のJ氏、社長室ゼネラルマネージャーであるN氏、及び社長室シニアマネージャー兼広報室長であるO氏に対し、マンガワン第1事案が共有された。また、M氏は、当該情報を編

集総務局担当取締役である三浦氏へ共有するとともに、加藤氏⁸²にも、SNS で炎上する可能性がある上と伝えた上で共有した。その後、E 氏は、コミック局統括常務取締役である佐上氏、第一・第四コミック局担当取締役である鳥光氏、及びマンガワン編集室のチーフプロデューサーである B 氏に対し、上記判決について共有するとともに、「マンガワン」のカスタマーサポート、G 氏の X (旧 Twitter) アカウトへのダイレクトメッセージ、マンガワン編集室への電話等を通じて、山本氏と「一路一」が同一人物であるか、小学館は山本氏の行為を認識しながら山本氏との取引を継続していたのかといった問合せが寄せられていることを報告した。

このような社内での情報のエスカレーションが行われた後、翌 26 日、事態を把握した専務取締役の海老原氏、佐上氏、鳥光氏、及び第二・第三コミック局担当取締役である村山氏における協議の結果、『常人仮面』を配信停止及び出荷停止⁸³とすることが決定された。

2026 年 2 月 27 日には、常務取締役の佐上氏をトップとする緊急対策委員会が事実上発足し⁸⁴、以降、同委員会において、『常人仮面』の配信停止の告知文案と発信主体に関する議論が行われた。そして、一次的には「マンガワン」において読者及び関係者に説明を行うべき事案であると考えられたことや会社としてのプレスリリースを出すための確認には時間を要すること等を理由として、同日午後 5 時に、「常人仮面配信停止に関するご説明とお詫び」と題する告知文が「マンガワン」のアプリケーション内及び公式サイトに掲載された。また、同日、B 氏及び E 氏は、a 氏の元を訪れ、マンガワン第 1 事案の発生について謝罪した。

2026 年 2 月 28 日、緊急対策委員会では、上記マンガワン編集室による告知文の影響を確認した上で、小学館公式サイトにおいて、同社としての声明を発出することが決定され、同日付け「マンガワンにおける原作者起用について」と題するプレスリリースを公表するに至った。

そして、小学館は、2026 年 3 月 2 日、「マンガワンにおける新たな原作者起用問題と第三者委員会設置について」と題するプレスリリースにおいて、第三者委員会を設置する方針を決定したことを公表した。その後、小学館は、同月 4 日付け『週刊文春』の報道に関して」と題するプレスリリースにおいて、マンガワン第 1 事案に関する週刊誌の報道に対する見解を公表し、同月 5 日には、第二・第三コミック局担当取締役である村山氏、編集総務局ゼネラルマネージャーの M 氏に加え、女性

⁸² なお、加藤氏は、2026 年 2 月 25 日、SNS 相談窓口の担当の従業員からも、別途 SNS 上で炎上が起きている旨の連絡を受け、小学館が提携しているコンサルティング会社に対し、SNS の継続的なモニタリングと論調調査を依頼し、その結果を特別対策委員会のメンバーへ共有するとの対応等を行っていた。

⁸³ 当該時点で告知文の発出を行わず、配信及び出荷の停止を先行させた理由について、村山氏は、インターネット上では既に山本氏と「一路一」が同一人物ではないかという噂が流れている中で、何ら説明を行わないまま「マンガワン」から『常人仮面』の掲載を取り下げることは適切ではないと判断するとともに、とにかくできることを先行して進めるべきと判断した旨を供述している。

⁸⁴ 緊急対策委員会を発足する旨のアナウンスは明確には出されていなかった。

である社長室担当取締役の加藤氏の 3 名で、被害女性の代理人弁護士の事務所を訪問した上、小学館として被害女性に対し謝罪した。

こうした状況の中、小学館は、マンガワン第 1 事案を含む本事案について、社内の管理体制やガバナンス全体に関わる事案であると判断するに至り、2026 年 3 月 6 日、管理部門統括常務取締役である岩重氏を委員長とする特別対策委員会を組成し⁸⁵、以降、本事案に係る危機対応は同委員会を中心に行われることとなった。

また、小学館は、2026 年 3 月 9 日、被害女性への謝罪を行った旨を公表し、同月 19 日には、人権尊重へのコミットメントや児童の権利侵害の防止等を内容とする人権方針を策定するとともに、同日、当委員会の設置を臨時取締役会において決議し、詳細を公表するに至った。

なお、マンガワン第 1 事案の発覚後、インターネット上では、被害女性の特定が行われる事態が発生していたが、本調査において、被害女性に関する情報が小学館から漏洩したことを窺わせる事情は確認されなかった。

(2) 評価

ア 人権侵害に関する評価

(ア) 基本的な考え方

一般に、企業は、人権尊重責任を果たすため、企業活動による人権への負の影響を引き起こしたり助長したりすることを回避し、負の影響を防止又は軽減することが求められる。また、企業がその影響を引き起こし又は助長していなくても、取引関係によって企業の事業、製品又はサービスに直接関連する人権への負の影響については、その影響力を行使するなどして防止・軽減に努めることが求められる⁸⁶。

したがって、企業が取引先の人権侵害又はその懸念に直面した場合、何らの措置も講じずに取引を継続又は再開することは、当該取引関係を通じて人権への負の影響を生じさせ又は継続させるものとして、人権侵害への助長又は加担として評価され得る。

もっとも、過去に人権侵害行為を行った者との取引を行うことが直ちに人権侵害への助長又は加担に当たると評価されるものではない。企業が過去に人権侵害行為を行った者と取引を行う場合には、その者による人権侵害又はその懸

⁸⁵ 特別対策委員会の組成は臨時取締役会で報告されたものの、同取締役会で決議して組成されたものではなかった。

⁸⁶ 国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」（以下「**指導原則**」という。）17、22 及び経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「**人権尊重ガイドライン**」という。）4.2 以下参照

念の有無を慎重に調査・検証する必要があるとともに、人権への影響評価を継続的に実施し、様々な視点から自社が人権への負の影響に関係していないかをモニタリングし、人権侵害に助長又は加担しないように努める必要がある⁸⁷。その評価に当たっては、人権への負の影響が継続し、又は再び生じる懸念があるか（被害者との関係性や紛争継続の有無、加害者による反省、並びに更生及び再発防止に向けた取組が認められたかを含む）、取引を実施することの妥当性、被害救済の状況⁸⁸等について、事実確認を行った上で総合的に評価する必要がある⁸⁹。

その結果、なお人権への負の影響が継続し、又は再び生じる懸念があるにもかかわらず、企業が十分な防止又は軽減措置を講じないまま取引を継続又は再開した場合には、当該対応は、人権侵害への助長又は加担と評価され得る。

（イ）検討

a 人権侵害又はその懸念に直面していたこと

上記(1)ウのとおり、本件民事訴訟の判決は、山本氏が被害女性に対し行った性的行為について、山本氏が被害女性の判断能力の未熟さ等に乗じて優位な関係を形成し、その性的要求に応じさせていたとして、被害女性の性的自己決定権を侵害するものであったと認定した。当該認定を前提とすれば、山本氏が被害女性に対し過去に行った性的行為は、人権を侵害する行為であったというべきである。

この点、上記(1)ア及び同イのとおり、小学館は、山本氏が逮捕されていたことをマンガワン編集室として認識してから『常人仮面』の連載を終了するまでの間、本件民事訴訟の判決で認定された山本氏による被害女性への性的行為の具体的内容を明確に認識していたとは認められない。

しかし、小学館は、山本氏から、被害女性とは真摯な交際関係にあったとの説明を受けていた一方で、事件当時、両者の関係が高校の教員と未成年の生徒であり、両者の年齢差も相当に大きかったことを認識していた。これらの事情に照らせば、山本氏の説明を前提としても、両者の関係を単なる対等な交際関係として整理することは困難であり、山本氏の立場や両者の関係性を背景として、被害女性の自由な意思形成に影響が及んでいた可能性を示す事情は、小

⁸⁷ 指導原則 17 から 20、人権尊重ガイドライン 4.2 以下参照

⁸⁸ 人権尊重ガイドライン 5 では、「適切な救済の種類又は組み合わせは、負の影響の性質や影響が及んだ範囲により異なり、人権への負の影響を受けたステークホルダーの視点から適切な救済が提供されるべきである」ことが示されており、具体例として、「謝罪、原状回復、金銭的又は非金銭的な補償のほか、再発防止プロセスの構築・表明、サプライヤー等に対する再発防止の要請等が挙げられる」としている。

⁸⁹ 人権尊重ガイドライン 4.1.2 等参照

学館としても認識していたといえる。

その上で、小学館は、被害女性から『墮天作戦』の連載休止を求める申入れを受けており、山本氏と被害女性との間の問題が、刑事処分によって終了した過去の問題にとどまらず、同作品の連載継続による影響も含めて、なお現実継続していることを認識していた。また、上記(1)ア(イ)d のとおり、山本氏は、G 氏や被害女性の知人が参加している本件 LINE グループにおいて、被害女性から過去の性的行為の問題性を指摘されたのに対し、不起訴処分がされたことを根拠に自らの認識を述べるにとどまり、当該行為を加害行為として受け止める姿勢を示しておらず、被害女性からは、山本氏に対し、自らが「加害者」であることを認識するよう求める旨の発言もなされていた。G 氏が接したこうした山本氏の言動は、山本氏が被害女性の立場や被害の重大性を十分に受け止めておらず、自らの行為の加害性を認識していない可能性を窺わせるものであった。

こうした事情は、山本氏が過去に被害女性の人権を侵害する行為を行ったことに加え、マンガワン第 1 事案当時において、山本氏と被害女性との間の行為に限っても、人権への負の影響がなお継続し、又は再び生じる具体的な懸念が存在していたことを示すものである。具体的には、山本氏が自らの過去の行為の加害性を十分に認識しないまま、被害女性との接触又は紛争を継続し、被害申告を否定若しくは矮小化し、被害女性に対して威圧的若しくは報復的な言動を行い、又は被害女性に関する不適切な対外発信を行うこと等により、被害女性の人権、精神的平穏、プライバシー及び被害回復に向けた自由な意思形成に更なる負の影響を及ぼすことが想定される状況にあったと考えられる。

したがって、小学館としては、本件民事訴訟の判決で認定された具体的内容を把握していなかったとしても、マンガワン第 1 事案当時、山本氏による人権侵害の懸念に直面していたと評価できる。

b 人権への負の影響を評価するための十分な調査・検証が行われなかったこと

上記 a のとおり、小学館は、マンガワン第 1 事案当時、山本氏による人権侵害の懸念に直面していた。そうである以上、小学館としては、山本氏との取引を継続又は再開するに当たり、山本氏との取引関係が被害女性の人権にどのような負の影響を及ぼし得るかについて、必要な情報を収集し、慎重に評価・検証する必要があったといえる。

具体的には、被害女性から『墮天作戦』の連載休止を求める申入れを受けていた以上、山本氏の説明のみを前提とするのではなく、被害女性側からも、過

去の経緯、被害申告の内容、連載休止を求めた理由、山本氏との紛争の継続状況及び山本氏との取引を維持又は再開することにより被害女性に生じ得る影響等について確認すべきであった。また、山本氏の認識や示談交渉における言動、被害救済の状況等を踏まえ、山本氏との取引関係を維持又は再開することが、被害女性に対する負の影響を継続させ、又は再び生じさせるものではないかを慎重に検討する必要があった。

しかし、小学館においては、これらの点について、人権尊重責任の観点から十分な調査・検証が行われていたとはいえない。小学館の対応は、基本的には山本氏側から得られた情報を前提とした編集部門内での判断に基づくものであり、被害女性の立場や被害の重大性、山本氏との関係を維持又は再開することによる被害女性への影響等を多面的に検討するものではなかった。また、法務室において、G氏による示談交渉への関与の実態や、『常人仮面』における別作品・別名義での取引再開の是非について、人権への負の影響という観点から十分な確認又は関与が行われていたとはいえず、その他の管理部門においては、G氏による示談交渉への関与について、把握することができていなかった。

したがって、小学館は、マンガワン第1事案において、山本氏との取引の継続又は再開その他の対応が被害女性の人権に及ぼし得る負の影響について、企業としての人権尊重責任を果たすために必要な調査・検証を十分に行っていたとはいえない。

c 人権侵害への助長又は加担と評価され得ること

(a) 連載休止後の山本氏への原稿料の支払の継続

上記(1)ア(ア)d及び(ウ)のとおり、小学館は、2020年3月以降、『墮天作戦』の連載を休止していた一方で、山本氏との契約関係を維持し、将来的な連載再開を見据えて原稿の執筆のみ継続することとし、最終的には「マンガワン」で公開されることはなかった原稿に対する報酬の支払を継続していた。

この点、上記(1)ア(ア)dのとおり、当時、山本氏は、「どのような処断になっても後悔はない」などと自らの将来について悲観的とも受け取れる発言をC氏にしていた。このような山本氏の態度から、C氏が、山本氏が自殺するおそれがあるのではないかと懸念を抱き、直ちに出版等許諾契約を解除せず、被害女性との紛争が解消された場合に連載再開の余地を残すこと自体は、必ずしも否定されるものではない。

もっとも、『墮天作戦』の連載を休止していた以上、小学館は、C 氏の判断の下、山本氏との取引継続の可否を見極める段階にあった。そして、上記 a のとおり、小学館は、当時、山本氏による人権侵害の懸念に直面していたのであるから、少なくとも、その懸念が解消又は低減したと評価できるまでは、同氏を経済的に利する対応には慎重であるべきであった。

それにもかかわらず、小学館は、連載再開の具体的な見通しが無い原稿についてまで原稿料等の支払を継続し、山本氏との取引関係を実質的に維持していた。このような対応は、被害女性に対する負の影響を十分に軽減しないまま、人権侵害の懸念がある山本氏を経済的に支援するものであり、人権侵害への助長又は加担と評価されてもやむを得ない行為であったといえる

90。
。

(b) 担当編集者による示談交渉への関与

上記(1)ア(イ)b のとおり、G 氏は、本件 LINE グループに参加し、山本氏と被害女性との間の示談交渉に関与した。

この点、上記(1)ア(イ)a のとおり、G 氏が当該示談交渉に参加することになったのは、山本氏と被害女性との間で行われていた『墮天作戦』の連載休止要請の撤回に向けた交渉が膠着状態に陥り、両者のみでは十分なコミュニケーションをとることができなくなったことから、被害女性が山本氏に対して G 氏を交渉に参加させるよう求めたためであった。また、上記(1)ア(イ)b のとおり、G 氏も、参加当初は、小学館は両者間の民事上の問題に介入できず、自らも当事者間の「交通整理」しかできないこと等を説明していた。そのため、G 氏が示談交渉に参加したこと自体は、被害女性の意向にも沿うものであったといえ、そのことのみをもって直ちに人権侵害への助長又は加担と評価することはできないと考えられる。

しかし、G 氏のその後の関与は、当事者間の意思疎通を補助する範囲にとどまらなかった。上記(1)ア(イ)b のとおり、G 氏は、示談金額、支払時期及び示談内容を当事者間で合意すべき事項として挙げ、示談金の支払方法や公正証書への記載方法について具体的な提案を行ったほか、山本氏が示談内容を反故にしないことを自ら約束するなどしていた。これらは、G 氏が当初述べていた「交通整理」の範囲を超え、示談条件の形成及び合意の実現に実質的に関与する行為であったといえる。

⁹⁰ なお、最終的に『墮天作戦』に係る出版等許諾契約は解除されており、その際、小学館は、山本氏から支払済みの原稿料の返還を受けている。

また、G氏は、示談金の支払方法を検討する中で、小学館による山本氏への原稿料の支払状況を踏まえると示談金の一括払いは困難であるとの見通しを示し、示談成立後に『墮天作戦』の連載が再開されなければ、分割による支払も困難となる可能性に言及していた。このように、G氏は、山本氏による示談金の支払可能性と『墮天作戦』の連載再開の可否とを関連付け、紛争の解決を通じて同作品の連載再開の可能性を確保することも視野に入れて、示談交渉に関与していたと評価できる。

さらに、G氏が示談交渉に参加した後の本件 LINE グループでは、被害女性が山本氏のことを「加害者」と評するなどしており、G氏も両者の関係性が悪化し、被害女性が強い被害感情を有している状況を目の当たりにしていた。それにもかかわらず、G氏は、上記(1)ア(イ)dのとおり、被害女性から和解書における示談条件を受諾できないとの意向が示された際、本件 LINE グループにおけるやり取りと和解書の内容との間に齟齬はないなどと説明し、山本氏に代わって主体的に被害女性の交渉態度に疑問を投げかけるなどしていた。

このように、G氏の関与は、被害女性の要請を受けて当事者間の意思疎通を補助するという当初の立場を超え、山本氏側の示談条件の形成及び履行を支えるとともに、『墮天作戦』の連載再開という編集室側の利益の実現も視野に入れて、示談交渉を実質的に進めるものとなっていた。こうした関与は、山本氏側の交渉上の立場を補強し、山本氏が被害女性に心理的圧力を加え、又は被害女性の自由な意思形成を妨げる言動に及ぶ危険を高めるものであり、被害女性に対する更なる人権侵害のおそれを助長し、又はそれに加担したと評価されてもやむを得ない⁹¹。

なお、G氏の示談交渉への関与に対し、当時の編集総務局ゼネラルマネージャーであるI氏及び法務・契約室長であるH氏は、一貫して、当該事案で小学館が当事者になることはあり得ないこと、また、G氏の行為は弁護士法違反となる可能性があり、早急に弁護士へ対応を委任すべきであることを説明しており、これらの助言自体は適切であったと評価できる。

他方で、I氏及びH氏は、当該弁護士の報酬についてマンガワン編集室として負担することも考えられるとG氏に伝えていたほか、G氏から和解書の締結が完了したら改めて連絡する旨を受領した後、和解の締結に関する連絡を受領していなかったにもかかわらず、進捗を確認していなかった。

このように、小学館の法務・契約室は、当時、G氏による当該関与を認識

⁹¹ 被害女性は、こうしたG氏の関与態様について、山本氏による重大な加害行為に関する証拠を把握しながら事件を表に出さないように対応するとともに、示談条件や連載再開に向けた整理を進めるなど、小学館側の都合を優先していたように見え、山本氏とのやり取りだけでも大きな苦痛があったにもかかわらず、担当編集者のG氏にまでそのように感じさせられた旨を供述している。

し得る立場にありながら、その実態や被害女性の人権に及ぼし得る負の影響について十分に確認し、その他の管理部門へ情報共有をするなどしながら、必要に応じて当該関与を是正又は中止させるといった対応を尽くしていたものではなかった。そして、その結果、G氏による関与が継続することを許容してしまったもので、被害女性に対する更なる人権侵害のおそれを十分に低減できなかったという意味で、人権尊重責任の観点から十分な対応ではなかったといわざるを得ない。

(c) 常人仮面の連載開始による取引再開

上記(1)イ(ウ)のとおり、小学館は、マンガワン編集室の判断の下、2022年12月26日に山本氏との間で『常人仮面』に係る出版等許諾契約を締結し、取引関係を再開した。

もっとも、『常人仮面』の連載開始時点では、上記(1)ア(ウ)のとおり、被害女性が山本氏に対して本件民事訴訟を提起しており、山本氏から被害女性に対する被害弁償その他の救済も実現していなかった。また、当時、山本氏による被害女性に対する更なる人権侵害のおそれが解消し、又は低減したと評価し得る事情も確認されていなかった。このように、当時、人権への影響を評価する上で重要な事情は、『墮天作戦』に係る出版等許諾契約を解除した時点から実質的に変化していなかったといえる。

それにもかかわらず、小学館は、マンガワン編集室の判断の下、『常人仮面』の連載を通じて取引を再開し、山本氏に原稿料等の経済的利益を提供するとともに商業作家としての活動を継続する場を提供した。加えて、『常人仮面』では、山本氏は作画を担当しない原作者として制作に関与し、ペンネームも「一路一」に変更されており、小学館側に山本氏の素性を積極的に隠蔽する意図があったとまでは認定できないものの、結果として、『常人仮面』の原作者と『墮天作戦』の作者とが同一人物であることを外部から認識しにくい形で、山本氏の商業活動が継続されることとなった。これは、山本氏に対して経済的利益や社会的基盤を提供することにより、上記のとおり山本氏による人権侵害のおそれが継続している状況を事実上維持・強化し得ると評価せざるを得ないものであり、被害者の救済等に対する適切な影響力を行使したとはいえない⁹²。

確かに、出版社の編集部門には、編集権の下、いかなる作品を連載するか

⁹² 被害女性は、事実確認、説明、謝罪及び再発防止のいずれも不十分なまま、さらに別名義での連載を知ることになったため、自身の中でこの問題は終わることはなかった旨を供述している。

について広い裁量がある。しかし、そのことによって、企業としての人権尊重責任が免除されるものではない。上記の事情の下で、小学館が『常人仮面』の連載を通じて山本氏との取引を再開したことは、編集権を理由に正当化できるものではなく、同氏による被害女性への更なる人権侵害を助長し、又はこれに加担する対応であったと評価されてもやむを得ない^{93, 94}。

イ 意思決定プロセスに関する評価

マンガワン第1事案において、小学館は、2020年時点の山本氏の逮捕を契機とする『墮天作戦』の連載休止・終了に係る対応（以下「**本連載休止等対応**」という。）と、2022年時点の『常人仮面』の連載開始に係る対応（以下「**本新連載開始対応**」という。）のそれぞれにおいて、山本氏の起用の適否を判断すべき機会を有していたものと考えられる。

上記ア(イ)のとおり、山本氏は、上記のいずれの時点においても、客観的に見て被害女性に対する更なる人権侵害を生じさせるおそれを有していた。こうした状況において、山本氏との取引を継続し、又は再開する場合には、人権に及ぼす負の影響を評価するための調査・検証を実施する必要があったのみならず、山本氏を起用することで小学館が負うこととなるレピュテーションリスク等の管理の側面からも、慎重な判断過程を経ることが必要であったといえる。

まず、本連載休止等対応においては、マンガワン編集室のみならず、編集部門の取締役や管理部門の取締役も関与して連載継続の是非についての検討がなされており、当該プロセス自体は、リスク管理の観点からも問題なかったと考えられる。一方で、編集部門の常務取締役や管理部門の取締役を含む関与者は、対応方針に関する議論には参加こそしていたものの、連載の休止の判断はあくまでマンガワン編集室が最終的に判断する事項であるとの共通認識を有しており、人権問題として捉え組織的に検討するための体制は組成されていなかった。その上で、実際の連載休止等の対応も、関与者の合議によってではなく、マンガワン編集室における意思決定に基づき実施されていたと認められる⁹⁵。

⁹³ なお、『常人仮面』の連載により、当時十分な資力を有していたとはいえない山本氏が収益を得ることで、被害女性に対する賠償の原資を確保でき、そのことが被害女性の救済につながるとの考えも一応成り立ち得る。しかし、『常人仮面』による収益が実際に被害女性への賠償に充てられることを確保する仕組みが設けられていたわけではなく、山本氏が賠償原資を確保する方法も同作品の連載に限られるものではなかった。そのため、山本氏が賠償原資を得る可能性があったとの事情は、上記の評価を覆すものではない。

⁹⁴ なお、上記(1)イ(イ)bのとおり、小学館は、『常人仮面』の作画担当者であるa氏に対し、山本氏が刑事罰を受けていたことや、被害女性との間で損害賠償をめぐる紛争が生じていたことを説明しないまま、同作品の制作に参加させていた。この点は、a氏が制作への参加の可否を判断する上で重要な情報を提供しなかったものであり、取引継続の進め方として透明性を欠く不適切な対応であったと考えられる。

⁹⁵ 丸澤氏は、『墮天作戦』の連載休止や終了に係る議論は、デリケートな内容を含むものであったため、取締役にも話が上ってきたのだと思うと指摘しつつ、連載中止に関する議論は、小学館においては発行人

この点、いかなる作品を連載するかについては、編集権が尊重されるべきであり、通常は編集部門の専門的な判断に委ねることが相当である。しかし、上記ア(イ)のとおり、本連載休止等対応の当時、小学館は、仮に『墮天作戦』の連載を継続するとの判断をしていた場合、被害女性に対する更なる人権侵害を助長し、又はそれに加担したと評価され得る重大なリスクが生じる状況にあった。したがって、連載継続の可否は、単なる作品の掲載に関する編集判断の範囲を超え、小学館全体の人権、法務及びレピュテーション上のリスクを伴う意思決定として、組織的に判断すべき事項であったと考えられる。

このように、本連載休止等対応においては、編集権の下、編集部門に委ねるべき通常の編集事項と、重要な人権問題として組織的な判断を要する事項との切り分けが明確ではなく、後者に該当する事案を経営及び管理部門へ適切にエスカレーションするための基準も十分に整理されていなかったといえ、意思決定プロセスの観点から適切であったとは言い難い。

次に、本新連載開始対応においては、上記(1)イ(イ)のとおり、『常人仮面』の連載の適否に関し、G氏、C氏及びD氏の間でも検討又は議論が行われていなかった。また、管理部門に対しては『常人仮面』の原作者が山本氏であることすら知らされておらず、最終的に本連載休止等対応がなされている一方で、連載可否に関する相談が一切なされていなかった。

こうした事態が生じたのは、まずもって、『常人仮面』の連載決定に対するC氏とD氏の認識にすれ違いが生じていたことが大きな要因であったと考えられる。すなわち、上記(1)イ(イ)cのとおり、C氏においては、『常人仮面』はD氏がその連載可否に関する決定権を有していたと認識しており、D氏においては、そもそも連載可否に関する決定権は編集長であるC氏にあり、山本氏に関する対応をC氏が一手に引き受けていたことも相まって、自身が関与する問題ではないとの認識を有していた。そして、こうした認識のすれ違いや、『常人仮面』の連載の適否につき問題提起がなされなかった背景には、当時マンガワン編集室では、マンガワン戦略室の分離をするとの構想の中で編集権の所在が不明確になっていたことや、他の編集長の持つ編集権を尊重するとの発想に加え、組織的な判断を要する事項と編集権との切り分けが明確でなかったことが存したと考えられる。

以上のとおり、小学館では、編集権と組織的な判断を要する事項との切り分けが明確に行われておらず、その結果として、適切な意思決定プロセスが経られなかったものと考えられる。

と編集人で決めるものであり、本来、取締役や常務取締役を関与させる必要はなく、本連載休止等対応においても、関与したメンバーで決をとり、対応を決定していたものではない旨を供述している。また、福田氏は、本連載休止等対応に当たって参集された会議体に、連載中止や契約解除の決定権限はなく、連載の中止等は編集長やレポートラインの取締役らが決めるものであり、管理部門が連載を止められるものではない旨を供述している。

ウ 危機管理対応に関する評価

小学館は、2026 年 2 月の本件民事訴訟の判決後、危機対応として、『常人仮面』の連載停止や被害女性への謝罪等に係る対応に当たることとなった。

当該対応においては、2026 年 3 月 6 日以降、マンガワン第 1 事案が組織的に対応すべき危機事案として位置付けられ、特別対策委員会を組成して対応に当たっていたとともに、各種プレスリリースの発出に当たっても、セクシー田中さん事案への対応経験等も踏まえながら、組織的に検討が行われていた。そのため、危機対応として一定の統率が図られていたものと評価できる⁹⁶。

一方、小学館では、2026 年 2 月 27 日に緊急対策委員会が組成される前に、『常人仮面』の配信停止が一部の役員間の協議によって決定されていた。危機の拡大を防ぐため、正式な対策委員会の組成に先立って暫定的な措置を講じること自体は、事案の緊急性に照らし、直ちに不適切とはいえない。しかし、当該決定について、誰がどの権限に基づいて判断し、誰に報告するのか、また、対策委員会の組成後に当該判断をどのように引き継ぎ、又は追認するのかといった点は明確ではなかった。

このように、マンガワン第 1 事案においては、過去の事案を踏まえた危機対応体制がとられていた点は評価できるものの、初動対応の段階から一元的な指揮命令系統の下で、首尾一貫した対応をとる体制が確保されていなかったことは、今後改善を要する事項として指摘することができる。

なお、このような状況が生じた背景には、小学館において、緊急対策委員会を組成すべき事案の基準、組成を決定する権限者、委員長及び構成員の選定方法、委員会の権限、報告経路並びに組成前に講じることのできる暫定措置等が明文化されていなかったことがあると考えられる。

⁹⁶ 法人としての小学館ではなくマンガワン編集室を主体として、「マンガワン」のアプリ及び公式サイト上で先行してプレスリリースを発出した点について、問題をマンガワン編集室に矮小化するものであるといった批判がなされたが、小学館の経営陣は、こうした対応は、『常人仮面』の配信停止を迅速に行うためのものであったと説明している。一方で、「マンガワン」と小学館の公式サイトで双方で同時にプレスリリースを出すことも検討に値したと思われ、「マンガワン」からのプレスリリースの発出を先行させたことには、本連載休止等対応でも見られた、編集権の下で判断すべき事項か、あるいは組織的に判断すべき事項かという区別の不明瞭さも影響したものと考えられる。

2 マンガワン第2事案

(1) 判明事実

ア マツキ氏の逮捕と『アクタージュ act-age』の連載終了

マツキ氏は、「マツキタツヤ」のペンネームで、2017年から、株式会社集英社が発行する「週刊少年ジャンプ」の連載作品『アクタージュ act-age』の原作者として作家活動をしていた。

2020年6月18日、マツキ氏は、人通りのない路上を歩いていた未成年女性に対し、後方から自転車で近づき、追い抜きざまに同女性に痴漢行為を働き、さらに同日、同様の手口で、別の未成年女性に対し、同様の痴漢行為を働いた（以下、本2において、当該2名の未成年女性を個別に、又は総称して「**被害女性**」という。また、本2において、当該2件の痴漢行為を個別に、又は総称して「**本件性加害行為**」という。）。

2020年8月8日、マツキ氏は、上記2件の本件性加害行為を被疑事実として強制わいせつ罪の容疑で逮捕された。当該逮捕は、『アクタージュ act-age』の原作者による事件として広く報道され、社会的な注目を集めた。これを受けた株式会社集英社の週刊少年ジャンプ編集部は、同月10日、『アクタージュ act-age』の連載終了を公表した。

イ 逮捕後の経過及び更生に向けた取組

マツキ氏は、逮捕・勾留中、刑事弁護人に対し、自身の行為について反省の言葉を述べるとともに、被害女性に対する直筆の謝罪文を作成した。

その後、被害女性のうち1名との間では示談が成立し、同被害女性に係る被疑事実については不起訴処分となった。他方、もう1名の被害女性とは示談交渉に至らず、同被害女性に係る被疑事実については起訴された。

起訴後、保釈されたマツキ氏は、刑事裁判手続が開始されるまでの間に、刑事弁護人から紹介された臨床心理士であるb氏の下で心理カウンセリングを受診し始めた。その後、2020年12月23日、東京地方裁判所により、マツキ氏に対して懲役1年6か月、執行猶予3年の有罪判決が下された。同判決においては、「被告人が事実を認めて、謝罪文をしたためたり、示談の打診をするなど反省の姿勢を示すとともに、更生の意欲を示し、医療機関を受診して治療やカウンセリングを受診するなど再犯防止のための措置を講じていること、同居の両親が監督を誓約したこと、前科がないこと等」の事情が斟酌されている。

マツキ氏は、有罪判決後も、本調査開始時点に至るまで、b氏による心理カウ

セリングを継続して受診していた⁹⁷。2024 年頃になると、b 氏は、マツキ氏について、逸脱行動の要因に対する自己分析が深まり、ストレスの発散方法も見出していたことや、本件性加害行為当時と類似する環境に置かれた際にも再犯を回避することができていたこと等から、再犯リスクは存在しないとの心証を抱くようになった。

こうした状況を踏まえ、b 氏は、更生に向けた取組の一環として、マツキ氏に対し、1 か月ごとの締切りを設定して小説を執筆することを提案した。マツキ氏は、これに応じて無償の執筆活動を再開し、2024 年 6 月頃から、小説投稿ウェブサイト「ハーメルン」において、「ヤツヤツスタジオ」とのペンネームで『勇者一行の心理カウンセラー』と題する小説を投稿するに至った。

ウ マツキ氏を原作者とする新企画の検討経緯

(ア) マツキ氏への接触

2024 年 8 月頃、マンガワン編集室編集者（フリーランス）の P 氏は、編集者としての営業活動の一環として新企画を担う作家を検討していたところ、週刊少年ジャンプの連載作品『アクタージュ act-age』の原作者であり、本件性加害行為により逮捕されたマツキ氏を想起した。P 氏は、マツキ氏の本件性加害行為に対する執行猶予期間が満了していることを確認した上で、マツキ氏と直接面談することを目的として、同月 29 日、X（旧 Twitter）におけるマツキ氏の「マツキタツヤ」名義のアカウント宛にダイレクトメッセージを送信した。

マツキ氏は、P 氏からの当該メッセージを受け、2024 年 8 月 30 日、P 氏に対し、電子メールで「まずはお電話かメールにて概要をお伺いできればと存じます」などと送信した。これに対し、P 氏は、同日、「マンガワン」での連載企画の執筆を依頼したい旨返信した上、マツキ氏との数回のやり取りを経て、同年 9 月 6 日に面談の約束を取り付けた。同年 8 月 31 日、マツキ氏は、P 氏に対し、「お話す上での叩き台などになれば幸いです」などとして、「ハーメルン」において投稿していた小説『勇者一行の心理カウンセラー』の URL を貼付した電子メールを送付した。

⁹⁷ 当初は週に 1 回以上の頻度でカウンセリングを受診し、その後、心理的安定を取り戻すにつれて、受診頻度は月 1 回程度となった。なお、マツキ氏は、本件性加害行為に及んだ原因等を自己分析し、これを受け止めて心理的安定を得るまでには約 2 年を要した旨を供述している。

(イ) マツキ氏の起用にに関する D 氏への確認

2024 年 9 月 2 日、P 氏は当時のマンガワン編集室編集長である D 氏に対し、LINE で、『アクタージュ act-age』の原作者であるマツキ氏と面談を予定している旨を報告するとともに、「仮に描いてもらうことになってもペンネーム変えれば問題ないかなどと考えていたのですが、本件進めること自体に NG 等ございませうでしょうか」とのメッセージを送信した。これに対して、D 氏は、同日、「はい、大丈夫です」、「人間的に再犯しそうな可能性のある方かどうかは、P チェックで判断してくださいね」などと返信した。

P 氏は、その後、遅くとも 2024 年 9 月 5 日、マツキ氏を原作者として起用することを前提に企画の検討を進めることについて改めて D 氏に相談した⁹⁸。これに対し、D 氏は、マツキ氏が十分に反省し、再犯をするおそれがないかを注意深く見極めるように指示を出した。

(ウ) P 氏とマツキ氏の面談

2024 年 9 月 6 日、P 氏及びマツキ氏は、都内飲食店の会議室において面談した。当該面談において、マツキ氏は、P 氏に対し、本件性加害行為当時のマツキ氏の環境や心理的状态、実際に行った本件性加害行為の具体的内容、当該行為に対する後悔及び反省、更生に向けた取組等について説明した。

具体的には、当時、私生活に関する悩みを抱え、その心理的抑圧のはけ口として本件性加害行為に及んでしまったこと等を明らかにした。その上で、当時はこれらの被害女性らの心情に対する想像力が欠落していたと振り返り、当該被害女性らに対して申し訳なく思っていることに加え、共に仕事をしていた作家や会社、ひいては社会全体に迷惑を掛けたことを後悔し、反省している旨を述べた。

また、マツキ氏は、本件性加害行為に係る一連の刑事手続後、b 氏による心理カウンセリングの受診を通じて、当時の状況を客観視して分析し、当時置かれていた環境下での自身の精神状態及び心理面の問題を理解するに至ったこと、同様の性加害行為を繰り返さないために必要な対応を認識し、心理的な安定を取り戻したこと、現在では、本件性加害行為当時と同様のストレス下に置かれた場合であっても、自身の心理状態を認識し、適切に対処することにより、行動をコントロールできるようになったこと等を説明した。

⁹⁸ D 氏は、刑事手続を経て刑の執行又は執行猶予期間を終え、社会復帰に向けて努力する者を支援したいという思想信条を持っており、出版業界はそのセーフティーネットの側面があると考えていたため、マツキ氏が反省しているにもかかわらず、社会復帰させないことは自身の思想信条に合わないと考えていた旨を供述している。

そして、マツキ氏は、こうした心理カウンセリングを通じて自身が更生に向かうことができた経験を踏まえ、その過程で得た知見や気づきを題材として『勇者一行の心理カウンセラー』を執筆している旨を説明した。また、当該執筆活動の状況については臨床心理士であるb氏にも共有しており、b氏もこれを認識した上で支持してくれている旨を説明した。

さらに、当該面談では、マツキ氏の今後の執筆活動の在り方についても話題となり、その際、P氏がペンネームは「マツキタツヤ」との名義を引き続き使用するかを尋ねたところ⁹⁹、マツキ氏は、当該ペンネームの使用は被害女性らの二次被害につながるおそれがあるため、ペンネームを変更したい旨の意向を示した。マツキ氏は、その理由として、『アクターージュ act-age』の原作者として使用していた「マツキタツヤ」のペンネームで再び執筆活動を行った場合、本件性加害行為の被害女性に加え、同種の性被害を受けた人々が当該ペンネームを目にすることで、性被害をフラッシュバックしてしまうおそれがあると考えている旨をP氏に説明した¹⁰⁰。そのため、マツキ氏は、P氏に対し、被害女性らの二次被害を避ける観点から、「マツキタツヤ」のペンネームを使用することは、自身にとって選択肢になり得ない旨を述べた¹⁰¹。

P氏は、マツキ氏から上記のとおり本件性加害行為当時の状況、その後の反省及び更生に向けた取組等について説明を受けた結果、マツキ氏は更生し、再犯の

⁹⁹ P氏は、本件性加害行為に対する謝罪及び活動再開を公表した上で、『アクターージュ act-age』の原作者である「マツキタツヤ」が再び執筆活動を行うことになれば、世間の注目を集め、商業的にも成功する可能性が高いと考えていたため、当該面談において、「マツキタツヤ」の名義を引き続き使用する意向があるかを尋ねた旨を供述している。もっとも、マツキ氏は、下記のとおり、被害女性らの二次被害を避ける観点からペンネームを変更したいとの意向を示したため、P氏は、その判断に理解を示した旨を供述している。

¹⁰⁰ この点について、マツキ氏は、本件性加害行為によって、「マツキタツヤ」という名前自体が、被害女性や同種の性被害を経験した人々を含む様々な人々に不快感を与える存在となったと認識している旨を供述している。また、仮に「マツキタツヤ」のペンネームで執筆活動を行う場合には、自身の素性（前科）を公表することによって得られる作家活動上の利益のために、被害女性を含む第三者を再び害することになると考えており、その意味で「マツキタツヤ」は既に「死んだ」存在であると認識するに至った旨を供述している。さらに、2020年8月、マツキ氏の本件性加害行為を契機として『アクターージュ act-age』が連載終了となった際、当該作品の作画担当者は、X（旧Twitter）において、『アクターージュ』という作品そのものを見ることによってそれらが誘発されたり、苦痛を与える原因になる可能性を考慮して、作品の終了は妥当だと判断しました」などと述べた。マツキ氏は、当時の作画担当者にそのようなコメントを（自身が）「出させてしまった」経緯があったことも、「マツキタツヤ」のペンネームは今後使用してはならないという認識に至った理由の一つである旨を供述している。

¹⁰¹ なお、マツキ氏は、『星霜の心理士』の原作者が「マツキタツヤ」であることを公表せずに活動する場合であっても、仮に「ハツ波樹」が「マツキタツヤ」であることが世間に露見し、結果として被害女性らの二次被害につながるおそれがあることについては認識していた旨を供述している。もっとも、マツキ氏は、この点に関して、仮にそうした情報が流布したとしても、自ら「ハツ波樹」が「マツキタツヤ」であることを認める公表をしない限り、当該情報は噂の域を出ないであろうと考えていた旨を供述している。また、マツキ氏は、「ハツ波樹」は「マツキタツヤ」のアナグラムとして、自身の素性を暗示しているとの解釈がインターネット上で注目を集めているものの、「ハツ波樹」とのペンネームは、『勇者一行の心理カウンセラー』執筆時のペンネームである「ヤツヤツスタジオ」と関連付けようと考え、姓名判断サイトで「ヤツ」を含む候補の名前から選んだものであり、自身の素性を暗示する意図は全くなかった旨を供述している。

おそれは低いものと考え、当該面談の場において、『勇者一行の心理カウンセラー』を「マンガワン」で漫画化し、連載することを打診した。これに対し、マツキ氏は、当該小説が完結するまでの間、当該打診に対する回答を保留したい旨を返答した。

なお、上記打診に至った理由について、P氏は、マツキ氏が本件性加害行為について率直に説明した上で反省の意を示していたこと、自ら再犯防止に向けて心理カウンセリングを継続的に受診するなど主体的に行動しており、その取組を通じて一定の成果も得ているとの印象を受けたこと、臨床心理士である b 氏もマツキ氏の執筆活動を認識していることからマツキ氏の社会復帰を支持していると考えたこと、マツキ氏との面談前の時点において、連載決定権限を有する D 氏からマツキ氏の起用について消極的な見解が示されていなかったこと、及び『勇者一行の心理カウンセラー』は社会的意義を有する作品であり、性加害行為からの脱却に向けて心理カウンセリングを継続的に受診してきたマツキ氏こそが当該作品を漫画化すべきであると考えたこと等を総合的に考慮した判断であった旨を供述している。

(エ) 面談結果の D 氏への報告

2024 年 9 月初旬、P 氏は、D 氏に対し、マツキ氏との面談内容を報告し、マツキ氏が小説投稿サイトで小説を投稿していること、本件性加害行為について反省し、心理カウンセリングを継続的に受診するなど更生に向けた取組を行っていること、執行猶予期間は既に満了していること等を説明した。その上で、マツキ氏と共に連載企画としてのネーム作成に取り掛かりたい旨を伝えたところ、D 氏はこれを承諾した。

また、P 氏は、マツキ氏が、「マツキタツヤ」の名義が公表されることにより自身の執筆活動が被害女性らの二次被害につながることを懸念し、「マンガワン」で連載する場合にはペンネームを変更したいとの意向を示していたことも報告した。これを受け、D 氏はペンネームの変更を承認した¹⁰²。

その後、P 氏は、「マンガワン」での連載を前提として、マツキ氏と『勇者一行の心理カウンセラー』のネーム作成に係るやり取りを開始した。

¹⁰² D 氏は、ペンネームの変更に係る作家の意向は通常尊重されるべきであり、マツキ氏が述べた変更理由（被害女性らの二次被害を防止すること）を踏まえると反対する理由はないと考えたため、これを承認した旨を供述している。

(オ) 「ガガガ文庫」での書籍化の検討

2024年10月初旬、マツキ氏は、P氏に対し、『勇者一行の心理カウンセラー』について、他の出版会社から書籍化の打診を受けており、漫画化と並行して書籍化も検討している旨を伝えた。これに対し、P氏は、小学館の「ガガガ文庫」からの書籍化も選択肢になり得る旨を説明し、第四コミック局ガガガ文庫編集部¹⁰³に書籍化の検討を打診することを提案したところ¹⁰⁴、マツキ氏もこれに同意した。

これを受け、P氏は、2024年10月8日、ガガガ文庫編集部の編集者（フリーランス）であるQ氏に対し、『アクタージュ act-age』の原作者であるマツキ氏が『勇者一行の心理カウンセラー』の書籍化を検討している旨を伝えた上で、同作品が掲載されているURLを共有し、「ガガガ文庫」での書籍化の可否について打診した。

しかし、P氏は、遅くとも2024年10月12日、Q氏から、当時のガガガ文庫編集部編集長であるE氏の判断により、「ガガガ文庫」での書籍化には応じられない旨の回答を受けた。E氏の当該判断は、「ガガガ文庫」が10代の読者層をターゲットとしたライトノベルレーベルであり、仮に原作者が本件性加害行為を行ったマツキ氏であることが明らかになった場合のリスクが大きいことを理由とするものであった¹⁰⁵。P氏は、Q氏からE氏の当該判断理由についても説明を受けた¹⁰⁶。

P氏は、ガガガ文庫編集部からの当該回答をマツキ氏に伝えたところ、マツキ氏はその結果に理解を示し、他の出版社から受けていた書籍化の打診も辞退した上で、「マンガワン」での漫画化に向けた準備を進めることとした。

なお、P氏は、ガガガ文庫編集部において書籍化が承認されなかったとしても、それはあくまでE氏による判断であり、編集長ごとに評価軸は異なり得ること

¹⁰³ なお、当該部署の小学館における正式名称は「第四コミック局ガガガ文庫」であるが、同社では「ガガガ文庫編集部」と呼称されることが多いことに鑑み、本報告書においてもそれに倣うこととする。

¹⁰⁴ マツキ氏は、P氏からは別の出版会社で小説を出版するよりも、「マンガワン」と同じ出版社である小学館のレーベルで小説を出版した方が、打合せ等が円滑に進むとの説明を受けた旨を供述している。

¹⁰⁵ E氏は、「ガガガ文庫」における書籍化の打診を断るとの判断について、当時のE氏の直属の上司である第四コミック局チーフプロデューサーのB氏やその他の上層部には相談せず、自ら判断した旨を供述している。また、E氏は、当該判断の際、マンガワン編集室において、『勇者一行の心理カウンセラー』の漫画化を検討していること自体は認識していたものの、マンガワン編集室編集長であったD氏の判断について介入する権限も理由もないと考え、ガガガ文庫編集部編集長としての上記判断に当たり、マンガワン編集室における判断との平仄は考慮しなかった旨を供述している。

¹⁰⁶ なお、下記エ(ウ)のとおり、E氏は、「マンガワン」で『星霜の心理士』の連載が開始された後の2025年10月16日付けでマンガワン編集室編集長に就任している。E氏は、当該就任後、P氏から、ガガガ文庫編集部編集長在任中には書籍化を断ったが、「マンガワン」においても『星霜の心理士』の連載を中止するという判断はあり得るのかを質問された際、前編集長であるD氏がマツキ氏の本件性加害行為を認識した上で連載可能と判断した作品を、編集長の交代を理由としてこれを覆すことは、原作者及び作家への影響を考慮すると適切でないと考え、自身が「マンガワン」における連載を中止することはないと返答した旨を供述している。

から、「マンガワン」での漫画化についてはD氏がこれを承認している以上、漫画化企画を進めることについて特段の懸念は抱かなかった旨を供述している。

エ 『星霜の心理士』の企画提案と連載開始に至る経緯

(ア) 連載企画の承認

2024年10月23日、P氏は、マンガワン編集室において同氏が所属する班の班長であるG氏に対し、Slack上で「マツキタツヤさんのネーム」として『勇者一行の心理カウンセラー』のネームを提出し¹⁰⁷、翌24日には、編集長であるD氏にSlack上で当該ネームを提出した。

なお、その後、D氏及びP氏は、それぞれ、マンガワン編集室の複数の編集者に対し、当該ネームが『アクタージュ act-age』の原作者であるマツキ氏によるものである旨を伝えた上で、紙媒体の当該ネームを閲覧させていた。他方で、編集者等に対し、当該情報の管理に留意するよう注意喚起等が行われた事実は認められない。

また、遅くとも2024年10月下旬頃には、マンガワン編集室副編集長であるK氏及び同室副編集長のL氏も、P氏から回付された当該ネームを確認し、作者がマツキ氏であることを認識した¹⁰⁸。

D氏は、遅くとも2024年12月頃には、P氏に対して企画を承認し、これをもってマンガワン編集室において『勇者一行の心理カウンセラー』を原作とする漫画の連載が決定された。

この点について、D氏は、P氏から受けていた報告内容を踏まえると、マツキ氏が本件性加害行為について十分に反省しており、継続的に心理カウンセリングを受診するなどして再犯可能性は低いと考えたこと、また、提出されたネームからもマツキ氏の贖罪意識が感じ取れたこと¹⁰⁹等から、『勇者一行の心理カウンセラー』の連載を承認した旨を供述している。他方で、D氏は、連載決定当時、

¹⁰⁷ P氏は、G氏に当該ネームを提出した際、マツキ氏を起用することについてはD氏から承諾を得ていることを説明した。これに対し、G氏は、編集長が承諾しているのであれば異論はないと回答した旨を供述している。

¹⁰⁸ D氏は、連載決定前、副編集長のK氏に対して、マツキ氏の作品の連載に関する意見を求めたところ、K氏は過去に本件性加害行為に及んでいたマツキ氏を起用することについてリスクがあるとの意見を述べたが、他のマンガワン編集室の一部の編集者に意見を求めた際には、肯定的な意見もあった旨を供述している。なお、D氏は、副編集長のL氏に対しても、K氏と同様にマツキ氏の作品の連載可否について意見を求め、L氏は、マツキ氏の起用についてはリスクがあると述べた旨を供述しているが、L氏は、D氏との間で同作品の連載可否について議論した記憶はない旨を供述している。

¹⁰⁹ D氏は、当該ネームから、マツキ氏の贖罪とも重なる形で、マツキ氏が自身の心情を分析しながら生きていることが感じ取れたため、マツキ氏の「今」であるからこそ発信し得るメッセージがある等と考え、企画を承認した旨を供述している。

上記ウ(オ)のとおり「ガガガ文庫」での書籍化の企画がE氏によって承認されなかったことは認識していなかった旨を供述している。

なお、D氏は、上記連載の決定に当たり、上司であるマンガワン編集室長のB氏やコミック局の上層部に判断を仰ぐことはなく、法務部門その他の管理部門に相談することもなかった¹¹⁰。

(イ) 作画担当者の決定

P氏は、『勇者一行の心理カウンセラー』の作画担当者を探す過程において、2024年9月12日、漫画家のc氏に対し、電子メールで「マンガワンの新規連載企画の作画のお仕事」などとして原作者や作品タイトルを明らかにしないまま作画担当を打診し、同月26日には『勇者一行の心理カウンセラー』のネーム4話分を送付した。これに対し、c氏は、別の連載作品のスケジュールを理由として、当該作画依頼を一度断った。もっとも、P氏は、今後に向けてc氏との関係性を構築することを目的として、c氏との間で、同年11月28日に面談する約束を取り付けた。

P氏は、2024年11月28日の面談において、c氏から、『勇者一行の心理カウンセラー』の企画について高い評価を伝えられるとともに、スケジュールが合えば作画したい旨の意向が示された。そこで、P氏がスケジュールの修正案を提示したところ、c氏から、当該スケジュールであれば作画を担当できる可能性があるとの回答を得た。これを受け、P氏は、その場で改めてc氏に対し、同作品の作画担当を依頼した。その際、c氏は、同作品の原作者がマツキ氏であるかをP氏に確認し、P氏はこれを認めた。

c氏は、P氏から、上記面談又はその後の電話でのやり取りにおいて、マツキ氏がペンネームを変更する意向を示していること、及び当該変更理由が被害者の二次被害を防止することにあることを聞き、2024年12月5日、P氏に対し、同作品の作画依頼を受諾する旨の回答をした¹¹¹。

その後、マツキ氏、P氏及びc氏は、2025年1月24日、三者で会食した。その席において、マツキ氏はc氏に対し、自身の生い立ちや本件性加害行為に至った経緯、本件性加害行為に対する反省、ペンネームを変更しないという選択肢は採り得ないと考えていること等を伝えた。

¹¹⁰ D氏は、この点について、当時の状況を振り返ると、上層部を巻き込んで議論すべきであった旨を供述している。

¹¹¹ c氏は、作画依頼を受諾するに当たり、『勇者一行の心理カウンセラー』の原作者がマツキ氏であることが外部に漏洩した場合のリスクを懸念し、P氏に対し、情報管理の徹底を要請した旨を供述している。

(ウ) マンガワン編集長の異動に伴う企画の再承認

D氏は、2025年2月19日付けでマンガワン編集室からコミックアライアンス事業室に異動となった。もっとも、マンガワン編集室では、E氏が新たに同室編集長に就任した同年10月16日までの間、D氏の後任の編集長が不在であったことから、第四コミック局チーフプロデューサーであるB氏が編集長の業務を一時的に担うこととなった。

なお、D氏の異動前後、『勇者一行の心理カウンセラー』を原作とする新連載の漫画の題名は『星霜の心理士』となることが決定された¹¹²。

D氏の異動に伴い、マンガワン編集室における企画承認の決裁ルートが変更され、同氏から承諾を得ていた連載前の企画については、副編集長のK氏又はL氏及びB氏に改めて提出することとなった。これに従い、P氏は、2025年2月19日、K氏に対しSlack上で『星霜の心理士』の企画書一式を提出した。

また、P氏は、2025年3月27日、B氏に対してもSlack上で『星霜の心理士』の企画書及びネーム3話分を提出し、同年4月3日頃、B氏から連載企画として承認を得た。その際、P氏は、B氏に対し、『星霜の心理士』の原作者が本件性加害行為による逮捕歴を有するマツキ氏であることを口頭で説明した上で、マツキ氏が非常に反省していること、心理カウンセリングを受診していること、マツキ氏は今後謝恩会等を含む公の場には現れない意向を有しており、SNS活動も行わない予定であること、被害女性らの二次被害を防止する観点から『アクタージュ act-age』の原作者としてのペンネーム「マツキタツヤ」とは異なるペンネームを使用する予定であること等を報告した¹¹³。

なお、B氏は、当時、マンガワン編集室長であり、かつ第四コミック局プロデューサーを務めていたが、上記連載の承認に当たり、上司である同局チーフプロデューサーの鳥光氏に判断を仰ぐことはなく、法務部門その他の管理部門に相談することもなかった。

この点について、B氏は、P氏からはマツキ氏の素性を公表しないことを前提として報告を受けていたことから、マツキ氏の犯歴等の機微性の高い情報を不用意に社内で議論又は共有すること自体が問題となり得ると考えており、『星霜の心理士』の連載の可否について社内で改めて議論するという考えには至らなかった旨を供述している。また、仮に当時、法務室にマツキ氏の素性を共有した上で連載の可否を確認し、同室から否定的な意見が示されていたとしても、前編

¹¹² 『勇者一行の心理カウンセラー』から『星霜の心理士』に改題された時期については定かではないものの、客観資料等からは、少なくとも2025年1月から同年5月9日までの間に改題されたと考えられる。

¹¹³ B氏は、マツキ氏がペンネームの変更を希望している旨の意向を示していたことについて、旧名義を使用しなければ新人作家と同じ扱いとなり、商業上は不利になり得るため、相応の覚悟があるものと受け止めた旨を供述している。

集長である D 氏の連載決定を覆すことは作家との契約違反となり得ることから、当該連載決定を覆すことは実務上困難であったと考える旨を供述している¹¹⁴。

(エ) 連載開始に向けた準備及び連載開始

2025 年 4 月以降も、P 氏、マツキ氏及び c 氏は、『星霜の心理士』の連載開始に向けてネーム及び原稿の制作を進めた。

また、連載開始に向けた準備が進められる中、2025 年 5 月 29 日、P 氏、マツキ氏及び b 氏は 3 名で会食し、P 氏はその場で b 氏と初めて対面した。当該会食において、b 氏は、P 氏に対し、マツキ氏について、現在は更生していると評価している旨を伝えた。

2025 年 6 月 3 日、マツキ氏は、P 氏に対し、『星霜の心理士』におけるペンネームを「八ツ波樹」とすることを LINE で伝えた。

2025 年 8 月 6 日、小学館は、マツキ氏との間で『星霜の心理士』に係る出版等許諾契約を締結した。また、同日、「マンガワン」において、「八ツ波樹」を原作者とする『星霜の心理士』の連載が開始された。

オ 『星霜の心理士』の更新停止に至る経緯

2026 年 2 月 25 日、マンガワン編集室編集長の E 氏及び同室編集者の G 氏に加え、編集総務局担当取締役の三浦氏、社長室担当取締役の加藤氏、社長室ゼネラルマネージャーの N 氏、社長室シニアマネージャー兼広報室長の O 氏、及び編集総務局ゼネラルマネージャーの M 氏は、マンガワン第 1 事案に関する対応を検討するための社内会議を行っていた。その中で、『アクタージュ act-age』に関する話題が出たことから、E 氏は、『星霜の心理士』の原作者が、『アクタージュ act-age』の原作者と同一人物であり、本件性加害行為による逮捕歴のあるマツキ氏である旨を発言した。この発言により、三浦氏は、『星霜の心理士』の原作者がマツキ氏であることを初めて認識した。

2026 年 2 月 28 日、「マンガワン」で連載されていた別の漫画の原作者である d 氏が、X (旧 Twitter) 上で、『墮天作戦』及び『常人仮面』に関連して、「マンガワン」の中には他に類似事例が存在する旨を示唆するとともに、P 氏の氏名及び「マツキタツヤ」に言及し、『アクタージュ act-age』の原作者であるマツキ氏が「マ

¹¹⁴ なお、B 氏は、P 氏からマツキ氏について上記の報告を受けた結果、マツキ氏及び P 氏はいずれも本件について真摯に対応しているとの印象を受けた旨を供述している。また、マツキ氏が公の場に出ない方針を採っている以上、仮に原作者がマツキ氏ではないかとの噂が生じた場合でも、関係者が認めない限り、マツキ氏の素性が公になることはないと考えた旨を供述している。

マンガワン」で執筆していることを示唆する投稿¹¹⁵を行っていることが明らかとなった。これを受け、E氏は、当時の第一・第四コミック局担当取締役である鳥光氏及び第二・第三コミック局担当取締役である村山氏に加え、管理部門統括常務取締役の岩重氏、社長室担当取締役の加藤氏及び三浦氏を宛先を含む電子メールにおいて、当該投稿を共有した。

こうした中、d氏による投稿がSNS上で拡散し、また、週刊誌からも取材を受けるなど、マンガワン第2事案が対外的に顕在化する状況となった。そこで、小学館では、2026年3月1日、同事案に関して緊急常務会議が開催され、『星霜の心理士』の原作者起用に関する对外公表を行うこと、「マンガワン」全体の更新を停止すること、及び第三者委員会を設置する方針が決定された。もっとも、同日開催されたマンガワン特別対策委員会において、E氏は、「マンガワン」全体の更新を停止した場合、作家の理解を得ることが困難であるとの意見を主張した。これを受け、翌2日に開催された緊急常務会議において方針が見直され、「マンガワン」全体の更新停止は行わず、『星霜の心理士』の原作者起用に関する对外公表及び第三者委員会の設置のみを実施することとされた。

こうした経緯を経て、2026年3月2日、小学館公式サイト上で『マンガワンにおける新たな原作者起用問題と第三者委員会設置について』と題するプレスリリースが掲載され、同日付けで『星霜の心理士』の更新が停止された。

なお、本調査では、d氏が「八ツ波樹」の素性を認識するに至った経緯について、具体的な事実関係を認定するには至らなかった。他方で、マンガワン編集室編集者であるR氏は、遅くとも2025年2月頃、d氏との電話においてP氏の近況を尋ねられた際、「ジャンプのすごい人から連載をとったみたいですよ」、「揉めた人ですね」などと発言した可能性がある旨を供述している。

また、上記エ(ア)のとおり、マンガワン編集室では、他の作品を担当する複数の編集者が『星霜の心理士』の原作者がマツキ氏であることを認識していた一方、同作品の連載開始当時、小学館の従業員以外でこれを認識していた者は、マツキ氏本人、c氏及びb氏らの同作品の関係者に限定されていた。

さらに、小学館の社内データベースである「経理システム」には、作家のペンネーム、本名及び住所等の個人情報が登録されており、非開示設定がされていない限り、小学館の従業員であれば誰でもこれらの情報を閲覧することが可能な状態となっていた。そして、マツキ氏に関する情報については、『星霜の心理士』の原作者起用に関する件が発覚するまでの間、非開示設定はされていなかったため、当時、小学館の従業員は、マツキ氏の本名を検索することにより、『星霜の心理士』の原作者がマツキ氏であることを容易に把握できる状態にあった。

¹¹⁵ なお、本調査開始時点で当該投稿は削除されており、当委員会において実際に当該投稿の内容を確認するには至らなかった。

これらの事情に照らすと、d氏が「八ツ波樹」の素性を認識するに至った直接の経緯は明らかではないものの、その情報の源流をたどれば、小学館内部から何らかの形で情報が流出していた可能性は相応に高いと考えられる¹¹⁶。

(2) 評価

ア 人権侵害に関する評価

上記 1(2)ア(ア)のとおり、企業が取引先の人権侵害又はその懸念に直面した場合、人権への負の影響を評価するための調査・検証を行うべきであり、その結果、なお人権への負の影響が継続し、又は再び生じる懸念があるにもかかわらず、十分な防止又は軽減措置を講じないまま取引を継続又は再開したときには、当該対応は、人権侵害への助長又は加担と評価され得る。

この点、マツキ氏による本件性加害行為自体は、当時未成年であった被害女性の性的自由及び身体の安全を侵害し、重大な精神的苦痛を与え得る悪質な人権侵害であったことは明らかである。

しかしながら、小学館が、マンガワン編集室の判断の下、マツキ氏を『星霜の心理士』の原作者として起用し、同作品の連載を開始した時点では、同氏は既に本件性加害行為について有罪判決を受け、その執行猶予期間も満了していた。執行猶予期間の満了のみをもって、マツキ氏が更生し、又は再犯のおそれがないと評価することはできないものの、上記(1)イのとおり、マツキ氏は、逮捕後から一貫して反省の意を示していたほか、b氏による心理カウンセリングを継続的に受診し、更生に向けた取組を行っていた。また、2024年頃には、b氏においても、マツキ氏について再犯リスクは存在しないとの心証を有するに至っていた。実際に、有罪判決後、マツキ氏が同種の性加害行為を行った事実は確認されていない。

さらに、上記(1)イのとおり、マツキ氏は、被害女性のうち1名との間では示談を成立させ、被害賠償を終えていた。もう1名の被害女性との間では示談こそ成立していないものの、謝罪文をしたためたり示談交渉を働きかけたりするなど、謝罪及び被害賠償に向けた行動に出ていた。また、マツキ氏については、マンガワン第1事案の山本氏とは異なり、有罪判決後、本件性加害行為について損害賠償請求がなされるなど、被害女性との間で紛争が存在していた状況は認められず、マツキ氏から被害女性に対する働きかけ又は接触が継続していた事実も確認されなかった。

これらの事情を踏まえると、小学館が、マンガワン編集室の判断の下、マツキ氏

¹¹⁶ マンガワン編集室から社外への情報漏洩については、R氏による上記行為のほか、K氏が、2026年2月28日、小学館としてマンガワン第2事案に関する公表を行う前であったにもかかわらず、自身の担当作家複数名に対し、『星霜の心理士』の原作者がマツキ氏である旨を伝えていたことが確認された。

を起用し、同氏との取引を開始した時点において、マツキ氏による人権侵害が継続し、又は再び生じる具体的な懸念があったとは認められない。

そして、担当編集者の P 氏は、上記(1)ウ(ウ)のとおり、2024 年 9 月 6 日にマツキ氏と面談し、本件性加害行為当時の環境及び心理状態、本件性加害行為に対する後悔及び反省、心理カウンセリングを通じた自己分析など更生に向けた取組等について説明を受けていた。マツキ氏は、その際、被害女性らに対する反省の言葉を述べるとともに、本件性加害行為当時と同様のストレス下に置かれた場合でも適切に対処することにより行動をコントロールできるようになった旨を説明していた。また、マツキ氏は、被害女性や同種の性被害を受けた人々の二次被害を避けるため、「マツキタツヤ」のペンネームを使用しないとの意向を明確に示していた。

さらに、P 氏は、上記(1)エ(エ)のとおり、連載開始前である 2025 年 5 月 29 日には、b 氏本人から、マツキ氏が既に更生している旨の評価を直接伝えられていた。このように、マツキ氏が反省し、更生及び再犯防止に向けた取組を行っているとの P 氏の認識には、マツキ氏本人の説明だけでなく、継続的に心理カウンセリングを担当していた b 氏の見解という一定の客観的な裏付けも存在していたといえる。

加えて、編集長の D 氏も、上記(1)エ(ア)のとおり、P 氏から、マツキ氏が本件性加害行為について反省し、継続的に心理カウンセリングを受診するなど更生に向けた取組を行っている旨の報告を受け、提出されたネームからもマツキ氏の贖罪意識を感じ取ったとして、連載企画を承認していた。また、D 氏の異動後に企画を再承認した B 氏においても、P 氏から、マツキ氏の反省や心理カウンセリングの受診状況、ペンネーム変更の理由等の説明を受けた上で再承認を行っていた。

このように、小学館では、起用に伴う人権リスクについて何ら検討することなくマツキ氏の起用が決定されたわけではなく、少なくともマンガワン編集室の担当編集者及び編集長のレベルでは、マツキ氏の反省及び更生の状況、再犯のおそれ並びに被害女性らの二次被害の可能性等について、一定の調査・検証が行われていたと評価することができる¹¹⁷。

以上のとおり、小学館は、マツキ氏の起用時点において、同氏による人権侵害又はその懸念に直面していたとはいえず、また、人権に対する負の影響の評価をするための一定の調査・検証も行っていた。したがって、小学館が同氏を原作者として起用し、『星霜の心理士』の連載を開始したことは、同氏による人権侵害を助長し、

¹¹⁷ なお、小学館は、マツキ氏の起用に当たり、被害女性の意向を確認していない。もっとも、過去に人権侵害行為を行った者を起用するに当たり、企業が被害者に直接接触してその同意を得ることが常に求められるものではなく、そのような接触自体が被害者に新たな精神的負担を生じさせる可能性もある。マンガワン第 2 事案では、マツキ氏と被害女性とは、示談成立又は有罪判決以降、接触のない状態にあり、小学館が被害女性の連絡先を把握することも困難であった。これに加え、マツキ氏自身が被害女性の二次被害につながる行動に出るべきでないとの意向を示していたことも踏まえると、小学館が被害女性に接触してその意向を確認しなかったことのみをもって、マツキ氏の起用が不適切であったと評価することはできない。

又はそれに加担する行為であるとは評価されない。

イ ペンネームの変更に関する評価

上記アのとおり、小学館が、マンガワン編集室の判断の下、マツキ氏を『星霜の心理士』の原作者として起用し、同作品の連載を開始したことは、同氏による人権侵害の助長又は加担であるとは評価されない。もっとも、マツキ氏は、同作品の原作者として「ハツ波樹」というペンネームを用いており、それが過去に本件性加害行為を行ったマツキ氏、すなわち「マツキタツヤ」であることは公表されていなかった。このように、過去に重大な人権侵害行為を行い、有罪判決を受けた作家を、その素性を公表せず、別名義で起用することが適切であったか否かについては、人権侵害の観点に限らず、読者及び社会に対する説明責任、作品関係者への影響、小学館のレピュテーションリスク等の観点から、別途問題になり得る。

一般に、過去に人権侵害を行った作家を起用する場合、その素性や過去の行為を公表すべきであるという考え方には、読者、取引先その他の関係者が、当該情報を踏まえて作品との関わり方を判断できるようにするという意義がある。出版物は読者の信頼を前提として流通するものであり、作品の受け止め方に影響し得る重要な事情については、被害者その他の関係者のプライバシー等にも配慮しつつ、出版社として一定の説明責任を果たすべき場合があるという観点も軽視できない。また、被害者が加害者の素性を認識している場合には、その素性が公表されないまま、加害者が社会的に活動している状況を事後的に知ること自体が、被害者に精神的負担を生じさせることもあり得る。さらに、後に当該作家の素性が明らかになった場合には、読者、取引先、作画担当者その他の作品関係者との信頼関係に影響を及ぼし、出版社に対する重大なレピュテーションリスクを生じさせるおそれもある。

これに対し、作家の素性や過去の行為を公表しないという考え方にも、一定の合理性がある。仮に作家自身について、人権侵害又はその懸念が認められない場合であっても、加害者の氏名や過去に犯した人権侵害が改めて社会から注目されれば、被害者が当該被害に再び向き合うことを余儀なくされ、精神的負担が増大する可能性がある。また、作家が過去の人権侵害行為について謝罪や反省を表明した上で活動再開を公表することは、当該作家の社会復帰や活動再開について社会的な理解を得る契機となり得る一方で、被害者からすれば、加害者が社会的に受け入れられ、又は許容されたかのように受け止められ、二次的な精神的負担を生じさせる可能性も否定できない。さらに、刑事手続を経て刑の執行又は執行猶予期間を終えた者について、更生及び社会復帰の機会をどのように確保するかという観点も無視できない。作家の創作活動は、その者の職業的・社会的な再出発の手段となり得る

ものであり、過去の行為を常に公表し続けることは、更生機会やプライバシーに過度な制約を及ぼす場合がある。加えて、読者が創作者の経歴ではなく作品の内容や表現そのものを基準として作品に接するという考え方も成り立ち得る。

このように、過去に人権侵害行為を行った作家を別名義で起用し、その素性を公表するか否かについては、公表すべきとする見解と、公表すべきでないとする見解の双方に相応の理由があり、一義的に結論を導くことは困難である。したがって、その判断に当たっては、過去の人権侵害行為の内容及び報道の状況、被害者の二次被害の可能性、作家の更生機会及びプライバシーへの配慮、作品の内容及び掲載媒体の読者層、作画担当者その他関係者への説明状況、読者及び社会に対する説明責任、作家及び小学館が別名義での連載を希望する理由（隠蔽の意図の有無）、作家の素性が明らかになるリスクの程度、作家の素性が明らかになった場合に生じ得る影響等を総合的に考慮して慎重に判断する必要があると考えられる。

本件についてみると、マツキ氏の本件性加害行為は、被害女性に対する重大な性加害行為であった上、同氏の逮捕は、『アクタージュ act-age』の原作者による事件として広く報道されていた。そのため、マツキ氏の素性を公表せず、別のペンネームで起用したことについては、読者が作家の素性を知った上で作品に接する意義や、小学館の説明責任及び透明性の観点から、適切でないとの考え方も成り立ち得る。また、マツキ氏の素性が後に明らかになった場合には、被害女性、作画担当者その他の作品関係者、小学館及び作品自体に影響が生じるリスクもあった。実際に本件では、後に「ハツ波樹」がマツキ氏であることが明らかとなり、『星霜の心理士』の連載の在り方や小学館の対応が問題視されるに至っており、少なくとも小学館、作品及び作品関係者に影響が生じるリスクは現実化している。

他方で、マツキ氏は、一貫して、被害女性の二次被害を理由としてペンネームを変更したい旨の意向を示しており、マンガワン編集室としても、当該意向を尊重していたことが窺われる。また、マツキ氏は漫画の原作者であり、容姿から同一性が明らかである芸能人や、絵柄から同一性が推知され得る作画担当者とは異なり、作品の外形から直ちに本人性が判別される立場ではなかったことから、別名義での起用によってマツキ氏の素性が直ちに明らかになる可能性が高かったとはいえない。さらに、「マンガワン」の読者層は幅広く、『星霜の心理士』自体も、心理学の観点から専門性の高い内容を含むものであって、児童向け作品に当たるものではない。その上、マンガワン編集室は、作画担当者であるc氏に対して、作画依頼時にマツキ氏の素性について説明していた。

以上の事情を踏まえると、小学館が、マンガワン編集室の判断の下、マツキ氏を「ハツ波樹」として起用し、その素性を公表しない旨の判断を行ったことについては、読者及び社会に対する説明責任や透明性の観点から議論の余地があり、相当に難しい判断であったといえるものの、被害女性らの二次被害、マツキ氏の更生機会

及びプライバシー、掲載媒体及び作品の性質、素性が明らかになるリスク、並びに作画担当者への説明状況等を考慮すれば、当該判断が直ちに不合理であったとまではいえない。

ウ 意思決定プロセスに関する評価

上記イのとおり、マツキ氏を別名義で起用し、その素性を公表しないと判断自体は、直ちに不合理であったとまではいえない。もっとも、同判断は、過去の人権侵害行為により有罪判決を受けた作家を、素性を公表しないまま起用するというものであり、読者及び社会に対する説明責任、被害女性らの二次被害、作家の更生機会及びプライバシー、作品関係者への影響並びに小学館のレピュテーションリスク等を含む複数の観点を総合的に考慮する必要がある判断であった。そのため、仮に連載の可否に関する最終的な判断権限が編集長に属するとしても、担当編集者及び編集長限りで判断を完結させるのではなく、コミック局の上層部及び法務部門その他の管理部門を関与させ、小学館として組織的に検討すべき事項であったといえる。

しかしながら、マンガワン第2事案では、上記(1)エ(ア)及び(ウ)のとおり、マツキ氏の起用及びペンネームの変更の是非が、マンガワン編集室の担当編集者及び編集長のみの判断により決定されており、コミック局の担当役員に判断が仰がれることはなく、法務部門その他の管理部門への相談も行われていなかった。

特に、上記(1)ウ(オ)のとおり、「ガガガ文庫」では、『星霜の心理士』の原作小説である『勇者一行の心理カウンセラー』について、本件性加害行為を行ったマツキ氏が原作者であることが明らかになった場合のリスクを考慮して書籍化を見送るとの判断がなされていた。他方で、上記(1)エ(ア)のとおり、『星霜の心理士』の連載を決定したD氏は、「ガガガ文庫」における書籍化企画が見送られたことを認識していなかった。「ガガガ文庫」と「マンガワン」とでは、媒体の性質や読者層が異なることから、両者において異なる結論が採られたこと自体が、直ちに不合理又は矛盾した判断であったとはいえない。しかし、同一の作品及び原作者について、小学館内の一編集部門が具体的なリスクを認識して書籍化を見送ったにもかかわらず、その判断及び理由がマンガワン編集室における意思決定に十分に反映されず、当該リスクについて部門横断的な検討も行われなかった点には問題がある。

また、マンガワン編集室がマツキ氏の素性を公表せず、新たなペンネームにより起用する方針を採用した以上、被害女性らの二次被害の防止の観点からは、「ハツ波樹」とマツキ氏との同一性に関する情報が必要な範囲を超えて社内外に共有されないよう管理することは、当該方針を実効的なものとするための重要な前提であった。ところが、上記(1)オのとおり、小学館の社内データベース上、マツキ氏

に関する情報について非開示設定がされておらず、「八ツ波樹」とマツキ氏との同一性が社内で広く把握し得る状態となっていた。加えて、マンガワン編集室において、当該情報の共有範囲や取扱方法を定めるルールは設けられておらず、編集者等に対して情報管理に留意するよう注意喚起等が行われた事実も認められない。これらの情報管理上の不備は、マツキ氏の素性を公表しないという方針の実効性を損なうとともに、同氏の素性が明らかになった場合に、被害女性らに対して新たな精神的負担を生じさせるリスクやマツキ氏のプライバシー権への侵害となり得るリスク、並びに小学館及び作品関係者に対する社会的信頼が損なわれるリスクを高めるものであったといえる。

以上のとおり、マンガワン第2事案では、マツキ氏の起用及び別名義での連載という、小学館の人権尊重及びレピュテーションリスクに関わる重要な意思決定について、小学館として十分な組織的・部門横断的な検討や情報管理の徹底が行われておらず、問題があったといえる。

3 週刊ポスト事案

(1) 判明事実

ア 週刊ポスト事案の全体像

小学館は、2020年、当時ポスト・セブン局週刊ポスト編集部に所属し、グラビア記事の企画等の業務に従事していたA氏が、2018年に業務上の関係を契機として知り合ったe氏に不適切な性的行為や不謹慎な連絡等を行った事案（以下、A氏のe氏に対する一連の不適切な性的行為等に係る事案を「**週刊ポスト第1事案**」という。）を把握し、外部専門家の意見も踏まえた上で、A氏に対する処分を行った。

また、A氏は、2017年から2025年にかけて、f氏に対し、胸元の写真の送付を求めるほか、性的行為を求めるといった行為等を断続的に行っていた（以下、A氏のf氏に対する一連の不適切な性的行為等に係る事案を「**週刊ポスト第2事案**」という。）。

すなわち、A氏による被害女性2名に対する行為は、f氏に対する行為が先行し、その後、e氏に対する行為も行われるようになったものであるが、下記イ(イ)のとおり、小学館は、2020年に、A氏によるe氏への不適切な性的行為等を先に認識するに至り、2021年2月にはA氏に対する懲戒処分を実施していた。もっとも、その裏で、A氏によるf氏への不適切な性的行為等は継続的に行われており、小学館は、下記ウ(ア)のとおり、2025年8月にf氏から被害の申告を受けたことで初めてA氏によるf氏への不適切な性的行為等を認識するに至った。

このように、週刊ポスト事案では、週刊ポスト第 1 事案における懲戒処分が行われてもなお別の女性に対する週刊ポスト第 2 事案が継続したという点で、小学館による適切な再発防止策が行われておらず、ガバナンス上の問題があると窺われた。そのため、小学館による対応の不備にも焦点を当てるとの考えから、以下、週刊ポスト第 1 事案と週刊ポスト第 2 事案を論じることとし、小学館として先に事案を認識した週刊ポスト第 1 事案を先行して検討する。

なお、週刊ポスト事案においては、関係者のプライバシーを保護し、二次被害を防止する必要があるとともに、特に週刊ポスト第 1 事案については関係当事者間に守秘義務が存在しその解除について一部関係者から同意¹¹⁸が得られていないことから、公表することができる情報の範囲に制約が存する。

そのため、当委員会は、週刊ポスト事案について必要な調査及び検討¹¹⁹を行ったが、上記制約に抵触しない範囲において、当委員会の評価に必要と認められる範囲で、事実関係の概要を記載するものであり、当委員会が調査又は確認した事実関係のすべてを記載するものではない。

イ 週刊ポスト第 1 事案

(ア) 公表されている範囲で確認された事実

小学館が公式サイト上において 2026 年 3 月 11 日に公開した『『週刊文春』の弊社に関する報道について』と題するプレスリリースによれば、2018 年、A 氏は、e 氏に対し、取引関係上の優位性を利用した状況の下で性的行為を求め、その後も不謹慎な連絡をしていた。また、2020 年には、A 氏は、e 氏から刑事告訴を受けたことを契機として、小学館は週刊ポスト第 1 事案を把握した。小学館は、その後、e 氏及びその関係者に謝罪し、専門家の意見も踏まえた上で、A 氏に対する処分を行った。なお、A 氏は不起訴処分となったとのことである。

上記アのとおり、週刊ポスト第 1 事案においては、関係者のプライバシーを保護し、二次被害を防止する必要があるとともに、守秘義務の存在を踏まえて、上記を超える当事者間の具体的な事実関係その他の詳細についての記載は行わず、公表されている事実関係の範囲で、本調査において確認することができた小学館の対応を前提として検討するにとどめる。

¹¹⁸ 当委員会は、小学館を介して、小学館以外の関係者に対して、週刊ポスト第 1 事案について、当委員会に対する情報提供、ヒアリングへの協力及び関係当事者間に存する守秘義務の解除を要請したところ、一部関係者は、調査協力義務はなく、守秘義務解除の要請にも応じる義務はないものとして、当該要請に応じなかった。

¹¹⁹ 当委員会が、A 氏に対して、週刊ポスト第 1 事案及び第 2 事案について、ヒアリングへの協力を要請したところ、A 氏は、既に小学館を退職していること等を理由に、当該要請に応じなかった。

(イ) 週刊ポスト第1事案をめぐる小学館の対応

2020年、A氏は、週刊ポスト第1事案について、当時の週刊ポスト編集部副編集長であるS氏及び同編集長であるT氏に報告し、小学館としてはこの時点で週刊ポスト第1事案を把握するに至った。

その後、T氏は、直ちに当時のポスト・セブン局担当取締役である森氏、当時のポスト・セブン局チーフプロデューサーであるU氏、当時の編集総務局ゼネラルマネージャーであるI氏らに対し、週刊ポスト第1事案を報告した。同時期、具体的な経緯は必ずしも明らかではないものの、当時のポスト・セブン局統括常務取締役である秋山氏も、週刊ポスト第1事案について報告を受け、これを把握し、週刊ポスト第1事案について総括することとなった。

こうして、週刊ポスト第1事案については、ポスト・セブン局を筆頭とする対応が行われることになったが、法務的な検討を含むため、I氏をはじめとする編集総務局及び同局法務・契約室と連携して対応が行われていた。また、方針については当時の社長及び副社長にも共有がなされていた。また、I氏、当時の法務・契約室副室長であるJ氏及びT氏は、外部法律事務所へ対応を相談しながら、小学館としても警察の捜査への協力を行うとともに、T氏は、A氏に対する指導や週刊ポスト編集部内での担当業務の変更を行った。ただし、A氏の当該担当変更は、T氏の判断により、毎年の定期異動のタイミングに合わせて行われたものであり、週刊ポスト第1事案の発覚から一定期間が経過した後の対応であった。

このようにして、ポスト・セブン局、編集総務局及び同局法務・契約室を中心に、週刊ポスト第1事案におけるe氏側とのやり取り等を経た上で、A氏に対する人事的な検討も開始されることになった。具体的には、2021年2月初旬、当時の管理部門統括常務取締役である小室氏から、当時の総務局ゼネラルマネージャーである岩重氏に対し、A氏に始末書の提出を求めた上で、懲戒処分の手続を進めるよう指示がなされた。A氏は、同月10日、岩重氏に対し、週刊ポスト第1事案に関して深く反省していること、いかなる処分も覚悟していること等を記載した始末書を提出した。

その後、小室氏及び岩重氏は、減俸1か月とする懲戒処分案を作成し、2021年2月25日、常務会議において、A氏を減俸1か月の懲戒処分とすること、及び守秘義務が存在していることを踏まえて、当該処分を社内報で公表しないことが決定された。

2021年3月4日、小学館は、取締役会の承認を経た上で、当時の就業規則第70条第1項に基づき、A氏に対し、減俸1か月の懲戒処分を行った。

なお、上記のとおり、週刊ポスト第1事案では、調査やe氏側とのやり取り等、事案対応はポスト・セブン局、編集総務局及び同局法務・契約室の上記役職

員を中心に対応が行われ、その後の A 氏に対する人事処分は、常務会議及び取締役会を経て行われたが、事案の性質や守秘義務等の関係で、週刊ポスト第 1 事案の詳細は会議体に共有されなかった。

ウ 週刊ポスト第 2 事案

(ア) 週刊ポスト第 2 事案の認識

2025 年 8 月 9 日、小学館公式サイト「お問い合わせ」フォームに、問合せ対象の雑誌名を「週刊ポスト」とする匿名の投稿（以下「**本匿名投稿**」という。）が寄せられた。本匿名投稿で、投稿者は、「週刊ポスト」のグラビア企画を通じて知り合った担当編集者から、胸の画像の送付やテレビ電話で性的な姿勢を示すことを求められたほか、対面でも性的な言動を受け、その後も同様の要求が続いた旨や一部に金銭の提供が伴った旨を申告した。

本匿名投稿は、小学館カスタマーサポートセンターの担当者から、当時の週刊ポスト編集部編集長である V 氏及び当時の同部エキスパートエディターである S 氏に電子メールで転送された。S 氏は、本匿名投稿を確認し、その取引関係上の優位性を利用した状況の下で性的行為を求め、その後も不謹慎な連絡をしていたという特色などから、対象の編集者は A 氏であり、本匿名投稿の投稿者は f 氏でないかと考えるに至った。そこで、S 氏は、2025 年 8 月 9 日、V 氏及び当時のポスト・セブン局チーフプロデューサーである W 氏に自身の考えを伝えた。これを受け、W 氏は、本匿名投稿について、当時の専務取締役である海老原氏、当時のポスト・セブン局統括常務取締役である高橋氏、及び当時のポスト・セブン局担当取締役である鶴田氏に報告したところ、海老原氏から、法務室及び人事・人材課と今後の対応方針や調査方法を協議するようにとの指示がなされた。

そこで、W 氏は、当時の編集総務局ゼネラルマネージャーである M 氏に相談したところ、2025 年 8 月 12 日、M 氏は、当時の管理部門統括常務取締役である岩重氏、当時の編集総務局担当取締役である三浦氏、及び当時の編集総務局シニアマネージャーである J 氏に対し、海老原氏からの上記指示と S 氏の上記見立て等を報告した。その後、M 氏は、外部法律事務所に相談するとともに、三浦氏とも対応方針を協議した上で、今後の調査として、M 氏及び J 氏が、S 氏へヒアリングを実施し、その結果を踏まえて必要に応じ A 氏へのヒアリングを実施すること、A 氏へのヒアリング結果を踏まえてその後の方針を協議することとなった。

(イ) 週刊ポスト第2事案に関する社内調査の実施

a S氏に対するヒアリング

2025年8月15日、S氏は、M氏及びJ氏からヒアリングを受ける準備のため、本匿名投稿に関し、自ら追加で調査を実施した上、当該調査結果を記載したメモを作成し、同月18日にM氏及びJ氏が実施したヒアリングに際して、当該メモの内容を説明した。

ヒアリング結果を踏まえ、M氏及びJ氏は、S氏に対し、本匿名投稿に関連する客観資料がないか調査するよう指示した。

b A氏に対するヒアリング

S氏へのヒアリング結果を踏まえ、M氏及びJ氏は、A氏に対して直接ヒアリングを実施する必要があると判断し、2025年8月20日、A氏に対するヒアリングを実施した。A氏は、本匿名投稿の投稿者はf氏と思われるとした上で、f氏と会っていたと述べた。その中で、f氏の自宅に一度行ったこと、f氏をA氏の自宅に呼んだことがあること、自宅においてf氏に性的行為を行ったことを認めた。また、一度、f氏を小学館の会議室に呼び、f氏の胸を触ったことがあること、f氏に対し裸の写真を送るよう要求したことがあること、その後は、f氏に対し、テレビ電話で性的な姿態を見せるよう要求していたことなどを認めた。一方で、f氏のことは友人であるなどと説明した。

c f氏に対するヒアリング

A氏へのヒアリング結果を踏まえ、三浦氏、M氏及びJ氏は、A氏のf氏に対する行為は悪質性が高いと考えられる一方で、A氏からは、f氏はあくまで友人であるとの主張もなされていたことから、更なる調査が必要であると判断し、2025年8月21日、J氏が本匿名投稿の投稿者に連絡し、ヒアリングへの協力を依頼し、了承を得た。

そして、2025年8月26日、M氏及びJ氏は、本匿名投稿の投稿者が指定した地域に所在する店舗内で、同投稿者に対するヒアリングを実施した。この時点で、本匿名投稿の投稿者がf氏であることが確認された。f氏は、同ヒアリングにおいて、A氏と知り合った経緯、f氏は当時、グラビア出演を希望しており、A氏にもその意向を伝えていたこと、その後、A氏からLINEで「体のチェックをさせて」と言われたり、胸の写真を求められたりするようになったこ

とを説明した。また、f氏は、2018年には食事をした後にA氏の自宅に呼ばれ、その際に胸を見せるよう求められてこれに応じたほか、2020年に、A氏から、グラビア撮影をしようという話があったため小学館を訪れた際、会社の無人の会議室で「服脱いで、胸見せて。誰も来ないから大丈夫」と言われ、断り切れずに胸を見せたこと等、A氏との一連のやり取りを説明した。f氏は、グラビア出演を希望していることをA氏に伝えており、A氏が「チェックをさせてほしい」というので、これらがグラビアの仕事に必要な確認であると思い、A氏からの要求を断れず応じていた旨を述べた。

J氏は、同日、三浦氏に、f氏へのヒアリングの結果を報告した。

(ウ) 週刊ポスト第2事案を踏まえた処分等の検討

a 総務局における外部法律事務所の見解の取得

上記(イ)の調査結果を踏まえ、三浦氏は、A氏に対し懲戒処分を行うことは必須であると考えに至った。もっとも、処分に先立ち、外部法律事務所による法的見解を確認することとし、2025年9月3日、当時の総務局ゼネラルマネージャーであるX氏及び同局シニアマネージャーのY氏と共に、外部法律事務所を訪問し、A氏の処分について相談した。

同事務所からは、A氏が、過去に同種事案である週刊ポスト第1事案を起こしていながら、それと並行して週刊ポスト第2事案を起こしていることや、週刊ポスト第1事案に際しては、反省の弁を述べてこそのいたものの、その後もf氏に対し性的行為を強要していたこと、一連の行為は、小学館の従業員という優越的な地位を利用したものであること等を踏まえると、極めて悪質であるとのコメントがなされた。その上で、A氏に対しては、まずは退職勧奨を行い、これに応じない場合には懲戒解雇を検討すべきとの法的助言がなされた。

b 始末書の提出

上記aのとおり、外部法律事務所から、A氏に対しては、退職勧奨を行い、これに応じなければ懲戒解雇を検討すべきであるとの法的助言を受けたことを踏まえ、三浦氏は、2025年9月3日、海老原氏及び岩重氏とも相談した上で、A氏に対して、始末書を提出するよう指示した。

これを受け、A氏は、2025年9月5日、三浦氏及びX氏へ始末書を提出した。同始末書では、反省と謝罪が述べられるとともに、f氏に対する性的行為等の要求内容について、詳細に記載されていた。

c 退職勧奨の手続

始末書の提出を受け、小学館では、2025 年 9 月 9 日、常務会議において、三浦氏が、外部法律事務所の見解も資料として回覧した上で、A 氏に対して退職勧奨を実施することを説明し、その方針で進めることが決定された。

2025 年 9 月 11 日、三浦氏、X 氏及び Y 氏は、A 氏に対し、退職届を提出しなければ懲戒解雇処分とする旨を伝えた。A 氏は、退職勧奨に応じることとし、同月 18 日、退職届を提出して同月 30 日付けで小学館を退職した。

d その後の経緯

2025 年 10 月、M 氏は、f 氏に対し、A 氏が責任を認めて退職した旨を電話で伝えた。f 氏は、自らの本匿名投稿のみによって A 氏を辞職に追い込んだものと思い込み、かえって自責の念を抱くようになった¹²⁰。

その後、f 氏は、自責の念を抱えながら生活を送っていたところ、2026 年 3 月頃、報道により、A 氏による週刊ポスト第 1 事案があったことを認識し、A 氏が、週刊ポスト第 2 事案と同様の週刊ポスト第 1 事案を起こしながらも週刊ポスト編集部に在籍し、その間に自らに対する性的要求をエスカレートさせていたものと受け止めた。

このような報道があったことから、2026 年 3 月 17 日、M 氏は、f 氏に対し、事情説明及び謝罪のための面談を申し入れ、約束を取り付けた。しかし、2026 年 3 月 19 日、f 氏は、M 氏に対し、週刊ポスト第 1 事案を 2020 年に会社としても認識していたにもかかわらず、その後も A 氏を週刊ポスト編集部にとどめたこと、2025 年に f 氏が小学館に対し週刊ポスト第 2 事案を説明した後も、週刊ポスト第 1 事案について何ら説明がされなかったことが問題である旨を指摘して、気持ちの整理がついていないとして、面談の約束を辞退した。

そこで、2026 年 3 月 26 日、小学館は、f 氏に対して、謝罪文書を送付した。

その後、2026 年 7 月、小学館から、f 氏の代理人弁護士に対し、今後の対応等を協議すべく連絡したところ、f 氏の代理人弁護士からは、当委員会の本報告書を待って小学館に対する対応を検討したいとの見解が示された。

¹²⁰ M 氏は、f 氏に対し、2025 年 10 月に A 氏が退職した旨を電話で伝えた際、週刊ポスト第 1 事案について、守秘義務があったために説明できなかった旨を供述している。

(2) 評価

ア 人権侵害に関する評価

上記 1(2)ア(ア)のとおり、企業は、人権尊重責任を果たすため、企業活動による人権への負の影響を引き起こしたり助長したりすることを回避し、負の影響を防止又は軽減することが求められる。週刊ポスト第 1 事案及び週刊ポスト第 2 事案において確認された A 氏による e 氏及び f 氏に対する各行為は、いずれも、編集者として、業務上の関係性を契機に知り合った女性に対し、性的関係の働きかけを行ったものであった。これらの一連の行為は、小学館の編集者という取引上の優越的な地位を利用して及んだものであって、A 氏による直接的な人権侵害行為であったといえる。そして、A 氏による人権侵害の懸念は、少なくとも A 氏が 2025 年 9 月に小学館を退職するまで継続していた上、小学館も少なくとも、e 氏に対する不適切な性的行為等を認識した時点で A 氏による人権侵害の懸念に直面していたといえる。

この点、A 氏の一連の行為は、グラビアの掲載等に関与し得る編集者としての立場を背景に、被害女性が将来の仕事上の機会を期待し、又は小学館の編集者との関係悪化を避けようとする立場にあることを十分認識し、又は認識し得たにもかかわらず、業務上の関係を利用しながら、被害女性に対して性的な言動を繰り返したことを示すものとも評価し得るのである。

以上を踏まえると、A 氏が e 氏及び f 氏に対し行った一連の性的言動は、直接的な人権侵害に該当するものといえる。そして、小学館は、当該人権侵害の懸念に直面していたものと認められる。そのため、企業としての人権尊重責任として、人権への負の影響を防止又は軽減することが求められていたところ、週刊ポスト事案における小学館の対応においては、下記にて詳述するとおり、被害者に対する救済の観点及び更なる人権侵害の抑止に向けた対応の観点から不十分な側面があった。

(ア) 週刊ポスト第 2 事案において人権侵害の早期把握及び被害者救済が不十分であったこと

週刊ポスト第 2 事案における A 氏による人権侵害行為は、2017 年以降、2025 年に A 氏と f 氏とのやり取りが終了するまで、長期間にわたり断続的に行われていたといえる。一方で、本事案発覚後、上記第 3 の 3(2)アのとおりコンプライアンス窓口の利用対象を社外関係者まで拡大する運用が開始されるまでの間、小学館には、フリーランスを除く社外関係者にとって、小学館の役職員から人権侵害を受けたことを申告するための窓口が明確に整備されていたとはいえない。

最終的に、f氏は、小学館公式サイト「お問い合わせ」フォームにA氏の行為について匿名で投稿するに至っているが、社外関係者にも利用可能な申告窓口が、社外関係者に明確に分かるように整備され、周知されていれば、小学館として、週刊ポスト第2事案をより早期に認識できた可能性があった¹²¹。

また、週刊ポスト第2事案におけるf氏に対する小学館の対応は、f氏本人の被害回復という観点からは、2025年10月にA氏が責任を認めて退職した旨を電話で伝えたこと、2026年3月、小学館から謝罪文書を送付したこと¹²²、その後はf氏への直接の連絡を控えていたこと等の事情が認められる。

上記(1)ウ(ウ)dのとおり、小学館において、現在、被害回復に向けた協議を進めようとしている姿勢は評価に値するものの、いまだ具体的なf氏本人の被害回復を目的とする救済は講じられていないと思料されることから、今後、f氏の心身の状況や希望を慎重に確認した上で、被害回復に資する具体的な対応を進めていく必要があると思料する。

(イ) 週刊ポスト第1事案後の調査及び再発防止が不十分であったこと

上記(1)イのとおり、小学館は、週刊ポスト第1事案の発覚時点で、A氏が、業務上の関係を契機として知り合った取引先の女性に対し、性的行為を求め、その後も不謹慎な連絡をしていたことを把握していた。このような事案の性質からすれば、同種事案が他にも存在する可能性は相応に認められるものであり、更なる人権侵害の阻止及び防止という観点から、A氏が過去又は当時関与していた取引先の関係者等に対して、相応の範囲で同種事案の有無に関する調査を実施することが、企業の人権尊重責任から求められていたというべきである。具体的には、A氏が担当した企画・取引先関係者を再確認し、A氏に対し、同種事案は無いのか、ヒアリングを行った上で、疑いがある場合には更に調査を実施することが考えられたといえる。

この点、上記(1)イ(イ)のとおり、週刊ポスト第1事案の調査等の対応は、当時のポスト・セブン局、編集総務局及び同局法務・契約室の役職員を中心に行われたものであったが、これら対応においては、状況の報告、警察への対応、e氏側とのやり取り、懲戒処分に関する対応等を行った一方で、A氏による同種事案が他にも存在する可能性を十分に検討し、積極的な調査が実施されたとは認め難い。

また、人権侵害の再発を防止するという観点からみても、週刊ポスト第1事案

¹²¹ f氏は、小学館の社外関係者が利用可能な申告窓口を知らなかった旨を供述している。

¹²² なお、小学館は、f氏に対し、対面での説明及び謝罪を申し出たものの、気持ちの整理がついていないとして面談を辞退されたため、謝罪文書を送付するとの対応を行うにとどめた。

に関しては、A氏について週刊ポスト編集部内で担当を変更するにとどめ、最終的に減俸1か月の懲戒処分を行ったのみであり、守秘義務の関係で社内報での公表も行わず、A氏を社外関係者と接触し得る部署から異動させることもなかった。

確かに、性的言動に対する被害者が存するという事案の性質上、事実の公表を行うかは、被害者の二次被害の発生やプライバシーへの配慮、守秘義務との関係を考慮し、慎重に検討されるべき事柄である。しかしながら、週刊ポスト第1事案を重大な人権侵害案件と受け止め、二度と同種の事案を発生させないとの強い意思を表明し再発防止に向けて踏み出すためには、組織である小学館として、同事案から何を教訓として学ぶかを真摯に検討するとともに、同種事案の発生防止に向けて、処分の公表をどのような形で行うべきかという点を含め、社内公表の是非や在り様が十分に検討されるべきであったといえる。

例えば、小学館は、事案の性質や守秘義務の存在を前提にしても、週刊ポスト第1事案の発生を契機として、役職員に対し、人権コンプライアンスに関する研修を実施するといった施策を行うことができたといえるが、これらの点に関する当時の検討は不十分であったと思料され、このように再発防止策が十分に講じられなかったことは週刊ポスト第1事案の重大な問題と考えられる。

また、小学館としての組織的な検討・対応が十分でなかったことは、結果として、A氏に対し、自らの行為が重大な人権侵害行為であり、編集者としての立場を利用した性的言動が許されないという認識を十分に持たせるものではなかった。実際に、週刊ポスト第2事案においても、A氏は、f氏との関係について、友人としての立場でやり取りしていたなどと、自らの行為を反省することなく身勝手な供述をしており、業務上の関係性を契機として形成された付き合いや、編集者としての立場が相手方に与える影響についての理解を改める契機ともならなかったと認められる。

その結果、小学館は、A氏による週刊ポスト第2事案を抑止する機会を失い、週刊ポスト第2事案の継続を許し、本匿名投稿がなされるまで週刊ポスト第2事案を認識することができなかった。少なくとも週刊ポスト第1事案の発覚を契機としてA氏の同種事案の調査を十分に実施していれば、より早期に週刊ポスト第2事案を把握し、A氏による更なる人権侵害を防ぎ得た可能性が高かったといえ、その観点からも、週刊ポスト第1事案の対応の問題性は大きいといえる。

イ 危機管理対応に関する評価

上記(1)ウのとおり、週刊ポスト編集部は、週刊ポスト第2事案に関して、2025年8月9日に本匿名投稿を受領後、直ちに情報を役員にまでエスカレーションし、

A氏やf氏へのヒアリングを実施しており、その後、A氏の処遇に関し外部法律事務所の弁護士からの助言も踏まえ検討し、最終的な対応に当たっていた。これら一連の危機対応については、基本的には大きな問題はなかったと考えられる。

しかしながら、上記(1)ウ(イ)cのとおり、小学館によるf氏へのヒアリングは、M氏とJ氏という男性2名のみで実施されていた¹²³。この点、男性から性的言動に係る被害を受けた女性に対し、事実確認のためのヒアリングを実施する場合には、女性を同席させ、安心して話をするができる環境を整備するのが一般的な対応であると認められるが、f氏へのヒアリングにおいては、少なくとも女性も加わってヒアリングを実施するなど被害女性に配慮した調査を実施しようとした事情は窺われなかった¹²⁴。確かに、小学館において、本匿名投稿で認識した事象を深刻なものと受け止め、一刻も早く状況を把握しなければならないと考えた事情は理解でき、またそれ自体は適切であったものの、小学館としては、人権侵害行為の内容に鑑みて、f氏の希望や心身の状況について、より慎重に配慮すべきであったといえる¹²⁵。

¹²³ 男性のみでf氏に対するヒアリングを実施したことについて、M氏は、本匿名投稿の内容から、深刻な問題が起きたとの認識があり、一刻も早く状況を把握することを優先したもので、女性の同席の必要性について社内で議論にはならなかった旨を供述している。なお、当時、週刊ポスト第2事案の調査対応に当たった役職員には、そもそも女性の役職員が含まれていなかった。

¹²⁴ 例えば内閣府男女共同参画局による男女共同参画白書令和7年版「2 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」第2部においては、「被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める」との記載がある。

¹²⁵ なお、上記1(1)ウのとおり、2026年3月5日に、マンガワン第1事案に関しては、被害女性へ謝罪した際、女性である社長室担当取締役の加藤氏が同席した。

第5 本事案以外に確認された事象に関する調査結果

1 類似事案

当委員会は、本調査の実施過程において、取引先による性加害等が疑われる類似事案を数件確認した。

これらの事案に対する小学館の対応については、被害申告等を受けて適切な対応が講じられていたと評価できる事案が認められた一方で、対応が必ずしも十分であったとはいえない事案も認められた。

もっとも、関係者のプライバシー、被害者の二次被害の防止等に配慮し、本報告書において個別事案の内容を詳述することは差し控える。

2 本ホットラインに寄せられた情報

(1) 本ホットラインに寄せられた申告の取扱い

上記第1の5(4)のとおり、本ホットラインには合計44件の申告が寄せられた。当委員会は、これらの申告のうち、上記第4に記載の本事案と関連し、又は類似すると思われた情報について、関係資料の確認及び関係者ヒアリング等を通じて、顕出した各事案の事実認定及び評価に必要な範囲で調査を実施した。

他方で、本ホットラインに寄せられた申告の中には、上記第4に記載の本事案又はそれらの類似事案に直接関連するものではないものの、小学館における職場環境、編集者と作家等との関係、ハラスメント等に関する指摘も含まれていた。

これらの申告内容は、直接的には本調査の目的及び対象に含まれないものの、本事案及び類似事案の背景事情を理解し、原因分析及びガバナンス上の問題点を検討するに当たり有用と考えられることから、当委員会は、これらの申告について、個別の事実認定及び評価までは行わないものの、必要に応じて同様に関係資料の確認及び関係者ヒアリング等を実施し、検討の参考とした。なお、本調査の目的及び対象に直接関連しない申告内容について、個別の調査又は対応を希望した申告者7名については、小学館のコンプライアンス外部窓口を案内した。

(2) 申告の概要

以下では、本ホットラインに寄せられた申告のうち、本事案及び類似事案の背景事情を理解する上で重要と考えられるものについて、その概要を述べる。

ア 小学館内でのハラスメントに関する申告

小学館の複数の編集室において、上位の役職者によるハラスメントに関する申告が複数寄せられた。

具体的には、上司、先輩、教育係等の立場にある者から、部下又は後輩の立場にある者に対し、威圧的な発言や長時間にわたる叱責、人格を否定するような発言、物を投げる又は椅子を蹴るなどの行為、深夜又は休日に及ぶ対応の強要、宴会芸の強要、継続的な揶揄又は嘲弄、私生活への過度な介入、プライバシー情報の暴露等のパワーハラスメントが行われていたとの申告が複数寄せられた。

また、一部の女性編集者に対して女性であることを理由に異なる取扱いをしたり、性的指向又は性自認に関して、特定の従業員を揶揄し、又は侮辱するような発言をしたりするなどのセクシュアルハラスメントが行われていたとの申告もあった。

さらに、これらの行為により、精神的に不調を来して通院又は休職を余儀なくされた者や、会社を退職せざるを得なくなった者が複数存在するとの申告も複数寄せられた。

加えて、これらの申告においては、その背景事情として、複数の申告者から、以下のような事情が指摘された。

- ・ 編集者としての能力（「売れた」作品を担当したという実績）が過度に重視されており、実績がある編集者に対しては、上層部であっても注意又は是正を行いにくい風潮があること
- ・ 編集者としての能力が重視される一方で、部下や編集室内のマネジメントに関する能力が十分に評価されないまま管理職に登用される場合があること
- ・ コンプライアンスやハラスメントに対する意識が低く、教育も十分に行われていないこと
- ・ 編集権の名の下に編集長へ大きな権限が集中しており、問題が生じた場合であっても、部下のみならず、上位の役職者や取締役による牽制及び是正が十分に機能しにくい状況があること
- ・ ハラスメント委員会等に相談をしても、ハラスメントと認定されたり懲戒処分となったりすることは稀であり、問題が解決されないとの認識が広がっていること

イ 担当編集者による作家等への不適切な言動に関する申告

担当編集者から作家等に対する不適切な言動に関する申告が複数寄せられた。

具体的には、一度承認を受けたネームの一方的な変更を求める行為、深夜に及ぶ修正対応を求める行為、「メンタルが弱いとやっていけない」等の強圧的な発言、他社での連載の進行を事実上制限する行為、連載開始時期や連載回数を無断で変更する行為、合理的な理由なく企画を放置する行為等が行われたとの申告が複数寄せられた。

また、これらの行為により、精神的に追い詰められて通院、休載又は連載の終了を余儀なくされたとの申告も複数寄せられた。

さらに、これらの行為の背景事情として、複数の申告者から、共通して以下のような事情が指摘された。

- ・ 担当編集者と作家等との関係は原則として1対1で閉鎖的なものとなっており、問題が生じた場合であっても、作家等が担当編集者以外の相談先や連絡先を把握していないため、相談又は報告を行うことが困難であること
- ・ 作家等に対し、相談窓口等の存在が十分に周知されておらず、担当編集者以外に相談する手段が乏しいこと
- ・ 作家等は、担当編集者の承認又は協力を得なければ、小学館が発行する媒体に自己の作品を掲載し、又は連載を継続することができないため、担当編集者の要請を拒みにくい立場に置かれていること

ウ 契約・取引管理等に関する申告

上記ア及びイのほか、契約・取引管理等に関する申告も複数寄せられた。

具体的には、過去に、原稿料について合意しないまま連載を開始したこと、原稿料の未払い、一方的な金額変更又は支払遅延があったこと、契約未締結のまま業務を開始したこと、不本意な条件での執筆依頼が行われ、その経緯の秘匿を求められたこと、契約条件について十分な説明がなされなかったこと、合意した連載の回数・時期・広告方法等が遵守されなかったこと等の事案があったこと等の申告があった。

第6 原因分析及びガバナンス上の問題点

本事案及び類似事案は、それぞれ異なる経緯及び態様により発生したものであるが、その背景には、共通する組織的な課題・問題点が存在していたものと考えられる。すなわち、小学館においては、まずもって、人権侵害問題に対する意識や感度が十分に浸透しておらず、これに加えて、編集部門における意思決定及びリスク検討体制、管理部門による関与及び牽制の仕組み、並びに出版事業における権力の不均衡を踏まえた管理体制に問題があった。そして、これらの問題が相互に作用し、本事案及び類似事案の発生又は不適切な対応を招いていたものと考えられる。

また、本調査においては、本事案及び類似事案の直接の発生原因となったとまでは評価できないものの、通報・相談窓口の整備及び運用や問題事象発生時の調査及び対応に関する問題など、内部統制の実効性の観点から改善を要すると考えられるガバナンス上の問題点も確認された。

以下では、まず、本事案及び類似事案の原因について分析し、その上で、本調査を通じて確認されたガバナンス上の問題点について述べる。

1 原因分析

(1) 人権リスクに対する意識及び感度の問題

小学館は、出版社として、長年にわたり表現の自由を重要な価値として尊重し、その実現を支える役割を担ってきた。出版物の編集現場においても、作家や編集者による創作活動や表現活動をできる限り尊重すべきであるとの考え方が広く共有され、表現の自由という人権や出版社として有する編集権を守る意識は非常に高かった。

一方で、企業が尊重すべき「人権」とは、究極的には、全ての人が尊厳を持って扱われる権利そのものである。世界人権宣言や国際人権規約といった国際人権章典及び国際労働機関の中核的労働基準に関わる基本的自由・平等に関する権利等を含む非常に幅広いものであって、表現の自由に限られるものではない。しかしながら、小学館においては、これらの「人権」それ自体の重要性や自社・グループ会社及びサプライチェーンを対象とする人権尊重の必要性につき、コミック局やポスト・セブン局等において確認されたように、必ずしも組織全体で十分に認識されていなかった。具体的には、人権侵害を受けた被害者の保護や救済、人権侵害への助長又は加担の防止及び優越的地位を利用した性的加害の防止といった観点について、意識及び感度が組織全体に十分に浸透していたとは認め難い。

すなわち、上記第4の1(2)ア(イ)のとおり、小学館は、マンガワン第1事案において、山本氏による人権侵害の懸念に直面していたにもかかわらず、マンガワン編集

室の判断の下、『常人仮面』の連載を開始して山本氏との取引を再開するなど、人権侵害への助長又は加担と評価されてもやむを得ない対応を行った。また、上記第4の2(2)のとおり、マンガワン第2事案においては、マツキ氏を原作者として起用したことで自体は人権侵害への助長又は加担とは評価されないものの、社内データベース上、『星霜の心理士』の原作者である「ハツ波樹」がマツキ氏であることが社内で広く閲覧可能な状態となっていたり、一部の編集者が『星霜の心理士』の原作者がマツキ氏であることを示唆する発言等を外部に行うなど十分な情報管理がなされておらず、人権侵害を受けた被害者の二次被害の防止やマツキ氏のプライバシー保護の重要性についての意識及び感度が不十分であったといわざるを得ない。さらに、上記第4の3(2)のとおり、週刊ポスト事案において、小学館は、編集者による取引先関係者への人権侵害の懸念に直面していたにもかかわらず、被害者を第一に据えた救済を行うことができておらず、また、先行して確認された事案を踏まえた編集者への調査や処分も不十分であり、結果として、更なる人権侵害行為を招来した。加えて、上記第5の1のとおり、被害申告等を受けての対応が必ずしも十分であったとはいえない事案も認められた。このほか、上記第5の2で整理した本ホットラインへの申告においても、編集者と作家等との関係において相手方への配慮を欠くとの指摘が複数寄せられていた。

これらの事案は、それぞれ具体的な事実関係を異にするものの、いずれも、人権侵害の被害者や取引上弱い立場に置かれた者の視点から問題を捉え、企業自身の行為又は事業活動が人権にどのような影響を及ぼし得るのか検討する意識が十分ではなかったという点で共通している。その結果、上記各事案において、人権侵害行為への助長又は加担と評価され得る対応や、企業としての人権尊重責任を果たすという観点から十分とはいえない対応につながったものと考えられる。

以上のとおり、小学館においては、表現の自由を尊重し、編集権を重視する企業文化が形成されていた一方で、人権侵害の被害者の保護、人権侵害への助長又は加担の防止及び優越的地位を利用した人権侵害の防止という観点が十分に共有されていなかった。このような人権侵害問題に対する意識及び感度の不足は、本事案及び類似事案を招いた根本的な原因であると指摘できる。

(2) 編集部門における意思決定及びリスク検討の問題

上記第4の1(1)イ(イ)及び同2(1)エ(ア)のとおり、マンガワン編集室では、『常人仮面』及び『星霜の心理士』の連載決定を、いずれも編集権を有する編集長限りで行っており、編集長より上位の役職者であるチーフプロデューサーや管理部門に相談がなされることはなかった。

前提として、出版社において編集権は表現の自由を支える重要な基盤であり、その

独立性は尊重されなければならない。しかし、だからといって、編集権の名の下に無制約に表現活動を行うことができるわけではない。出版物の刊行・発信には、法令違反リスクに加え、人権侵害、関係者のプライバシー侵害、読者・取引先を含むステークホルダーへの説明責任、会社としてのレピュテーション等に関わる様々なリスクが伴うものであり、こうしたリスクに対して的確に対処する必要がある。

とりわけ、本事案において問題となったような、過去に人権侵害行為を行った者との取引の開始又は継続の是非や、被害者保護をどのように図るべきかといった問題は、作品の内容や表現の当否にとどまるものではない。こうした問題については、取引の開始又は継続が人権侵害への助長又は加担と評価され得るか、関係者のプライバシーにどのような影響を及ぼし得るか、読者・取引先を含むステークホルダーに対してどのように説明すべきか、さらには出版社としてどのようなレピュテーションリスクを回避し、又は受容すべきかといった観点から、多角的かつ総合的な検討が必要であり、特に人権意識の高まりを見せる近時の社会的潮流の中では、企業として一層慎重な検討を要するものといえる。こうした検討や判断を編集長に専属的に帰属させることは、上記各リスクの見落としや過小評価につながり、人権への負の影響やステークホルダーへの説明責任を果たせない事態、さらには小学館に対する社会的信頼の毀損を招来するリスクをはらむものであった。そのため、本来であれば、編集長よりも上位の役職者や法務室といった管理部門も関与した上で、多様な視点及び価値観の下、検討が行われるべきであった。

ところが、小学館の編集部門には、こうした検討を組織的に行う枠組みが存在しなかったばかりか、連載に伴う各種リスクに関する検討は編集長が行うものであるとの認識を有する役職員が少なくないことが確認された。その結果、一部の事案では適時に社内でのエスカレーションがなされて適切な対応に至っているものの、編集長によっては、人権侵害に関する問題を組織的に検討すべき事項として捉える発想に至っておらず、編集長よりも上位の役職者や後任の編集長においても、編集権の尊重を理由として編集長の判断に干渉すべきでないという考えを有していた。

以上のとおり、小学館の編集部門においては、編集権を尊重するとの考えの下、人権侵害への助長又は加担と評価されるおそれのある問題についても、編集権の範疇に属する事項として編集長の判断に委ねる傾向があり、編集長よりも上位の役職者も主体的に関与して問題を検討・判断するとの意識が十分醸成されていなかった。このことは、マンガワン第1事案及びマンガワン第2事案において、適切なエスカレーションや組織的な意思決定の実行を妨げ、マンガワン第1事案においては人権侵害への助長又は加担と評価され得る対応を招いた原因の一つであると指摘できる。

(3) 管理部門による関与及び牽制の問題

上記第4の1(1)ア(イ)のとおり、マンガワン第1事案において、当時の編集総務局ゼネラルマネージャーであるI氏及び当時の法務・契約室長であるH氏は、G氏が山本氏と被害女性との示談交渉に参加したことについて問題を指摘し、早期に弁護士を関与させてG氏自身は交渉に関与しないよう指導していた。この対応自体は適切なものであったといえる。しかし、I氏及びH氏は、その後の示談交渉の帰結を確認・フォローアップしておらず、また、マンガワン第1事案及びマンガワン第2事案のいずれにおいても、法務室その他の管理部門は、『常人仮面』及び『星霜の心理士』の連載開始の可否に係る判断過程に関与できていなかった。

本来、人権侵害又はその懸念が把握された場合には、管理部門においても、編集部門からの相談を受けるにとどまらず、必要に応じて、事実関係の確認、法的・人権上のリスク評価、被害者保護及び二次被害防止の措置、関係者のプライバシー保護、ステークホルダーへの説明責任、レピュテーションリスク等を踏まえ、編集部門による判断を牽制・補完する役割を果たすことが求められる。特に、編集部門における判断が人権侵害への助長又は加担と評価され得る場合には、管理部門が適時に関与し、必要な検討を促すことが不可欠であった。

しかしながら、少なくとも本事案の当時、小学館においては、法務室その他の管理部門が、人権侵害又はその懸念の有無、人権への負の影響、これに伴う法的・社会的リスクについて十分に関与・検証するための枠組みが十分に整備されていなかった。その背景には、管理部門の体制上の制約に加え、編集権への配慮から編集部門への介入を自重する意識があったものと考えられる¹²⁶。

また、小学館では、2026年3月19日に人権方針を策定するまで、第3の2で述べた不快表現やハラスメント防止等に関する研修を除いて人権尊重に特化した教育・研修を行っていなかったこともあり、人権について十分な専門性を有する管理部門の役職員を育成・確保できていなかった。さらに、法務室の所属人員は5名未満と限られており、編集部門で生じた問題に主体的に関与し、継続的にフォローアップするための人的リソースも十分ではなかったことが窺える。

以上のとおり、小学館においては、人権侵害又はその懸念が把握された場合であっても、法務室その他の管理部門が編集部門による判断過程に適時に関与し、必要な検証、牽制及びフォローアップを行うための仕組みが整備されていなかった。また、管

¹²⁶ この点、管理部門統括常務取締役である岩重氏は、編集部門から管理部門への相談は行われているとの認識を示しつつ、管理部門が掲載停止を助言した場合であっても、最終判断は編集部門に委ねており、そこには管理部門としての遠慮があったかもしれない旨を供述している。また、マンガワン第1事案当時に管理部門統括常務取締役であった福田氏も、管理部門はあくまで相談を受ける立場であり、連載中止等は編集長及びレポートライン上の取締役らが判断するものであって、管理部門が連載を止める立場にはないとの理解を示している。これらの供述からは、管理部門において、編集部門の判断に積極的に関与・牽制するというよりも、最終的な判断は編集部門に委ねるとの意識があったことが窺われる。

理部門においても、連載開始又は継続等に関する最終的な判断を編集部門に委ねる意識が強く、人権リスク等が認識された場面においても、主体的に関与すべきとの意識が十分に醸成されていなかった。このような管理部門による関与及び牽制の仕組みの不在と意識の不十分さは、マンガワン第1事案及びマンガワン第2事案において、適切なリスク検討やフォローアップを妨げ、マンガワン第1事案においては人権侵害への助長又は加担と評価され得る対応を防止できなかった原因の一つであると指摘できる。

(4) 取引先との関係性を踏まえた管理体制の問題

出版事業においては、編集者と作家、原作者、ライター、制作スタッフその他の取引先との間で、継続的かつ密接な関係が形成されることが少なくない。

まず、編集者は、作品の掲載、連載の継続、単行本化、メディア展開等に関与し、時には実質的に左右し得る立場にあるため、取引先から見れば、編集者ひいては出版社の判断が自己の業務機会や取引条件に影響し得る関係にある。そのため、これらの取引先がフリーランスや個人事業主として関わる者も多いことを併せて考えると、編集者と取引先の間では対等な交渉等が行われにくく、むしろ権力の不均衡が構造的に生じやすい側面が存在する。

一方で、取引先である作家や原作者等の作品がヒットし、その影響力が大きくなった場合には、取引先が編集者よりも優位な立場となり、編集者としては問題の指摘をしづらくなるなど、逆方向の権力の不均衡が生じ得ることになる。

このような権力の不均衡が生じること自体は、出版事業の特性に鑑みれば、完全に排除することは難しい。しかし、そうであるからこそ、出版社としては、こうした権力の不均衡が、一方当事者に対する人権侵害、ハラスメント、不適切な取引慣行その他の不適切な言動・対応につながるおそれがあることを常に意識し、編集者と取引先の関係性が不健全なものとならないよう、両者の適切な管理体制を整備することが求められる。

この点、本事案、類似事案及び本ホットラインへ寄せられた申告の内容からすると、小学館の出版事業においては、こうした権力の不均衡を背景とする人権リスクが現に顕在化していたことが窺われる。

すなわち、上記第4の3のとおり、週刊ポスト事案においては、取引関係上の優位性を背景として性的な言動が行われていた。また、上記第5の2のとおり、本ホットラインにおいても、編集者による高圧的な言動、契約条件に関する説明不足、原稿料の未払いや支払遅延等、編集者と取引先との権力の不均衡に起因するものと考えられる言動に係る申告が複数寄せられていた。

一方で、本調査において確認した限り、小学館においては、こうした権力の不均衡

に起因する不適切な言動・対応を防止し、又は早期に把握・是正するための仕組みが十分に整備されていたとはいえない。例えば、担当編集者以外の従業員が作家と定期的に接点を持つことにより、担当編集者と作家との関係性が閉鎖的になることを防止したり、取引先に対するアンケートの実施等を通じて、取引先との関係で生ずる人権リスクの把握を容易にするなど、編集者と取引先との間に生じ得る権力の不均衡を踏まえ、人権リスクを継続的に把握・検証するための取組は確認されなかった。また、取引先が、編集者や小学館との関係悪化を懸念することなく、性加害、ハラスメントを含む人権侵害若しくはその懸念又は取引上の不適切な対応について相談できる実効的な窓口も十分に整備されていなかった。

以上のとおり、小学館においては、出版事業において生じ得る権力の不均衡を構造的なリスクとして十分に認識し、これを前提として、不適切な言動・対応を防止し、又は早期に把握・是正するための管理体制を構築することができていなかった。このことは、週刊ポスト事案において編集者による人権侵害を防止できなかった原因の一つであると指摘できる。

2 ガバナンス上の問題点

(1) 通報・相談窓口の整備の問題

本調査を通じて確認された小学館のガバナンス上の問題点として、まず、人権侵害やハラスメント等の問題に関する通報・相談窓口の整備が十分ではなかったことが挙げられる。

すなわち、上記第3の3(2)イのとおり、小学館では、本事案が発覚するまでの間、コンプライアンス窓口は社外関係者を利用対象としていなかった。また、ハラスメント窓口も、2024年11月に業務委託契約を締結するフリーランスに窓口の利用対象が拡大されたものの、その他の社外関係者は基本的に利用することができなかった。

しかし、小学館の事業活動に伴う人権リスクは、小学館と直接取引関係にあるフリーランスに限って生じるものではなく、作家のアシスタント、取材対象者・取材協力者その他の社外関係者にも生じ得る¹²⁷。そのため、小学館では、これらの社外関係者からの連絡を通じて人権リスクに関する情報を早期に把握することは困難な状況にあったものと考えられる。

さらに、上記第3の3(1)のとおり、社内関係者については、コンプライアンス窓口、ハラスメント窓口及びハラスメントアンケート等を通じて、人権侵害やその懸念

¹²⁷ 週刊ポスト事案において、f氏は、小学館への連絡先が分からず、会社に連絡できなかった旨を供述しており、仮に、社外関係者にとって分かりやすく、かつ安心して相談できる窓口が整備されていれば、週刊ポスト第2事案について、より早期に認識できた可能性があった。

がある場合に申告できる仕組みが一定程度存在しており、特に、コンプライアンス窓口とハラスメント窓口は、内部窓口と外部窓口のいずれについても、小学館の社内関係者に向けて社内イントラネット上で周知されていた。しかし、いずれの利用実績も限られ、十分に活用されているとは評価できないものであり、機能していたとは評価し難い。

一方で、上記第 5 の 2 のとおり、当委員会が設置した従業員向けのホットラインには 15 件の通報が寄せられたところ、その中には、本来であればこれらの窓口へ申告されるべきであったと考えられる具体的なハラスメント被害を訴えるものも複数存在していた。加えて、上記第 3 の 3(1) ウのとおり、ハラスメント委員会が 2025 年に実施したハラスメントアンケートでは、最近 1 年間にハラスメントを受けたことがある又はハラスメントに近い行為を受けたと回答した人は、163 名の回答者中 53 名にのぼり、最近 1 年間にハラスメントを目撃したり相談を受けたりしたことがあると回答した人は 71 名に上るなど、ハラスメントに関する申告又は懸念を示す回答が相当数寄せられていた。

こうした状況に照らすと、小学館においてハラスメントに該当すると判断された事案が限定的であったことは、ハラスメントが存在しないことを意味するものとは評価し難く¹²⁸、人権侵害やハラスメント等の問題を広く捕捉するための制度としてハラスメント相談窓口が有効に機能していたとは評価し難い。

(2) 人権リスクを含むコンプライアンス上の問題を把握した場合の組織体制の問題

上記第 3 の 4 のとおり、小学館では、現在、人権侵害又はその懸念が、法令違反行為等としてコンプライアンス窓口に通報・相談された場合にはコンプライアンス委員会が、ハラスメント行為としてハラスメント窓口に通報・相談された場合にはハラスメント委員会が、それぞれ対応することが想定されている。

しかし、ハラスメントもコンプライアンス違反と評価され得るように、両委員会の機能や役割については、その名称からは一見して明らかとはいえない。コンプライアンス委員会は、取締役会直属の組織として「法令違反行為又はそのおそれのある行為」を内部通報として受け付け、調査及び懲戒処分を行う権限を付与されていた。他方、ハラスメント委員会については、「ハラスメントのない職場づくりを！」と題する書面において、ハラスメント窓口への相談に対してハラスメント委員が対応することが示されていたものの、同委員会の設置の根拠、権限又は運営等に関する詳細を定めた社内規程が存在せず、その組織図上の位置付けや委員会において取り扱う問題事

¹²⁸ 本ホットラインの利用者の中には、ハラスメント窓口への申告で事態が大きく進展した例がほぼなく、「訴えても無駄」という認識が社内関係者の間では広がっている旨を供述していた者も存在した。

象の範囲も規程として明確にされていたものはなかった。このように、小学館では、ハラスメント委員会の位置付けの不明確さに起因して、コンプライアンス委員会とハラスメント委員会のいずれが人権リスクを取り扱うのかが、制度上、明確でない状態になっており、相談者の視点から、利用しにくい側面があったと思われることは否定できない。

また、このように役割分担に不明確な点が存する結果、本事案やハラスメントを含む人権リスク事案にコンプライアンス委員会又はハラスメント委員会が直面した場合であっても、明確な結論を示すことを躊躇し、必要に応じて他部署に事実上の対応を依頼するといった運用にとどまってしまうこともあったことが窺われる。

さらに、ハラスメントアンケートに記載された申告など、小学館として人権リスクを認識し得る端緒があったとしても、いずれかの窓口に対する明確な通報・相談がなされた場合を除き、各委員会が積極的に事案を捕捉し、調査等の対応に当たるとの方針は必ずしも確立していなかった¹²⁹。

このように、小学館においては、通報・相談窓口の整備だけでなく、それら窓口を通じて把握され得る人権リスクを含むコンプライアンス上の問題について、それに対処すべき組織が一義的に明確でなく、かつ、コンプライアンス委員会及びハラスメント委員会も、実効的な機能を十分に担うことができていなかったものと考えられる。これらの点は、本事案及び類似事案を直接招いたものではないものの、人権リスクを見過ごす重大な懸念を内包するものであり、今後早急に改善を要するガバナンス上の課題であると考えられる。

(3) 問題事象に対する調査及び対応の問題

上記第3の4(3)のとおり、小学館は、セクシー田中さん事案等を踏まえ、2025年にリスクマネジメント室を新設し、緊急対策委員会及び特別対策委員会を中心とする危機管理体制を構築しており、かかる体制整備自体や、マンガワン第1事案に係る危機対応においても過去の危機管理対応を踏まえた危機管理体制が構築されていた点はガバナンスの強化を図る取組として評価できる。

もっとも、問題事象を把握した場合に、どのような体制で調査・対応を行い、どのような過程を経て意思決定を行うのかという点については、本調査を通じて、なお改善を要する課題が確認された。具体的には、上記第3の4(3)のとおり、緊急対策委員会及び特別対策委員会の運営に関するルールや判断基準が必ずしも明確に文書化又は周知されておらず、どのような事案を対象として委員会を開催するのか、誰がど

¹²⁹ 三浦氏は、過去には、ハラスメント委員会において、労働組合が実施したアンケート結果等をもとに調査した事例もあった旨を供述しているが、記録は残されておらず、具体的な内容等を確認することはできなかった。

のような権限及び責任を負うのかといった点について、小学館内で統一的な理解が形成されていたとは言い難い。

また、マンガワン第1事案に係る危機対応では、関係者間で行われた協議内容を記録した正式な議事録その他の記録が十分に作成・保存されていなかった。そのため、後日、どのような事実を前提として、誰がどのような問題意識を持ち、どのような理由から判断に至ったのかを正確かつ客観的に検証することが困難な状況となっていた¹³⁰。

以上のとおり、小学館においては、問題事象発生時の対応に関し、緊急対策委員会及び特別対策委員会の運用ルール、事案の性質に応じた調査方法、取引先等の社外関係者からのリスク情報を把握する仕組み、並びに意思決定過程の記録化という点において、なお改善を要する課題があった。これらの点は、本事案及び類似事案を直接招いたものではなく、マンガワン第1事案に係る危機対応についても全体として大きな問題は確認されなかったものの、将来、同種又は類似の問題事象が発生した場合に、適切かつ検証可能な調査・対応を行うための基盤に関わる課題であり、今後改善を要するガバナンス上の課題であると考えられる。

¹³⁰ 同様の問題は、マンガワン第1事案における『墮天作戦』の連載休止及び終了に係る判断過程についても生じていた。

第7 当委員会による提言

上記第6のとおり、本調査を通じて、小学館においては、人権リスクに対する意識及び感度、編集部門における意思決定及びリスク検討体制、管理部門による関与及び牽制の仕組み、並びに出版事業における権力の不均衡を踏まえた管理体制について、それぞれ課題があることが明らかとなった。また、通報・相談窓口の整備、コンプライアンス上の問題を把握した場合の組織体制、並びに問題事象発生時の調査及び対応についても、ガバナンス上改善を要する点が確認された。

本調査で問題となった事案は、主としてコミック局及びポスト・セブン局に関するものであったが、上記の課題は、必ずしも特定の部署等に固有の問題にとどまるものではなく、出版活動に伴う人権リスク、編集権と組織的統制との関係、取引先との権力の不均衡、通報・相談体制及び問題発生時の調査・対応体制という、小学館の事業活動全体に関わる課題を含むものである。

出版業界、特に小学館のような非上場の企業において、人権方針を定めるなどの取組が一般的に普及しているとまではいえないが、本事案を経験した小学館としては、今後、社内における同種又は類似の問題を二度と再発させないため、関係部門における個別の改善にとどまらず、全社的な観点から、人権尊重を組織運営の基盤として位置付け、ガバナンス及び内部統制の実効性を高めるための取組を強く推進していくことが求められる。

この点、小学館は、上記第3のとおり、本事案の発覚後、2026年3月19日に人権方針を制定し、全ての事業活動において人権の尊重を基盤に据えること、役職員が国際的に承認された人権規範を尊重すること、取引先等に対しても人権尊重への理解及び協力を求めること等を明らかにした。また、小学館は、コンプライアンス窓口の利用対象を取引先等の社外関係者にも拡大するなど、人権コンプライアンス上の取組にも着手している。これらは、本事案を踏まえ、人権尊重及び再発防止に向けた対応を進めるものとして評価できる。

以下では、小学館におけるこれらの取組を踏まえつつ、当委員会として、上記課題の改善に向けた大きな方向性及び具体的な施策について提言する。

1 人権方針の更なる実践

小学館が人権方針を制定し、人権尊重を全ての事業活動の基盤に据える姿勢を明らかにしたことは、人権尊重を企業文化として定着させるための重要な出発点である。

もっとも、上記第6の1のとおり、本調査では、人権リスクに対する意識及び感度、編集活動に伴う人権リスク等の検討、管理部門による関与及び牽制、並びに出版事業における権力の不均衡を踏まえた管理体制に課題が確認された。こうした課題を改善す

するためには、人権方針を定め、公表するだけでは足りず、その趣旨及び内容を役職員及び関係者に浸透させ、編集活動及び事業活動における具体的な判断や行動に反映させることが不可欠である。

そのため、小学館においては、人権方針の内容及び企業に求められる人権尊重責任について、継続的かつ実践的な教育を行うとともに、出版活動全体を通じて生じ得る人権リスクを特定・評価し、その防止又は軽減を図るための人権デュー・ディリジェンス¹³¹を実施していくことが求められる。また、人権尊重への取組を小学館内部にとどめるのではなく、作家、原作者、ライターその他の取引先に対しても、人権方針の内容及び趣旨を説明し、その理解と協力を得ていくことが重要である。

(1) 人権教育の拡充

小学館は、人権方針を実効的に実践していくため、全ての役職員を対象として、人権方針の内容及び企業に求められる人権尊重責任に関する継続的かつ実践的な教育・研修を実施する必要がある。

教育・研修に当たっては、単に人権方針の内容を周知するにとどまらず、本事案及び類似事案を題材として活用しながら、具体的な場面において、どのような人権リスクが生じ得るのか、どのような観点から検討すべきであったのか、また、どのような場合に管理部門又は経営層へ共有・相談すべきであるのかを実践的に理解させることが重要である。具体的には、①経営リスクではなく人権への負の影響の程度を基準として優先順位を付けた上で事案に対応すること、②作家、原作者、ライターその他の取引先との間に生じ得る権力の不均衡を認識すること、③人権侵害又はその懸念に直面した場合に、人権への負の影響を評価するための調査・検証を行った上で、自社がこれを助長し、又はこれに加担することのないよう是正や救済の在り方を検討すること、④人権リスク事案において当該リスクの深刻度、関係者のプライバシー等に生じる影響、読者・取引先を含むステークホルダーへの説明責任及び会社としてのレピュテーション等の観点から多角的に検討すること、⑤人権リスクを認識した場合には、編集部門のみで対処するのではなく、管理部門及び経営層へ速やかに共有すること等について、理解を深めることが重要である。

また、人権尊重の視点を企業文化として定着させるためには、継続的かつ反復的な教育・研修が不可欠である。小学館においては、本事案の発覚後、人権セミナーを実施し、アーカイブ配信を行うなどの取組を開始しているところであり、今後も、こう

¹³¹ 人権デュー・ディリジェンスは、人権方針の策定、人権教育、通報・相談窓口の整備、是正・救済措置等を含む人権尊重に向けた企業の取組全体を指す意味で用いられることもあるが、本報告書では、原則として、企業が自らの事業活動に伴う人権への負の影響を特定・評価し、防止・軽減し、その実効性を検証し、必要に応じて説明・情報開示を行う継続的なプロセスを指すものとして用いる。

した教育機会を一過性のものととどめることなく、継続的に実施していく必要がある。加えて、編集業務に関与するフリーランスその他の社外関係者に対しても、必要に応じて同様の教育機会を設けることが望ましい。

さらに、人権教育については、全役職員向けの共通研修に加え、役員、編集長、室長、チーフプロデューサー、プロデューサーその他の管理職に対して、その職責に応じたより高度な内容の研修を実施することが望ましい。特に、作品の掲載、作家の起用及び取引継続等に関する意思決定を行う立場にある者については、人権リスクを適切に把握し、必要に応じて管理部門及び経営層と連携しながら判断を行う能力を養うことが重要である。

(2) 人権デュー・ディリジェンスの実施

上記第 6 で指摘した課題を改善するためには、個別事案が発生する都度対応するにとどまらず、出版活動を含む企業活動全体を通じてどのような人権リスクが存在するのかを把握し、これを継続的に特定・評価した上で、当該リスクの防止又は軽減を図る取組を行うこと、すなわち人権デュー・ディリジェンスを実施する必要がある。

人権デュー・ディリジェンスを実施するに当たっては、マンガワン第 1 事案及びマンガワン第 2 事案のような作家の起用又は取引継続に伴うリスクのみを対象とするのでは不十分であり、出版活動全般を対象として、人権リスクを体系的に整理する必要がある。具体的には、過去に人権侵害行為を行った者との取引開始又は継続に伴うリスク、被害者保護及び二次被害防止に関するリスク、編集者と作家、原作者、ライターその他の取引先との間の権力の不均衡を背景として生じ得るハラスメント等のリスク、並びにその他作品の企画、制作、掲載、販売等の過程で社内・社外の第三者の人権に負の影響を及ぼすリスクを整理し、それぞれについて、リスクの発生場面、影響を受け得る者、リスクの内容及び防止・軽減措置を検討することが重要である。

また、人権デュー・ディリジェンスを実効的に実施するためには、人権に関する課題を専門的かつ継続的に検討する組織を設置することも検討に値する。当該組織には、人権リスクの特定及び評価、人権侵害又はその懸念がある事案に対する是正措置の実施状況の確認、再発防止策の有効性の検証、並びに継続的なモニタリング等の機能を担わせることが考えられる。

(3) 取引先による人権方針への理解及び協力の取得

人権尊重へのコミットメントを実効的なものとするためには、小学館内部の取組に加え、作家、原作者、ライター、フリーランスその他の取引先の理解と協力を得る

ことが不可欠である。これらの関係者が、小学館の人権方針の内容や、小学館として問題視し、許容しない行為の内容を理解していれば、当該行為又はその懸念に直面した場合に、小学館に対して通報・相談を行うことが期待できる。また、小学館としても、関係者から提供された情報を端緒として、必要な調査、是正及び再発防止に向けた対応を行うことが可能となる。

そのため、小学館においては、人権方針の内容及び趣旨について、作家、原作者、ライター、フリーランスその他の取引先に対して継続的に説明し、その理解及び協力を得ていくことが望ましい。

また、近時は、企業が取引先との関係においても人権尊重を推進する観点から、契約書に人権条項¹³²を設ける例も見られるところである。小学館においても、人権方針の内容を取引先との関係においてより実効的なものとする方策の一つとして、取引先との契約における人権条項の導入について、その是非及び具体的な内容を議論することは検討に値する。もっとも、当該条項の導入に際しては、出版社として特に尊重すべき表現の自由との関係にも留意し、表現活動と人権尊重とを両立させる観点から、条項の適用対象、違反時の効果、判断手続等について慎重に検討することが望まれる。

2 編集事業に伴う重要リスクの管理体制の強化

(1) 重要リスクの組織的検討プロセスの整備

上記第6の1(2)のとおり、小学館においては、作家等との取引の開始又は継続等に関する判断について、人権侵害、関係者のプライバシー、読者・取引先を含むステークホルダーへの説明責任、会社としてのレピュテーション等に関わる重要なリスクが含まれ得るにもかかわらず、編集権の尊重を理由として、編集長限りで判断され、又は編集部門内で完結する傾向があった。その結果、管理部門や経営層を含めた組織的・多角的な検討が十分に行われず、連載開始等の判断がなされることがあった。

そのため、小学館においては、今後、作家その他の取引先との取引の開始又は継続を含む重要な意思決定について、人権侵害その他の重要なリスクを伴う可能性がある場合には、編集長限りで判断するのではなく、編集部門の上位役職者や法務室その他の管理部門が関与する組織的な検討プロセスを整備する必要がある。

他方で、本調査においても検討したとおり、作家等の起用又は取引継続の適否については、事案の性質に応じて考慮すべき事情が異なり、一律の判断基準を設けること

¹³² 契約当事者に対して人権尊重に関する義務の遵守を求め、必要に応じて情報提供、監査、是正措置の実施又は契約解除等を可能とする契約条項を指す。

は困難である。そのため、小学館においては、特定の結論を機械的に導く基準を設けるのではなく、少なくとも、検討すべき事項、関与すべき部門・役職者、エスカレーションの要否、意思決定権者、及び判断過程の記録方法をあらかじめ整理したプロセスを整備する必要がある。

特に、過去に人権侵害行為を行った者を起用したり連載を開始したりする場合等には、過去の人権侵害行為の内容及び重大性、被害者の置かれた状況及び二次被害のおそれ、作家等の反省及び更生の状況、関係者のプライバシー及び名誉への影響、作品の内容及び掲載媒体の読者層、共同制作者その他関係者への説明の要否、読者・取引先を含むステークホルダーへの説明責任、当該事実を公表せず別名義で起用する場合にはその理由及び隠蔽と評価されるリスク、当該事実が判明した場合に生じ得る影響、並びに小学館として受容し得るレピュテーションリスク等を、多角的に検討することが重要である。

また、組織的な検討を経て作家等の起用又は取引継続を行う場合には、想定されるリスクを踏まえた管理措置についても併せて検討する必要がある。例えば、関係者への説明範囲、社内での情報管理、被害者又は関係者への二次的影響を防止するための措置、外部から問い合わせを受けた場合の対応方針、連載開始後のモニタリング、及びリスクが顕在化した場合の対応手順等について、事前に整理しておくことが重要である。

さらに、こうした検討の主体として、人権委員会又はこれに類する会議体を設置することが望ましい。当該会議体には、編集部門のみならず、法務室を含む管理部門を関与させるとともに、必要に応じて、外部弁護士、人権分野の有識者、ハラスメント対応に知見を有する専門家等の意見を聴取できる体制等を整備することも検討に値する。これにより、編集部門の独立性を尊重しつつも、作品の内容や表現の可否にとどまらない企業としてのリスク判断について、より客観的かつ専門的な検討を行うことが可能となる。

(2) 取引先との権力の不均衡が構造的に生じやすいことを踏まえた管理体制の強化

上記第6の1(4)のとおり、本事案、類似事案及び本ホットラインへ寄せられた申告の内容からすると、小学館の出版事業においては、編集者と作家、原作者、ライター、制作スタッフその他の取引先との間に権力の不均衡が構造的に生じやすいことを背景として、人権リスクが現に顕在化していたことが窺われる。

このような問題を改善するためには、まず、上記1(2)で述べた人権デュー・ディリジェンスを通じて、編集者と取引先との関係において生じ得る人権リスクを特定し、その内容、発生場面及び影響を整理する必要がある。その際には、ハラスメントや性的言動のみならず、編集者による高圧的な言動、契約条件や原稿料等に関する説

明不足、不透明な契約交渉、不利益な取扱いに対する懸念、取引先が関係性の悪化をおそれて意見や異議を述べにくい状況その他、立場の不均衡に起因して生じ得るリスクについても、幅広く検討することが重要である。

また、その結果を踏まえ、小学館においては、編集者と取引先との関係において遵守すべき行動規範又はガイドラインを整備することも検討に値する。具体的には、取引先との会食、私的な交流、SNS その他の私的連絡手段による連絡、契約条件や原稿料等に関する説明、作品の掲載・連載継続・単行本化等に関する連絡、取引関係に影響し得る要望又は指示を行う場面等について、留意すべき事項を明確化することが考えられる。

さらに、編集者と取引先との関係において、人権リスク又はコンプライアンス上の懸念が生じた場合には、担当編集者個人又は編集部門内で抱え込むのではなく、適時に上位者又は管理部門へ報告し、必要な検討を行うためのエスカレーションルールを整備する必要がある。特に、性的言動、ハラスメント、取引上の不利益を示唆する言動、契約条件又は報酬に関する重大な不満、取引先からの明示的な苦情又は異議等が生じた場合には、編集部門限りで処理するのではなく、管理部門も関与して事実関係を確認し、必要な対応を検討する体制を整備することが重要である。

3 管理部門による関与及び牽制の強化

上記第6の1(3)のとおり、小学館においては、人権侵害又はその懸念が把握された場合であっても、法務室その他の管理部門が編集部門による判断過程に適時に関与し、必要な検証、牽制及びフォローアップを行うための仕組みが十分に整備されていなかった。また、管理部門においても、編集権の尊重を理由として、連載開始又は継続等に関する最終的な判断を編集部門に委ねる意識が強く、人権リスク等が認識された場面においても、主体的に関与すべきとの意識が十分に醸成されていなかった。

そのため、小学館においては、今後、管理部門が、単に編集部門からの相談に応じて助言を行うにとどまらず、人権リスクその他の重要なリスクが認識された場合に、編集部門の判断を牽制・補完する役割を果たすための仕組みを整備する必要がある。この点は、上記2(1)で既に述べたとおり、編集部門において、作家等との取引開始又は継続、別名義での起用、被害者保護及び二次被害防止、関係者のプライバシー、ステークホルダーへの説明責任、レピュテーション等に関わる重要なリスクが認識された場合には、法務室その他の管理部門に速やかに共有し、その関与を受けるべきことを明確化する必要がある。

また、管理部門が人権リスク又はコンプライアンス上の懸念を認識した場合や、上記2(2)で述べた報告・相談に関するルールからの逸脱を把握した場合には、一回的な助言や問題提起にとどめるのではなく、リスクの内容及び程度を踏まえて、フォローアップ

の要否、担当部署、確認事項、対応期限及びエスカレーションの要否を整理し、その後の対応状況を継続的に確認する仕組みを整備する必要がある。特に、人権侵害への助長又は加担の該当性が問題となり得る事案や、被害者保護及び二次被害防止の観点から慎重な対応を要する事案については、管理部門が編集部門と連携しながら情報を把握し、必要に応じて追加的な助言、注意喚起又は経営層へのエスカレーションを行うことが必要である。

さらに、管理部門による関与及び牽制を実効的なものとするためには、管理部門の上記権限及び責任を明確化することも重要である。すなわち、管理部門が編集部門に対して助言を行うにとどまるのか、一定の場合には連載開始又は取引継続等について再検討を求めることができるのか、経営層又は人権委員会等の会議体への付議を求めることができるのかといった点について、あらかじめ整理しておくことが望ましい。

加えて、このような体制を実効的なものとするためには、管理部門において、業務量を踏まえた必要かつ適切な人員配置を行うとともに、人権侵害、ハラスメント、プライバシー、危機管理その他のリスクに関する専門性を有する人材を育成・確保することが望ましい。

4 通報・相談窓口の見直し

上記第6の2(1)のとおり、小学館においては、本事案の発覚前の時点でも、一部の社外関係者はハラスメント窓口等を利用することができ、これらを通じて一定の人権リスクの端緒を把握できる可能性はあったといえる。もっとも、小学館では、本事案が発覚するまでの間、コンプライアンス窓口は社外関係者を利用対象としておらず、ハラスメント窓口も小学館と直接取引関係にあるフリーランス以外は利用できなかった。

この点、上記第3の3(2)アのとおり、小学館は、本事案の発覚後、コンプライアンス窓口の利用対象者の範囲を見直し、内部窓口・外部窓口を問わず、関係会社の従業員並びに小学館及び関係会社と取引を行うフリーランス等の社外関係者からの通報・相談も受け付ける運用へと変更している。この対応は、取引先等の社外関係者からの通報・相談を通じて人権リスクを把握するための取組として評価することができる。

もっとも、利用対象者の範囲を拡大するだけで、社外関係者が実際に利用しやすい窓口として機能するわけではない。そのため、小学館においては、拡大後のコンプライアンス窓口について、フリーランス等の取引先が、自らも同窓口の利用対象者であり、人権侵害やハラスメントの懸念について相談することができることを認識できるよう、利用対象者、対象となる事案、利用方法及び相談後の基本的な流れ等について、分かりやすくかつ継続的に周知する必要がある¹³³。

¹³³ 現在、フリーランスに対しては、業務委託契約において、ハラスメント窓口の連絡先と共に、ハラスメ

他方で、社内関係者向けの窓口については、上記第 6 の 2(1)のとおり、コンプライアンス窓口及びハラスメント窓口が社内イントラネット上で周知されていたものの、いずれの利用実績も限られており、十分に活用されているとは評価し難い状況にあった。したがって、社内関係者向けの窓口についても、各窓口の役割、対象となる事案及び利用方法を分かりやすく整理し、役職員が必要な場面で適切に利用できるよう、周知方法を見直すことが望ましい。

具体的には、社外関係者向け及び社内関係者向けの各窓口について、その対象者、対象事案及び利用方法を区別して整理した上で、小学館公式サイト、社内イントラネットその他の適切な媒体において容易に確認できるようにすることが考えられる。また、取引先等の社外関係者に対しては、取引開始時などに、明確に案内することも考えられる。特に、各窓口の役割分担及び相談後の接続先を明確にし、相談者にとって分かりやすい制度設計とすることが重要である。

加えて、窓口へ相談又は通報があった事案については、受付件数、相談類型、ハラスメント委員会その他の相談対応機関への付議状況及び対応状況の概要を適切に記録・管理し、制度の利用状況及び実効性の検証に活用できる体制を構築する必要がある。相談窓口は、単に設置され、又は利用対象が拡大されるだけでは十分ではなく、社内外の関係者が実際に利用でき、かつ、寄せられた相談が適切な機関に接続される仕組みとして運用されることが重要である。

5 人権リスクを含むコンプライアンス上の問題を把握した場合の組織体制の整備

上記第 6 の 2(2)のとおり、小学館においては、把握され得る人権リスクを含むコンプライアンス上の問題について、それに対処すべき組織が一義的に明確でなく、かつ、対応し得る組織体制として、コンプライアンス委員会及びハラスメント委員会は存在するが、共に実効的に機能しているとは評価し難い状況にあった。

したがって、まずは、人権リスクの問題について、どの機関が一義的な対応を担うかといった組織上の位置付けや権限の範囲等を、社内規程又は運用ルールにより明確にする必要がある。なお、この点については、既存のコンプライアンス委員会又はハラスメント委員会に担わせる方法もあれば、上記 2(1)で言及した人権委員会又はこれに類する会議体を新たに設置し、その所管とすることも一案である。ただし、その場合には、コンプライアンス、ハラスメント及び人権リスクのそれぞれについて、明確な定義を与え、どの機関が対応するかが、明確になるよう、制度設計することが重要となる。

また、各委員会間の連携、分掌、通報・相談を受けた後の対応手順等についても、共

ントに関する指針や相談の対応方針を簡潔に記載した「ハラスメント相談窓口のご案内」が提供されているが、コンプライアンス窓口については同様の対応は取られていない。

通の理念で制度化した上、それぞれの所管する窓口に通報されたものではない人権リスクや、それぞれの所管窓口でいったんは対応したものの、必ずしもその所管の範囲内ではないと判断された事象等の取扱いも適切に行うことができる仕組みを適切に構築する必要がある。

6 問題事象に対する調査及び対応体制の強化

上記第6の2(3)のとおり、小学館においては、リスクマネジメント室の設置その他の危機管理体制の整備が進められていたものの、問題事象を把握した場合に、どのような体制で調査・対応を行い、どのような過程を経て意思決定を行うのかという点について、なお改善を要する課題が確認された。

具体的には、緊急対策委員会及び特別対策委員会の運営に関するルールや判断基準が必ずしも明確に文書化又は周知されておらず、どのような事案を対象として委員会を開催するのか、誰がどのような権限及び責任を負うのかといった点について、小学館内で統一的な理解が形成されていたとは言い難い状況にあった。そのため、小学館においては、緊急対策委員会及び特別対策委員会の運用ルール、設置基準、役割分担及び運営方法等を明確化することが望ましい。

さらに、マンガワン第1事案に係る危機対応では、関係者間で行われた協議内容を記録した正式な議事録その他の記録が十分に作成・保存されておらず、後日、どのような事実を前提として、誰がどのような問題意識を持ち、どのような理由から判断に至ったのかを正確かつ客観的に検証することが困難な状況となっていた。そのため、小学館においては、問題事象への対応に係る事実確認、検討内容、意思決定及び対応状況について、適切な記録を作成・保存する仕組みを整備する必要がある。

第8 結語

小学館は、我が国を代表する総合出版社の一つとして、長年にわたり、児童向け作品から一般向け作品に至るまで幅広い読者に親しまれる作品を世に送り出し、我が国の出版文化及びコンテンツ産業の発展を支えてきた。また、数多くの作家、原作者及びクリエイターと協働しながら、多様な価値観、思想及び表現を社会に提示し、豊かな文化及び言論空間の形成に貢献し続けてきた。その活動は、多くの人々の価値観や人格形成、社会の健全な発展に少なからぬ影響を及ぼしており、小学館は、我が国の言論及び表現空間の形成において重要な役割を担ってきたものである。

そのような社会的に重要な使命と役割を担う出版社であるからこそ、表現の自由を支え、多様な創作活動を支援するという使命のみならず、自らが、出版活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、その事業活動が人権侵害を生じさせ、又は人権侵害への助長又は加担と評価されることのないよう、組織として適切に管理する範を示す責任を負っている。人権尊重は、今日において企業活動一般に求められる基本的な要請であるとともに、多様な表現活動を支える出版活動にとっても、その健全な発展を支える基盤というべきものである。

しかしながら、本調査を通じて明らかとなったとおり、小学館においては、残念ながら、人権侵害の被害者の視点から問題を捉える意識、人権侵害への助長又は加担を防止する観点、編集者と作家その他の取引先との間に生じ得る権力の不均衡に内在する人権リスクに対する認識、さらには人権リスクを含む重要リスクについて組織的に判断し、管理監督するための体制が必ずしも十分ではなかった。

これらの課題に向き合うことは、小学館にとって、単に本事案及び類似事案の再発を防止するために必要であるにとどまらない。本調査で明らかとなった諸課題を改善し、人権尊重を組織運営及び事業活動の基盤として位置付けることは、人権侵害やレピュテーション毀損に伴うリスクを適切に管理し、持続的かつ健全な事業活動を維持していくために重要であり、そして、小学館が社会からの信頼を維持しながら、日本の出版業界をリードする存在として、今後も多様な表現活動を支える役割を果たしていくためにも必要不可欠であるといえる。

当委員会としては、小学館が本調査の結果及び提言を真摯に受け止め、本事案を一過性の問題としてではなく、自らの組織及び事業活動の在り方を見直す契機として活用することを期待する。そして、小学館が、人権尊重を組織運営の基盤として位置付けるとともに、表現の自由を支える出版社としての使命を果たし続けることを通じ、今後更なる発展を遂げることを期待して、本報告書の結びとする。

以 上